

第1回臨時会

平成21年 2 月24日開会

平成21年 2 月24日閉会

第2回定例会

平成21年 3 月 3 日開会

平成21年 3 月19日閉会

三股町議会会議録

三股町議会事務局

目 次

◎第1回臨時会

○2月24日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	-----	3
日程第2	会期決定の件について	-----	3
日程第3	議案第1号上程	-----	4
日程第4	常任委員長報告	-----	5
日程第5	質疑・討論・採決	-----	6

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成21年 第1回臨時会 (2月)	議案第1号	平成20年度三股町一般会計補正予算 (第5号)	原案可決	2月24日

◎第2回定例会

○3月3日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	-----	1 1
日程第2	会期決定の件について	-----	1 1
日程第3	平成21年度施政方針表明	-----	1 2
日程第4	議案第2号から議案第35号までの34議案及び発議第1号一括上程	-----	1 6
日程第5	質疑・討論・採決（発議第1号）	-----	2 4

○3月5日（第2号）

日程第1	総括質疑	-----	2 8
日程第2	常任委員会付託	-----	3 3

○3月10日（第3号）

日程第1	常任委員長報告（議案第10号）	-----	3 6
日程第2	質疑・討論・採決	-----	3 6

○3月16日（第4号）

日程第1	追加議案第36号及び第37号の取扱いについて	40
日程第2	一般質問	41
	3番 上西 祐子君	41
	10番 山中 則夫君	53
	2番 財部 一男君	66
	1番 指宿 秋廣君	79
日程第3	議案第36号及び第37号上程	88

○3月18日（第5号）

日程第1	一般質問	92
	5番 重久 邦仁君	92
	7番 池田 克子君	102
	6番 東村 和往君	113

○3月19日（第6号）

日程第1	常任委員長報告	130
	総務厚生常任委員長	130
	建設文教常任委員長	135
	一般会計予算・決算常任委員長	136
日程第2	質疑	138
日程第3	討論・採決	139
日程第4	質疑・討論・採決	153

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成 21 年 第 2 回定例会 (3 月)	議案第 2 号	三股中学校施設整備基金条例を廃止する条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 3 号	三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 4 号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 5 号	三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 6 号	三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例	原案否決	3 月 19 日
〃	議案第 7 号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 8 号	三股町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 9 号	三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 10 号	平成 20 年度三股町一般会計補正予算(第 6 号)	原案可決	3 月 10 日
〃	議案第 11 号	平成 20 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 12 号	平成 20 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 4 号)	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 13 号	平成 20 年度三股町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 14 号	平成 20 年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)	原案可決	3 月 19 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成 21 年 第 2 回定例会 (3 月)	議案第 15 号	平成 20 年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 16 号	平成 20 年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 17 号	平成 20 年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 18 号	平成 20 年度三股町国民健康保険病院 事業会計補正予算 (第 1 号)	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 19 号	平成 21 年度三股町一般会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 20 号	平成 21 年度三股町国民健康保険特別 会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 21 号	平成 21 年度三股町老人保健特別会計 予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 22 号	平成 21 年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 23 号	平成 21 年度三股町介護保険特別会計 予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 24 号	平成 21 年度三股町介護保険サービス 事業特別会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 25 号	平成 21 年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 26 号	平成 21 年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 27 号	平成 21 年度三股町公共下水道事業特 別会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 28 号	平成 21 年度三股町墓地公園事業特別 会計予算	原案可決	3 月 19 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成 21 年 第 2 回定例会 (3 月)	議案第 29 号	平成 21 年度三股町国民健康保険病院 事業会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 30 号	平成 21 年度三股町水道事業会計予算	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 31 号	町道路線の認定について	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 32 号	三股町営土地改良事業の経費賦課徴収 について	原案承認	3 月 19 日
〃	議案第 33 号	指定管理者の指定について（上米公園 パークゴルフ場）	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 34 号	指定管理者の指定について（三股町養 護老人ホーム清流園）	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 35 号	指定管理者の指定について（三股町在 宅老人デイ・サービスセンター）	原案可決	3 月 19 日
〃	発議第 1 号	三股町議会委員会条例の一部を改正す る条例	原案可決	3 月 3 日
〃	議案第 36 号	一般職の職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例	原案可決	3 月 19 日
〃	議案第 37 号	平成 20 年度三股町一般会計補正予算 (第 7 号)	原案可決	3 月 19 日

一 般 質 問

発 言 順 位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 趣 旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 雇用及び救済対策について	① 町内の企業、特に誘致企業に対し労働者の解雇をさせない様町として申し入れをしたり話し合いをされたのか伺う ② 失業している人に対しての雇用など含めて救済策を伺う ③ 大不況から町民生活を守る「相談窓口」の設置は考えていないのか	町 長
		2 入札制度について	① 入札制度を改革して1年になるが、現在の実情と改善点はないのか伺う ② 町内業者の育成と競争入札をどう考えておられるのか	
		3 後期高齢者医療制度になって保険料を納めていない人への対応について	① 保険証がない人は町内でどの位いるのか ② 高齢者の資格証明書の発行をやめさせる様申し入れ、救済を考えるべきではないか	
		4 町内の生活実態調査について	① 町民の生活実態、営業などの実態を聞きとる調査（アンケート）の取り組みをする考えはないか伺う	
2	山中 則夫	1 町長の政治姿勢について	① 「町民の声」が反映された町政運営がされているか ② 今後三股駅前再開発事業はどのようなのか。物産館については行政としてどう対処していくのか ③ コミュニティバスの運行については現在の運営のままでいいのか ④ 自主財源確保のための施策はあるのか	町 長

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
3	財部 一男	1 指定管理者指定について	① 本町における指定管理者の成果について問う ② 指定管理した団体の経営内容等については、公表すべきと考えるがいかがか ③ 自立した町づくりにおいては指定管理者制度は有効な手段であると思われる。今後どう拡大していくのか問う。	町 長
		2 勝岡城跡地対策について	① 本丸城跡地の買収状況は。又、跡地活用はどう考えているか。 ② 本丸城周辺の整備を県営において施工されておるが町は今後どう対処されるのか。 ③ 二の丸城跡地の農地に対する指導（雨水対策等）	町 長 教育長
4	指宿 秋廣	1 派遣社員等の雇い止め対策について	① 本町における実態について ② 対策について	町 長
		2 表彰制度について	① 町民の表彰について ② 感謝状について	町 長 教育長
		3 学校における分煙について		教育長
5	重久 邦仁	1 文化会館について	① 当初予算・自主文化事業の取り組みについて伺う	教育長
		2 義務教育について	① 家庭負担のあり方の認識を伺う	
		3 選管の職務管理について	① 選挙啓発活動の取り組みについて伺う	選挙管理 委員長
		4 投票所削減について	① 選挙管理委員会での審議内容を伺う	
		5 投票所復元について	① 削減された地域から復元の要望があるが町長としての考えを伺う	町 長
6	池田 克子	1 農業振興について	① 耕作放棄地等の現状と課題について ② 農業後継者不足の対応策について	町 長
		2 健康対策について	① 諸ガン検診率の推移について ② 諸ガン検診への方法と啓発について	

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
7	東村 和往	1 住民サービスについて	① 地区要望制度が廃止されて久しいが、住民の声を行政に反映させる取り組みの現状について伺う ② 以前の地区要望で出されていた件で、まだ実現していない分の対応について伺う ③ 携帯電話で住民の声を聞いたり、お知らせをメールで流したりするサービスを実施している自治体があるが、本町でも取り組む価値はあると思うがどう考えるか	町 長
		2 教育問題について	① 教育研究所を中心に、各学校で小中一貫教育に取り組んでいるが行政としても自治公民館等地域組織と連携して支援できないか ② 町 PTA 連絡協議会が、マンネリ化した PTA 活動の改善に取り組んでいるが、現状と対策について考えを伺う ③ 中学校の部活動の状況について現況を伺う。また、体育部は盛んであるが、文化部は選択肢が少ない。検討する考えはないか伺う	教育長

三股町告示第3号

平成21年度第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年2月20日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成21年2月24日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君

財部 一男君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

東村 和往君

池田 克子君

原田 重治君

中石 高男君

山中 則夫君

黒木 孝光君

山領 征男君

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 1 回（臨時）三 股 町 議 会 会 議 録 （第 1 日）

平成 21 年 2 月 24 日（火曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 21 年 2 月 24 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件について
日程第 3 議案第 1 号上程
日程第 4 常任委員長報告
日程第 5 質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件について
日程第 3 議案第 1 号上程
日程第 4 常任委員長報告
日程第 5 質疑・討論・採決
-

出席議員（11 名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 指宿 秋廣君 | 2 番 財部 一男君 |
| 3 番 上西 祐子君 | 5 番 重久 邦仁君 |
| 6 番 東村 和往君 | 7 番 池田 克子君 |
| 8 番 原田 重治君 | 9 番 中石 高男君 |
| 10 番 山中 則夫君 | 11 番 黒木 孝光君 |
| 12 番 山領 征男君 | |
-

欠席議員（1 名）

- 4 番 大久保義直君
-

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	溝口 良信君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前 10 時 00 分開会

- 議長（中石 高男君） ただいまから平成 21 年第 1 回三股町議会臨時会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。
-

日程第 1. 会議録署名議員の指名

- 議長（中石 高男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本会議中の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 5 番、重久君、
7 番、池田さんの二名を指名いたします。
-

日程第 2. 会期決定の件について

- 議長（中石 高男君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。
議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。
〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕
○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果
について御報告をいたします。
去る 2 月 20 日、午前 10 時から委員会を開催し、本臨時会にかかわる諸事項について協議を
行いました。その結果、本臨時会の会期は本日 1 日限りとし、本日提案される議案第 1 号につい
ては一般会計予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） では、お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とすることにし、今回提案される議案第1号については一般会計予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決しました。議案第1号につきましては、一般会計予算決算常任委員会に付託することに決しました。

日程第3. 議案第1号上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第1号を議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成21年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

国におきましては、急激な金融経済情勢の変化に対応するため、現在開催されております第171回通常国会において、平成20年度二次補正予算として、緊急の経済対策が措置されたところであります。本案はこれを受けて、所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額82億9,615万3,000円に歳入歳出それぞれ4億8,594万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,209万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

国庫支出金におきましては、定額給付金給付事務費補助金や地域活性化生活対策臨時交付金のほか、勝岡小学校体育館改築に伴う補助金等をそれぞれ増額補正するものであります。繰入金につきましては、公共施設等整備基金繰入金を増額補正し、町債においては、消防車庫耐震化事業ほか、財源調整のため減額補正をするものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

総務費は、定額給付金給付のための事務費を計上し、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、庁舎旧館のサッシ改修事業費をそれぞれ増額補正するものであります。

民生費は、子育て応援特別手当支給のための事務費を計上し、土木費は地域活性化生活対策臨時交付金事業として共同の改良事業4路線をそれぞれ増額補正するものであります。

教育費は、地域活性化生活対策臨時交付金事業として勝岡小学校体育館改築事業費や三股小学校、宮村小学校、梶山小学校の耐震診断委託料をそれぞれ増額補正するものであります。

なお、今回の補正予算については、三股駅舎機械警備委託料を除いて、繰越明許費となるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） これより、本会議を休憩します。

午前 10 時 05 分休憩

午後 0 時 15 分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第 4. 常任委員長報告

○議長（中石 高男君） 日程第 4、常任委員長の報告をお願いします。常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○常任委員長（黒木 孝光君） それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は 1 件でございます。議案第 1 号「平成 20 年度三股町一般会計補正予算（第 5 号）」について、御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額 8 億 2 億 9, 615 万 3, 000 円に、歳入歳出それぞれ 4 億 8, 594 万 3, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7 億 8, 209 万 6, 000 円とするものです。

今回の補正は、国において急激な金融経済情勢の変化に対応するため、現在開催中の通常国会において、平成 20 年度二次補正として緊急の経済対策が措置されました。これを受けて、所要の補正を行うものです。

委員会において、詳しく説明を受けましたので、内容については省略します。

まず、歳入について主なものは、国庫支出金で、定額給付金給付事務費補助金、地域活性化生活対策臨時交付金等、民生費教育費の補助金であります。繰入金を増額補正し、町債は土木債、消防債を減額し、教育債を増額するものです。

次に、歳出について主なものは、定額給付金のための事務費の計上と地域活性化生活対策臨時

交付金事業としては、庁舎旧館のサッシ改修事業に増額、子育て応援特別手当事業や土木費では、共同の改良事業４路線で計上し、教育費では勝岡小学校体育館改築事業等、小学校３校の体育館耐震診断委託料を増額補正するものです。

なお、今回の補正では、各事業において第２表「繰越明許費」で処理されるものでございます。当委員会では、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、御報告終わります。

日程第５． 質疑・討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第５、質疑・討論・採決を行います。

それでは、これより議案第１号「平成２０年度三股町一般会計補正予算（第５号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りします。本案は、議員全員で審査しておりますので、質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） ただいま議題となっております議案第１号「平成２０年度三股町一般会計補正予算（第５号）」について、反対の立場から討論いたします。

本案で評価すべきことはいっぱいありますけれども、例えば、都市整備の関係、教育の関係ありますが、私はこの定額給付金の問題について、三股町でこの予算上から言うと総額約４億円になろうとしている予算であります。この４億円というものがあれば、もっと別の地域の活性化対策ができるのではないかと。それから、所得が大きい人の１万２，０００円と小さい人の１万２，０００円、単年度ということを考えて、所得の低い人、困っている人に、もし現金を差し上げるのであれば、手厚くやるべきではないのかなというふうに思っております。本当に困っている人、例えば、委員会のときも申し上げましたけれども、家庭内暴力によって自分の住所すら名乗れない。子供を連れていらっしゃらないということも想定ができます。そういう人は、自分のもらうものがもらえずに、夫のところにすべてのお金っていく可能性が否定できません。こういうことを考えると、私は、この制度そのものに反対という立場から、議案になっております一般会計補正予算に反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これから議案第1号を採決します。議案第1号は、御異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数。よって、議案第1号は可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後0時21分休憩

〔全員協議会〕

午後0時22分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中石 高男

署名議員 重久 邦仁

署名議員 池田 克子

三股町告示第4号

平成21年度第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年2月27日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成21年3月3日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○3月5日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月16日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 2 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 21 年 3 月 3 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 3 月 3 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件について
日程第 3 平成 21 年度施政方針表明
日程第 4 議案第 2 号から議案第 35 号までの 34 議案及び発議第 1 号一括上程
日程第 5 質疑・討論・採決 (発議第 1 号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件について
日程第 3 平成 21 年度施政方針表明
日程第 4 議案第 2 号から議案第 35 号までの 34 議案及び発議第 1 号一括上程
日程第 5 質疑・討論・採決 (発議第 1 号)
-

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長		渡邊 知昌君	
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	溝口 良信君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中石 高男君） それではただ今から、平成 21 年第 2 回三股町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（中石 高男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 6 番、東村君、12 番、山領君の二人を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件について

○議長（中石 高男君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る 2 月 27 日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項の協議を行いました。その結果、本定例会の会期は本日より 19 日までの 17 日間とすることに決定いたしました。日程の詳細に

つきましては、会期日程案を配布しておりますので、説明を省略いたします。

なお、議案第10号につきましては、8日目の3月10日に先議し、発議第1号については、本日、全体審議で措置することに決定いたしました。

また、3月16日に追加議案が上程される予定になっております。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの17日間とし、議案第10号は8日目の3月10日に先議し、発議第1号については、本日全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間とし、議案第10号は3月10日に先議し、発議第1号については本日、全体審議で措置することに決しました。

次に、一般質問の通告期限であります、明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、一般質問をされる方は時間厳守の上、事務局に提出くださるようお願いします。

また、総括質疑の通知については、明日の正午までとします。詳細な数値などの提示を求める質問については、事前に通告してくださるようお願いします。

日程第3. 平成21年度施政方針表明

○議長（中石 高男君） 日程第3、平成21年度施政方針の表明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。風邪をひいて喉をやられておりまして、声が擦れておりますが、ひとつ御理解を頂きたいと思えます。

それでは、施政方針を申し上げます。

本日、ここに平成21年第2回三股町議会定例会の開催に当たりまして、平成21年度の町政運営について私の所信の一端を申し上げます。私は就任以来、私の政治信条であります「対話と協調」を基本に町政の円滑な運営に身を注ぎ、各種の事業を計画どおり推し進めているところでありますが、この間における町議会議員の皆様を初め、町民各位の御理解、御協力に対しまして、衷心より深く感謝申し上げる次第であります。町政は町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならないという私の政治信条と合わせ、心の政治、心の通う町政の基本理念に基づき、今後更に全身全霊を傾けて、町政の推進に取り組んでまいり所存であります。議会議員の皆様を初め、町民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、アメリカを震源とする世界的な経済悪化は日本経済にも大きな

影響を及ぼし、特に輸出関連の自動車産業や電子産業を初めとする多くの企業の業績が悪化し、非正規労働者などの解雇または内定取消など、国民生活の根幹にかかわる未曾有の事態を引き起こし、深刻な社会問題となっております。麻生総理は平成21年度施政方針で「安心と活力ある社会を目指し、景気対策を喫緊の課題と位置づけて対応する」と表明をいたしました。しかしながら、ねじれ国会の影響から経済対策の法案は遅々として進まず、地方自治体においても大きな影響を生じております。政府には、真に必要な経済対策を早急に実施し、将来に不安のない国づくりを行ってほしいと切に願うものであります。

また、昨年8月には、アジアで3度目となる平和とスポーツの祭典、オリンピック・パラリンピック競技大会が中国北京の地で開催され、多くの感動とドラマを生み、世界の人々の記憶に残るすばらしい大会となりました。一方、世界的に自然災害の多い年で、5月には中国四川省を震源とした四川省大震災が発生し、死者・行方不明者を合わせると10万人を超える大災害となったほか、大型サイクロンが襲ったミャンマーでも10万人を超える死者・行方不明者が出ております。国内におきましても異常気象によるゲリラ的集中豪雨が多発し、土砂崩れや河川の氾濫など、全国各地で多くの災害が発生いたしました。幸い、本町におきましては、このような災害はほとんどなかったものの、今後の防災対策の重要性を改めて再認識したところであります。

また、幼い子供達を標的にしたり、無差別に人の命を奪うという身勝手な凶悪犯罪が後を絶ちません。更には、中国産乳製品へのメラミン混入や食品の産地偽造、事故米の不正・転売など、人間社会の根幹をなす食生活をも脅かす問題が多発し、食の安全確保への取り組みが強く求められております。そして、地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化社会の進行、高度情報化、環境問題の深刻化、住民ニーズの多様化など大きく変化いたしております。これらに、柔軟に対応し、着実に前進を続けるためには、将来にわたって、持続可能な財政基盤の構築が必要不可欠であります。百年に一度の経済危機とも言われる中、一層効率的な行財政運営と歳入構造の改善を図り、残された諸課題を先送りすることなく、次世代への責任を果たすためにも、全力を傾聴してまいり所存であります。

本町は、先に自主・自立の道を選択して、抜本的な改革見直しに取り組み断行してすでに6年目を迎えておりますが、現在の厳しい財政事情の中で、優先すべき事業、サービスの提供につきましましては、従来にも増して厳しい選択が求められております。

なお、このような厳しい状況を十分踏まえて、町民と行政が痛みを分かち合いながら、当然、行政自身も従来にも増して更に無駄を省き、業務の効力化を進め、貴重な財源をより有効に活用できるよう努めなければなりません。この点につきまして、議会議員の皆様を初め、町民各位の御理解と御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

平成21年度の本町の歳入面でも、依然として自主財源等が少なく、大変厳しい財政運営が強

いられております。歳出につきましては現在、施工中の公共下水道整備などのほか地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など、重要施策課題に代わる行政需要が一層増加する状況にあります。このような、厳しい状況の中ではありますが、第4次三股町総合計画の基本構想に基づき、基本目標としております「活力にあふれ、心あたたまる住みよいまち、三股」を実現するために、5つの重点施策の実現に向けて町民との協力、協働による理念の元、懸命に取り組む所存であります。

まず、「自然と調和した快適な環境のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して住居を供給することを目的としておりますが、近年の入居者ニーズは多種多様なものがあり、良質な公営住宅の供給が求められております。そこで平成21年度には、塚原第2団地建て替えに向けた基本設計を予定しておりますが、また、町営住宅の集約化、住環境の改善を図るとともに、人口減少地区への宅地分譲など、関係者の御協力を得ながら、快適な生活の場を提供してまいりたいと存じます。

上水道の整備につきましては、町民の生命と健康を守り、心身ともに豊かな生活を支える上で最も不可欠なものであります。長田地区の簡易水道につきましては、平成21年度より供用開始をいたしますが、今後も引き続き上水道の安全で良質な水、安定的な供給に引き続き努めてまいります。

公共下水道整備につきましては、生活環境の水質保全を図るため事業を進めており、すでに一部供用開始いたしておりますが、更に、未加入者への加入促進と普及率の向上に努めてまいります。

また、農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設への更なる接続を推進してまいります。

環境保全につきましては、地球的規模で広がりを持ち、持続可能な社会づくりの推進を求められており、住民の要求も多種多様であります。そのため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷を少なくし、循環型ごみ行政を基調とするまちづくりのため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルなど環境保全に関する施策を進めてまいります。

次に、「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」について、主なものを申し上げます。

本町の教育は、教育基本法の理念と、三股町民憲章の精神を基調としながら、薫り高い文化の創出を育み、文教の町三股を目指して推進してまいります。

まず、社会教育の充実について、開館以来盛況であります文化会館と図書館については、町民が芸術・文化・情報に触れる機会を広めるため、自主文化事業の充実、読書活動の推進、窓口サービスの更なる向上に努め、町民に親しまれ、かつ、両施設の効率的な利活用を図ってまいり

ます。

次に、学校教育の充実と、教育環境の整備については、国際化・高度情報化・高齢化の中に生きる子供たち一人一人が自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動する、生きる力を身につけさせることは大きな教育課題となっております。事業の展開に当たっては、基礎・基本の確実な定着や、自ら学ぶ意欲、思考力等の育成、児童・生徒の問題行動やいじめの早期発見・早期対応等、教育課題解決に向け、学校・家庭・地域社会の連携体制の強化に努めてまいります。学校の施設整備につきましては、平成18年度より実施してまいりました三股中学校の整備事業が平成20年度をもって竣工いたしました。更に老朽化した各小学校、屋内体育館の耐震化及び改修等を行ってまいります。

次に、「あたたかみのある福祉と健康のまちづくり」について、主なものを申し上げます。

介護保険制度の充実、保健予防活動や生きがい対策も含めた保健福祉サービスを積極的に推進することにより、保健福祉施策の効果的な展開を目指していく所存であります。生涯にわたる心身の健康づくりは、長寿社会を迎え、ますます重要な課題となっております。自分の健康は自分で守り、自分でつくるという自己管理意識はもとより、地域に根ざした保健行政を進めるため、予防接種の実施、各種の健康診査を初め、自己の健康教育・健康相談・健康教室などの充実を図ってまいります。そのため、総合福祉センター「元気の杜」も積極的に活用し、高齢者・障がい者のみならず一般市民の児童など、町内の他世代にわたる人々が交流を深める福祉の拠点として、健康で安心して暮らせるあたたかみのある福祉のまちづくりの推進に取り組んでまいります。また、少子化対策の一環として、本町では乳幼児医療費の就学前完全無料化を行っておりますが、今後も更なる福祉の増進に努めてまいります。

町立病院につきましては、これまで指定管理者に管理運営をお願いしてきたわけですが、昨年11月の臨時議会において医療法人敬和会戸嶋病院への譲渡について議会の御承認を頂いており、この4月1日をもって町立病院としては廃止する予定でございます。

次に、「活力にあふれる産業のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

農畜産業は本町の基幹産業であり、その振興は本町経済にとって最も重要なものであります。消費者の健康志向が高まる中、安全で高品質な農畜産物の生産、環境に優しい環境保全型農業の展開が大きな課題となっております。特に、畜産が本町の農業総生産額の面からも、農業の主力をなすものでありますので、今後更に、生産性の高い安定した畜産経営の改善に意を注いでまいります。農道・用排水路等土地基盤の整備、後継者や女性農業者の育成支援並びに畑地かんがい事業、集落営農の推進など各種施策を推進し、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の高い産地形成を目指してまいります。

一方、商工業の振興についてであります。昨年後半から急激に悪化した今日の経済状況は、

地域経済の活性化にも影を落としつつあります。商工団体との連携を図る施策を展開するとともに、緊急雇用創出を図る各種事業に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。同時にまた、既存の地場産業の振興を初めとした雇用の場の確保に努め、誘致企業の立地などにも積極的に取り組んでまいります。なお、本町の農・商・工連携及び情報発信の拠点施設としての物産館を含めた産業会館につきましては、商工振興と活性化の観点から鋭意支援をしてまいります。更に、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向の消費拡大にも努めてまいります。

次に、「総合的な町政の推進」であります。豊かで活力にあふれ、三股町を創造するためには、行政と町民が一体となって、まちづくりを展開していくことが求められています。そのために、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫を活かしながら、まちづくりへの意欲と総合連携を図り、住みよい活力にあふれるまちづくりを進めてまいります。なお、情報化の推進につきましては、ＩＴ情報技術の飛躍的な発達に伴い、インターネットによるホームページの充実に努めてまいります。自治体運営を取り巻く情勢は年々厳しさを増し、難しい時代を迎えております。そうした中、町民と行政の新たなパートナーシップの確立を目指し、更に町民の視点に立った抜本的な行政改革を進めていく所存であります。

なお、コミュニティバス「くいまーる」の振興につきましては、今後も利用者の立場に立って、路線や時刻などについても検討を重ね、高齢者、障がい者などの交通弱者の利便性の向上を図ってまいります。

なお、入札制度のあり方につきましては、公共工事発注における透明性、公平性の確保から、全国の地方自治体においてその改善の見直しが強く求められております。本町におきましては、平成１９年度途中から試行的に条件付き一般競争入札を導入しておりますが、今後も国・県等の動向を十分見極めながら慎重に対処してまいりる所存であります。

以上、私の初心の一端を申し上げましたが、私は常に町民主体の施策を展開すべく清潔で公平・公正な行政運営に努め、強い信念と情熱をもって粉骨砕身全力を傾聴してまいりる所存であります。議会議員の皆様を初め、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。施政方針といたします。

日程第４．議案第２号から議案第３５号までの３４議案及び発議第１号一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第４、議案第２号から議案第３５号までの３４議案及び発議第１号を一括して議題といたします。ここで提案理由の説明を求めます。町長

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑原 和男君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成２１年第２回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を

申し上げます。

まず、議案第2号「三股中学校施設整備基金条例を廃止する条例」について御説明申し上げます。本案は三股中学校の整備事業が平成20年度をもって竣工したことに伴い、その基金条例の廃止をするものであります。

次に、議案第3号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本案は長田地区簡易水道整備事業完了に伴い、上水道事業へ経営統合するためのもので所要の事項について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本案は中原第2団地内の住宅5戸を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本案は塚原第2児童遊園など3カ所の児童遊園を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本案は、必要最低限の生活が保証されている生活保護受給者及び課税世帯の者を、心身障害者福祉手当の支給対象外とすることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。本案は、第4期介護保険事業計画の策定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号「三股町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」について御説明申し上げます。本案は、介護報酬改定に伴う介護保険料上昇分を抑制するため、国が介護報酬引き上げ分の2分の1相当額を市町村に交付することから、基金を造成するものであり、所要の事項について条例を定めるものであります。

次に、議案第9号「三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例」について御説明申し上げます。本案は、多世代の交流拠点施設として三股駅の駅舎の改修が平成20年度で完了することから、設置及び管理に関し所要の事項について条例を定めるものであります。

次に、議案第10号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。本案は、平成20年度の会計年度末を控え、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであり、その他、地方債の変更を行おうとするものであります。歳入歳出予算の総額87億8,209万6,000円から歳入歳出それぞれ4,443万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,766万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。町税は各税目の現年課税分、滞納繰越分について実績見込みによりそれぞれ増減補正するものであります。国県支出金が常設保育所運営費負担金及び県税徴収事務取扱交付金など、実績見込みにより減額し、安全・安心な学校づくり交付金を決定により増額補正するものであります。財産収入は売り払いを予定していた唐橋と南原住宅の隣接地を減額し、町立病院北側の用地代等を増額補正するものであります。詳細については三股中学校整備事業の教育債などをそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを説明を申し上げます。各費目において、事業費の実績見込み決定、執行残等による減額補正が主なものでありますが、繰越金は後期高齢者医療保険特別会計繰越金を減額補正し、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、梶山及び宮村南部地区農業集落排水事業特別会計などをそれぞれ増額補正するものであります。また、民生費において、養護老人ホーム措置費や保育所運営費を見込みにより減額補正し、諸支出金が各基金の預金利子相当額を積み立てるもので、予備費は今回、補正の収支調整額を計上いたしております。

次に、第2表、地方債の補正であります。一般公共事業債及び公営住宅事業債、それぞれ対象事業費の増加により限度額を増額補正するものであります。

次に、議案第11号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出予算の総額29億7,920万6,000円に歳入歳出それぞれ1,127万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,048万5,000円とするものであります。これは、高額医療費共同事業拠出金、養護給付費等交付金などを補正するものであります。

次に、議案第12号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出予算の総額2億1,245万8,000円から歳入歳出それぞれ1,163万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億82万8,000円とするものであります。これは、広域連合からの指示によるもの及びシステム改修委託料を補正するものであります。また、システム改修が年度内に改修が完了しないため、繰越明許を行うものであります。

次に、議案第13号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出予算の総額16億4,298万3,000円に歳入歳出それぞれ3,611万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,909万4,000円とするものであります。歳入の主なものは、実績に基づき介護保険料を増額し、調整交付金にかかわる国庫補助金の減額、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金後増額補正するものであり、歳出におきましては、保険給付費、基金積立金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第14号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出予算の総額1,420万6,000円に歳入歳出それぞれ187万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ1,233万1,000円とするものであります。歳入につきましては、実績に基づき予防給付収入を減額補正し、一般会計からの繰入金を増額補正するものであり、歳出につきましては、一般管理費を減額補正するものであります。

次に、議案第15号から議案第17号までの3議案につきましては、関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。これらの3議案は、水道料金会計システム導入に伴う所要の補正を行うものであります。

まず、議案第15号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は歳入歳出予算の総額4,282万4,000円に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,342万7,000円とするものであります。

次に、議案第16号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は歳入歳出予算の総額3,702万8,000円で、歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,763万1,000円とするものであります。

次に、議案第17号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額3億8,960万9,000円に、歳入歳出それぞれ120万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,081万4,000円とするものであります。

次に、議案第18号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。本案は、御承知のとおり、国保病院の資産を有償譲渡したことに伴う補正を行うもので、まず、収益的収入予算に4,297万6,000円を追加し、総額を6,060万9,000円に、収益的支出予算に5,741万9,000円を追加し、総額を8,604万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入予算に1億68万4,000円を追加し、総額を1億493万2,000円とするものであります。

次に、議案第19号「平成21年度三股町一般会計予算」について御説明を申し上げます。平成21年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画及び社会経済情勢の動向を見て、予算編成を行ったものであります。我が国の経済は世界の金融資本史上の危機を契機に世界的な景気後退がみられる中、外需面に加え国内需要も停滞

し、景気の下降局面にあります。雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の倒産が増加している状況にあります。

こうした中、国における平成21年度予算編成にあたっては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006などにに基づき、財政健全化に向けた基本的方向性を維持しつつ、予算配分の重点化、効率化を実施し、生活者の暮らしの安心、金融経済の安定強化及び地方の底力の発揮に施策を集中することとなっております。

一方、地方財政については、歳入歳出総額を対前年度比マイナス1.0%とするなど、歳出改革路線を堅持しつつ、生活防衛のための緊急対策として地方交付税が1兆円追加され、地方自治体に交付される地方交付税の総額を前年度当初予算に比べ2.7%の増額としております。また、景気低迷による地方税収の財源不足とその補てん策といたしまして、臨時財政対策債等の増発が講じられております。

本町におきましてはこのような国の動向や情勢を踏まえ、更に一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、本町の自主財源である町税は、経済状況により平成14年度以来の減少に転じたところであります。また、その他の収入につきましても大幅な増収は見込めず、歳出においては医療制度や福祉関連事業の行政需要の動向により、引き続き厳しい財政運営を強いられている状況にあります。平成21年度当初予算では、これらの行政需要に加えて、行政改革を推進しつつ、新規事業にも積極的に取り組むとともに、地方単独事業など、起債事業の抑制や基金残高の減少に歯止めをかけるなど、財政健全化に向けて取り組んでまいります。

まず、第1表、歳入歳出予算の概要について御説明を申し上げます。平成21年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億4千万円で対前年度比8.7%、6億9,000万円の減となっております。歳入のうち自主財源は26億2,438万円で構成比36.2%、既存財源が46億1,562万円で構成比63.8%となり、前年度より自主財源の割合が2.7%減となっております。

次に歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が構成比52.7%、経常的経費が構成比40.9%、投資的経費が構成比6.3%になっており、前年度より投資的経費の割合は小さくなり、義務的経費と経常的経費の割合が大きくなっております。

次に、第3表、地方債について御説明を申し上げます。本年度の地方債は一般公共事業債、公営住宅建設事業債など、4億4,083万7,000円予定しております。

次に、歳出予算の新規事業及び主なものについて御説明を申し上げます。総務費は行政一般の経費のほか、コミュニティバス施設整備事業、新公会計制度によるバランスシートの作成に係る経費が主なものであります。民生費は、社会福祉及び児童福祉に伴う経常的な経費のほか、国民

健康保険特別会計などへの繰出金及び高齢者等多世代交流拠点施設事業の備品購入費などが主なものとなっております。衛生費は、保健環境衛生費などにかかわる経常的な経費のほか、合併処理浄化槽設置整備事業、都城市行政委託事業の清掃工場費、リサイクルプラザ管理費などの負担金が主なものとなっております。なお、乳幼児のH i bワクチン接種事業助成及び妊婦検診助成の充実などを新規事業として計上をいたしております。農林水産業費は、農業振興費及び畜産業費等の各種農業団体等に対する負担金補助及び交付金などの通常的な経費のほか、飼料の高騰による資金利子補給、県単かんがい排水整備事業、農地・水・農村環境保全向上負担金などを主なものといたしております。

商工費は、商工振興費、観光費等に代わる経常的な経費のほか、駅前多目的広場整備事業、緊急雇用対策事業などが主なものであります。土木費は、道路維持費、道路新設改良費、町営住宅の火災報知器設置事業のほか、新規事業といたしまして、塚原第2団地基本設計の設計委託料や島津紅茶園切寄線、測量設計委託料が主なものとなっております。消防費は、常備消防委託料のほか、通常経費、教育費は、小・中学校の教育振興費や社会教育費保健体育費の経常的な経費のほか、長田小学校の屋根防水工事、給食センターの食器洗浄機等が主なものとなっております。

次に、議案第20号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,213万円とするものであります。対前年度比10.4%の減であります。歳入の主なものは、保険税が対前年度比4.2%国庫支出金が対前年度比11.0%、共同事業交付金が対前年度比17.5%、それぞれ減となっております。歳出につきましては、保険給付費が対前年度比10.1%、老人保健拠出金が57.3%、それぞれ減となっております。

次に、議案第21号「平成21年度三股町老人保健特別会計補正予算」について御説明を申し上げます。本案は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,901万4,000円とするもので、対前年度比88.2%の減となっております。歳入歳出とも、平成20年度3月以前の請求遅延の医療諸費を計上したものであります。また、歳入につきましては、支払基金交付金が所定の負担率により計上しており、国庫負担金及び県費負担金については、それぞれ減額をいたしております。

次に、議案第22号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,067万6,000円とするもので、対前年度比8.0%の減であります。歳入については、保険料、一般会計繰入金、歳出については、広域連合納付金などを広域連合の見込みにより、計上をしております。

次に、議案第23号「平成21年度三股町介護保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,774万9,000円と定め

るもので、対前年度比7,706万4,000円、4.8%の増でございます。歳入の主なものは、保険料は対前年度比17.2%の増、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が対前年度比2.6%の増、繰入金が対前年度比3.9%の増となっております。歳出の主なものは、総務費が対前年度比7.4%の減、保険給付費が対前年度比5.9%の増、地域支援事業費が対前年度比0.9%の減となっております。

次に、議案第24号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,369万3,000円と定めるもので、対前年度比1.9%の減となっております。

次に、議案第25号「平成21年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,007万5,000円とするものであります。

次に、議案第26号「平成21年度三股町宮村南部地区集落排水事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,678万7,000円とするものであります。

次に、議案第27号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。本町は公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図る本事業の推進をしているところであります。下水道事業の全体計画は、564ヘクタールのうち195ヘクタールの区域が事業認可を受け年次的に整備を進めているところであります。本年度は供用開始した区域の接続推進を図りながら、計画的な面整備を進めてまいります。したがって、平成21年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億173万6,000円とするものであります。

次に、議案第28号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計予算」について御説明申し上げます。本事業は町民の墓地需要にこたえるため、町民の意向を反映した墓地公園として整備し、現在維持管理を行っているところであります。すなわち、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,833万円とするものであります。

次に、議案第29号「平成21年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」について御説明を申し上げます。御承知のとおり、町立病院が4月1日より戸嶋病院に譲渡したことにより、平成21年度は起債の繰上償還や補助金の返還等を計上をいたしております。まず、収益的収入及び支出における支出は、人件費を初め、公営企業会計、システムの保守料、起債の繰上償還に伴う利息分など、1,097万8,000円を計上をいたしております。また、資本的収入及び支出における支出は、2,955万7,000円を計上しており、これは企業債の繰上償還金及び補助金の返還金であります。

次に、議案第30号「平成21年度三股町水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであります。また、平成18年度より整備してまいりました長田地区水道整備事業につきましては、平成20年度で完成し、平成21年度より供用開始の予定であります。したがって、業務の予定量は、給水戸数9,989戸、年間総給水量293万3,387立法メートル、1日平均給水量8,037立方メートルの予定をいたしております。主な建設改良事業は、配水管施設替工事を予定をいたしております。すなわち収益的収入及び支出についての水道事業収益は3億9,904万2,000円を予定しております。また、水道事業費用は3億7,575万3,000円を予定をいたしております。

次に、資本金収入及び支出における収入は437万9,000円予定しており、支出の総額は2億1,588万5,000円を予定をいたしております。なお、収支不足額2億1,120万6,000円が当年度分損益勘定留保資金などで補てんをするものであります。

次に、議案第31号「町道路線の認定について」御説明を申し上げます。本案は町道・農道からの所管替え等により、道路2路線について町道認定を行うものであります。

次に、議案第32号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」御説明申し上げます。本案は県単独かんがい排水事業による水路橋工事に伴い、受益者からの分担金を徴収しようとするものであります。

次に、議案第33号から議案第35号までの3議案につきましては、関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。これら、3議案は、すべて指定管理者の指定についてでございます。3議案ともそれぞれこの3月末をもって、指定管理の期間が満了することから、平成21年度からの推定について協議したところ、施設の性格や管理実態を踏まえ、引き続き同法人等をそれぞれ3年間指定しようとするものであります。

まず、議案第33号、上米公園パークゴルフ場の指定管理として、三股町パークゴルフ協会を指定しようとするものであります。

次に、議案第34号、三股町養護老人ホーム清流園の指定管理者として、社会福祉法人やまびこ会を指定しようとするものであります。

次に、議案第35号は三股町在宅老人デイ・サービスセンターの指定管理者として、社会法人三股町社会福祉協議会を指定しようとするものであります。

以上、34議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いをいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

ちょっと訂正がございますので訂正を申し上げます。議案第14号の中で、議案名を申し上げます。「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」の中でござい

すが、本案は、歳入歳出予算の総額1,420万6,000円にを、「から」に訂正をし、歳入歳出それぞれ187万9,000円を減額、追加を減額ということに訂正をさせていただきます。

それから、議案第30号「平成21年度三股町水道事業会計予算」の説明の中で、年間総給水量を283万3,375立方メートルのところを、283万3,387立方メートルと申したそうでございますが、これを375立方メートルに訂正をいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） それではここで、11時15分まで、本会議を休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時14分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

次に、発議第1号の提案理由の説明を求めます。原田君。

〔8番 原田 重治君 登壇〕

○（8番 原田 重治君） 発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明をいたします。

現在の議会運営委員会の委員は、総務厚生常任委員会及び建設文教常任委員会からそれぞれ委員長と委員1名を選出し、定数4名の委員で構成しておりますが、会期日程等にも深く関与します一般会計予算決算常任委員会の委員長を議会運営委員会委員として加え、4名を5名に変更するものと議会運営委員会で決定いたしましたので、今年5月1日の議会構成替に備えて三股町議会委員会条例の一部改正をしようとするものであります。よろしく、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願いいたします。以上です。

----- . ----- . -----
日程第5. 質疑・討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第5、質疑・討論・採決を行います。

それではこれより発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑は5回までといたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑はないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから、発議第1号を採決します。発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり、決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時16分休憩

〔全員協議会〕

午前11時17分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前11時17分散会

平成 21 年 第 2 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 2 日）

平成 21 年 3 月 5 日（木曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 21 年 3 月 5 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 総括質疑

日程第 2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 総括質疑

日程第 2 常任委員会付託

出席議員（11 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	5 番 重久 邦仁君
6 番 東村 和往君	7 番 池田 克子君
8 番 原田 重治君	9 番 中石 高男君
10 番 山中 則夫君	11 番 黒木 孝光君
12 番 山領 征男君	

欠席議員（1 名）

4 番 大久保義直君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君 副町長 ----- 木佐貫辰生君

教育長	-----	田中 久光君			
総務企画課長兼町民室長	-----			渡邊 知昌君	
税務財政課長	-----	原田 順一君	町民保健課長	-----	重信 和人君
福祉課長	-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	-----	溝口 良信君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	下沖 常美君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中石 高男君） 本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1．総括質疑

○議長（中石 高男君） 日程第 1、総括質疑を行います。

総括質疑は今会期に提案され、初日に議決された議案を除くすべての案件についての質疑となります。くれぐれも一般質問のようにならないように御注意をお願いします。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、自己の所属する委員会の所管する議案は、質疑は委員会の場でお願いしたいと思います。なお、質疑は会議規則により、1 議案につき 1 人 3 回以内となっております。御協力方をよろしくお願いいたします。それでは質疑はありませんか。上西さん。

○議員（3 番 上西 祐子君） 3 番、上西です。議案番号第 10 号の補正予算なんですが、24 ページ。西植木多世代交流施設整備事業児童館が減額 1,087 万 4,000 円減額になっております。これは平成 21 年度には組まれておりませんが、平成 20 年度の予算で組まれてて、全くこの廃止になっているこのことに対して、植木・稗田地区の児童館設置が来年度、児童数が多くなると、70 名以上になると、国は補助を出さないということになっているみたいなんですが、この経緯をどういうふうに話し合いがなされたのか、なぜ今年度に組まれなかったのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。それと、23 号があるのですが、後にします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） はい、おはようございます。ただいま、西植木コミュニティセンターの増築で児童館を児童館のために改修ということで予算を上げていたけれども、どうなっているのかということの御質問でしたけれども、これにつきましては、年度当初から、自治公民館に対しまして、西植木コミュニティセンターを増築いたしまして、児童館として活用したいという、過去に、西植木自治公民館からの要望もあって、平成 20 年度に予算化したんですけども、

平成20年度に入りまして、公民館長と協議をしたところ、公民館長が自治公民館の理解を得られなかったと。西植木コミュニティセンターをそういう形で活用してくれるなという申し入れがございまして、町といたしましては、一応それを受けた形で、植木地区内に新たな土地または建設地の場所を確保をするために検討というか、協議を行いましたが、当たった場所の土地所有者から理解を得られなかったという結果になってしまいました。で、新年度に予算化してないというのは、平成22年度の予算化のために、平成21年度の10月頃までにもう1回全体的なものを見直ししようということで、平成22年度予算に反映させる方向で調整していくということで、町の方は考えております。

○議長（中石 高男君） 予算の場合は、予算の方で委員会であると思いますので、よろしく願いしたいと思います。ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それは、稗田・植木地区は子供の数も多いものですから、ぜひ、早急に児童館の設置をお願いします。

あと、1つは、議案番号第23号、介護保険の問題なんですが、今年度の介護保険にあたって、今までのその3年間の推移ですか、それと今年度どのくらいの保険料を予算を立てていらっしゃるのか、個人的な、去年と一緒にいいのか。それと、65歳以上の認定者数、それから利用率をどのくらいみて、その予算を立てていらっしゃるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） ただいまの介護保険につきましては、議案番号の第7号、介護保険条例の一部を改正する条例、それから、第8号の介護従事者処遇改善臨時特例基金条例、こちらとも関連するんですけれども、新年度につきましては、保険料の基準額を4,600円、結局、第3区と同額据置という形で、こちらの方をまず考えております。しかも、今の基準額のところを負担にならないようにということで2つに分けまして、現在の6段階から7段階の保険料の負担をいうことで考えております。もちろん、国の方といたしましては、介護報酬の3パーセントの引き上げを計画しておりますので、それに対応するためには、基金の取り崩しもしなければいけないんですけれども、国の方が、この第8号議案でいいます介護従事者処遇改善臨時特例基金を、その報酬3パーセントのうちの半分、1.5パーセントを町の方に交付するという形で、これをもって引き上げを抑えたところでございます。伸び率については高齢者が年々増えておりますので、利用者も今後増えていくものと思われそうですが、ただ、認定のやり方が、平成21年度にまた、見直されるということですので、引き続き前回もそうだったんですけれども、要介護状態の人たちが要支援の方に移行するケースも増えてくるのではないかとことは予想されています。全体的には、要支援・要介護者は今後は増えていく見込みということと言えます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 介護の見直しが、介護保険料は4,600円であれするんですが、今、国の方が介護の見直しとかいろいろ、介護施設への人件費を上げるとかいうようなことで、介護保険というと、人件費が増えると介護保険の財政から支出というふうな形になって、利用料が増えるおそれもあるんですが、そのあたりはどういうふうになろうとしているんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先程の3パーセントというのは、それぞれの介護報酬が引き上げられますので、単純に4,000円の今、介護報酬の単価であれば、それが4,120円という形になります。どうしても利用者の方もその分は負担していかなければいけないということにはなりますけれども、財源的なのは、先程のこの臨時の特例基金、こちらの方でカバーいたしますし、残りの財源につきましては、今あります財源を取り崩して充てるということで、保険料の負担については、ここで制限を加えたということであります。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、今、見直しが行われて、その介護度3ぐらいの人が要支援になるおそれもあるとか、コンピュータ判定ですごく今までと違う認定がされて、介護を受けられなくなる人が出てくるというふうなことが危惧されているんですが、その町としても、今まで介護1とか2とかの人が、要支援になったりするおそれ、今おっしゃったようになる可能性もあるわけで、その介護予防とか、そういう人たちの受け皿というふうなのはどのようなふうに考えていらっしゃるのか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今、上西議員が言われたとおり、今後は要支援の方が増えてこれらる、また、その予備軍といいますか介護保険にかかるような方たちがその対策が求められているところでございますけれども、町の方といたしましても、今から先、その介護予防の方に特に力を入れていきたいと。そのために、今やっている事業の充実、平成20年度、18年度から介護予防に取り組んでいるんですけれども、なかなか、町民の方に周知ができていない状況もございますので、そこらを含めて、今、やっている各教室の案内等を実施いたしまして、その事業を充実させていきたいというふうには考えています。

○議員（3番 上西 祐子君） 分かりました。終わります。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 議案第6号です。三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例ですが、昨日ですか、国会では、定額給付1万2,000円と2万円というものを、3分の2を使って可決されました。そうした中で、この手当につきましては、額は身体障害者から1級から4級に該当する人、療養手帳Aというものもあるんですけど、1万円。それから、身体

障害者手帳の５級から６級及び療養手帳に記載されているＢの人、８、０００円。年額ですね。これを、１１月に交付するというふうになっています。

そこで、お聞きをしますが、今回対象者の除外規定の中に、新たに生活保護第６条第１項に該当する者から地方税法の市町村民税の課税世帯に属している、要するに、町民税が課税されたらもうこれから該当から外しますよと、こういう形になっております。通称この手当に対しては、通称ですけども、「餅代」と称されて、１１月に交付されていたと。こういう１万円、８、０００円を削るという状態と、定額給付という形は相反するようなんですね。その人たちにとっては、これで消えてしまうわけですよ。そういう形の中ですけども。

そこで、この生活保護法に該当する人が、何人、この該当者。それから、課税世帯に該当する人がどれほどいらっしゃるのか。それについて数字をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今の御質問ですけども、生活保護の方が、平成１９年度のところを拾っておりましたので、それでいいでしょうか。９名いらっしゃいます。課税世帯は、その年によって変化があると思うんですけども、これを平成２０年のところで拾って、４０名いらっしゃいます。平成２０年度のまず実績の方からちょっと話させていただきますけども、今、１級から４級ということで１万円を支給されている方が、平成２０年度の実績ですけども４２名いらっしゃいまして、４２万円。５級６級それから、療育手帳のＢというところで１８名、８、０００円ですけども、こちらの方が１４万４、０００円ということで、平成２０年度の実績が６０名に対しまして、５６万４、０００円を支給したところでございます。改正による影響ということですね。その方々がそのまま当てはまるというわけにはいかないと思いますけども、先程言いましたけれども、また、年度がまた違うというのもありますけど、生活保護の方が、１万円の方が８人いらっしゃいまして、８、０００円の方がお１人いらっしゃいますので、その金額をはじいていないのですけれども、実際は３分の１程度に落ちるのではないかなというふうには考えております。今の５６万４、０００円の実績に対して、半分以下に支給額が減ってしまうということはあると思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 先程言ったように、金額的にそんなに大きいとは思わないのですが、この人、この世帯に関しては、大変価値あるお金と思っています。

そこで、委員長をお願いしておきますが、慎重に審議をしていただいて、果たして、これが削ることがその人たちのための福祉の向上になるのかどうかということも論議を願いたいということをお願い添えて、質問を終わります。以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10 番 山中 則夫君） 議案 18 号でお聞きいたします。議案 18 号の 2 ページ 3 ページの特別利益とか内容を、資料が、後でわたると思いますが、ちょっと、この 2 ページ 3 ページの固定資産特別損失固定資産売却損ですか、こういうのをちょっと説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） これについては、調べて委員会に資料を提出します。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。山中君。

○議員（10 番 山中 則夫君） それでは、議案第 29 号、また病院ですけど、ちょっとお聞きします。議案 29 号の 4 月 1 日から町立病院が廃止されて、今後、あのいろいろ予算が組んでありますが、経営形態がどうなるのか。そして、4 ページで給与費が組んでありますが、一人だと思ひますけど、どういう業務というか、仕事、廃止されるのに伴っていろいろ仕事をされると思ひますが、病院内でされるのか、どこでどういう仕事をされるのか、人件費として 903 万 5,000 円組んでありますね。その業務内容、仕事の内容をお聞きします。

それから、5 ページの企業債償還金ですか、これが 2,655 万 7,000 円組んでありますが、企業債はこれで全額返還しているのか。もし残っていたら、その残額。全額返還だったら、全額返還でいいんですけど。それとその下の補助金の返還金、これも 300 万円で終わりだと、その辺をお聞きいたします。

それからあのもう 1 点。町立病院を売却されたわけですが、その代金の支払いはどういうふうになっているのか、もう済まされているのか。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） まず、職員の面につきましては、健康管理センターで事務を司っております。その事務につきましては、9 月ですか、決算を出さないといけないので、その事務をつかさどっております。

それと、5 ページの企業債償還金と補助金返還金これにつきましては、これですべてでございます。売却については、3 月 31 日でまだ入ってきておりません。3 月 31 日に入ってくる予定でございます。以上です。

○議員（10 番 山中 則夫君） はい、分かりました。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。重久君。

○議員（5 番 重久 邦仁君） 議案の 19 の 45 ページお願ひします。2 の文書広報費の広報用ストロボ購入と、4 万 8,000 円。小さいのですが、そのストロボっていうのは、必要なのですかね。備品の購入。19 の負担金の新公会計制度研修というどちらの方の研修なんですかね。中身を説明してください。

○議長（中石 高男君） これは、委員会の方と違いますかね。委員会で付託されているものは、委員会の方でお願いします。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（中石 高男君） 日程第2 常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案及び請願は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、各議案及び請願はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程の審査日程を協議の上、本日中に事務局の方に提出くださるようお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前10時23分散会

平成 21 年 第 2 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 3 日）

平成 21 年 3 月 10 日（火曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 21 年 3 月 10 日 午後 2 時 10 分開会

日程第 1 常任委員長報告（議案第 10 号）

日程第 2 質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 常任委員長報告（議案第 10 号）

日程第 2 質疑・討論・採決

出席議員（12 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	

総務企画課長兼町民室長	-----	渡邊 知昌君
税務財政課長	----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君
福祉課長	----- 大脇 哲朗君	産業振興課長 ----- 溝口 良信君
都市整備課長	----- 中原 昭一君	環境水道課長 ----- 下沖 常美君
教育課補佐	----- 丸山浩一郎君	会計課長 ----- 上村 陽一君

午後2時10分開会

○議長（中石 高男君） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告（議案第10号）

○議長（中石 高男君） 日程第1、議案第10号三股町一般会計補正予算第6号に対する常任委員長報告を求めます。一般会計予算決算常任委員長、黒木君。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） 委員長報告を行います。

一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第10号、19号の2件でございます。本日は先議ということで、議案第10号を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額87億8,209万6,000円から、歳入歳出それぞれ4,443万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,766万4,000円とするものであります。

今回の補正は、平成20年度の会計年度末を控えて、その決算により備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定や内示等により増減補正するものと地方債の変更を行うとするものです。詳細な補正内容は省略いたします。

第2表、地方債の補正は、一般公共事業債及び公営住宅事業債それぞれ対象事業費の増加により限度額を増額補正するものです。また、収支の調整措置として、残額の4,797万2,000円を予備費として計上してあります。当委員会では、慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第10号）

○議長（中石 高男君） 日程第2、質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りいたします。議案第10号は議員全員で審査を行っておりますので、質疑を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

それではこれより議案第10号を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第10号を採決します。議案第10号は一般会計予算決算委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時14分休憩

〔全員協議会〕

午後2時15分再開

○議長（中石 高男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時15分散会

平成 21 年 第 2 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 21 年 3 月 16 日 (月曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 21 年 3 月 16 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 追加議案第 3 6 号及び第 3 7 号の取扱いについて

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 3 6 号及び第 3 7 号上程

本日の会議に付した事件

日程第 1 追加議案第 3 6 号及び第 3 7 号の取扱いについて

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 3 6 号及び第 3 7 号上程

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	桑畑 和男君	副町長	-----	木佐貫辰生君
教育長	-----	田中 久光君			
税務財政課長	-----	原田 順一君	町民保健課長	-----	重信 和人君
福祉課長	-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	-----	溝口 良信君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	下沖 常美君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君
総務企画課補佐	-----	新地 浩君	教育課補佐	-----	山元 道弥君
総務企画課補佐	-----	山元 宏一君			

午前 10 時 00 分開会

○議長（中石 高男君） 本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 追加議案第 36 号及び第 37 号の取扱いについて

○議長（中石 高男君） 日程第 1、追加議案第 36 号、第 37 号の取扱いについてを議題といたします。議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは、10 日の本会議終了後、開催しました議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

本日、追加上程されます議案第 36 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 37 号「平成 20 年度三股町一般会計補正予算（第 7 号）」は本日上程し、委員会付託を省略し、最終日に全体審議で措置することに決定しました。

以上報告を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、お諮りします。議案第 36 号、第 37 号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日上程し、最終日に全体審議で処置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 36 号、第 37 号は本日上程し、最終日に全体審議で処置することに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（中石 高男君） 日程第2、一般質問を行います。発言については申し合わせの事項を遵守してくださるよう御協力をお願いします。

発言順位1番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 質問席登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） おはようございます。通告に従いまして、質問してまいります。

まず最初に、雇用及びその救済策についてでございます。アメリカ発のカジノ経済の破綻に端を発した金融危機が、世界の实体经济にも深刻な影響を与え、我が国の景気もかつてないスピードで悪化しております。その中であって、派遣労働者及び期間工などの大量首切りが各地で行われ、食と住居を同時に失う労働者が急増し、雇用対策は今や国民的な課題となっておりますが、住民の生活安定に責務を負う地方自治体としても、緊急な対応が求められることはいうまでもありません。アメリカ型カジノ資本の横暴をなすがまに見過ごし、大企業経団連などの身勝手な要求には卑屈な対応で国民そっちのけ、庶民生活の苦しみを視野の外においた、これまでの自民公明政治のツケともいうべき今日の不況は、政治災害という側面を持ち、雇用関係のみならず、地場産業や農業・商業にも深刻な影響を与えております。本町でも、こうした不況の影響のもと、リストラや雇用調整による生活費の収入減、不安定雇用による将来への不安などの生活苦・生活不安が広がり、加えて医療や福祉などの負担増に耐え難く、忍び難い心痛を訴える人が増えてきました。このような状況が広がるもとで、少なくない自治体において臨時雇用対策や住居の提供、相談窓口の開設などの対策に取り組まれている自治体も見聞きするようになりました。本町では、この間、町内企業の経営状況の実態を調査されておられるのか、また町税から雇用奨励金などを支給を受けている誘致企業に対して、労働者を解雇させないよう話し合いをされたのかどうか。また、やむを得ず解雇された人に対する相談窓口の設置は考えていないのか、お伺いいたします。国の補正予算で地域活性化生活対策臨時交付金や雇用創出事業予算が交付されておりますが、それらの資金を使つての事業の内容、また、その他、町独自の雇用対策として事業を創出されないのかお伺いいたします。

2番目の質問に移ります。本町は、入札制度改革に対する提言を受けて1年。平成20年4月から一部分ですが、一般競争入札を実施してきました。町のホームページで公表している入札情報案内で入札結果を見ると、4月から9月までの落札率と10月から2月までの落札率が大きく変化しているのが見て取れます。入札に参加する業者も2～3社と少なくなっております。こういう状況をどう認識されておられるのかお伺いいたします。提言書には町が実施している土木工事の条件付き一般競争入札について、効果がみられない場合は、早急に見直しをすべきと書かれております。入札制度を改善するところはないのか伺います。

今まで、町の舗装工事はほとんど大手の業者1社が一手に引き受けてきました。何年も前から「舗装工事も他の業者にもできるようすべきではないか」と、同僚議員からも言われてきたと思いますが、何の改善もされないまま来ました。現在、その業者が不渡りを出してからは、舗装工事はすべて町外の業者に指名・発注しております。自治体は在住の業者を育成・発展するよう指導する責任があると思います。町内業者の育成ということに対しての考え方をお聞かせください。

3番目です。後期高齢者医療制度問題ですが、昨年4月から75歳以上の高齢者はそれまで加入していた国保や健保を脱退させられ、新たに新設された後期高齢者医療保険に加入させられました。健康保険などの、扶養家族として加入していた年収180万円未満の低所得者も含め、すべての高齢者が保険料を支払うことになりました。保険料は年金天引きと口座振替との選択性の納付となっておりますが、年金が月1万5,000円に満たない人や医療保険料と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超える人など、納付書で直接納めることになっております。低所得者で保険料を納めることも困難な人は、1年滞納すると保険証が取り上げられ、代わりに資格証明証が発行されることになります。そうすると、病院に行った場合、窓口で全額払うようになります。これまでは、老人保険制度の対象者は国の公費負担医療を受けている被爆者や結核患者などと並んで、保険証の取り上げは禁止されてきました。保険証がないと病気になっても病院に行けず、死につながるおそれもあります。資格証明証の発行は許されるものではありません。本町では、滞納されている人はいないのか。また、そのような人がおられるなら、福祉の心で救済を考えるべきではないのか、町長のお考えをお聞かせください。

4番目です。昨年、秋からの世界的な経済危機で、暮らしや営業は大打撃を受けております。こういう町民の生活の現状を調査し、行政政策に活かす目的で生活実態調査を行うことは、町長の政治信条である「対話と協調、心の政治、心の通う町政」ではないかと考えますが、こういう生活実態調査に取り組むお考えはありませんか。町長のお考えをお聞かせ願います。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。まず、1番目の雇用及び救済対策について、これの①でございますが、昨年の9月リーマンブラザーズの経営破綻に端を発したアメリカ発の金融危機があつという間に世界を駆け抜け、世界同時不況に突入したところであります。当初、日本への影響は軽微との報道もございましたが、月日が経つにつれて、実態経済への影響は大きく、自動車産業や電気産業などの製造業を中心に、製造部分の規模縮小を余儀なくされ、この結果、大企業から中小企業まで、非正

規雇用を中心に人員削減が行われ、大きな社会問題ともなっているところであります。このようなことから、昨年の１２月と今年の１月に、特に影響を受けている町内の自動車関連のＩＣの誘致企業を訪問し、実情の把握に努めたところであります。また、去る２月４日には、私と副町長、担当課長で企業訪問いたしました。社長や所長からそれぞれ直接、会社の状況、今後の見通し、従業員の取り扱い等についてお聞きをしたところでございます。そして、今後の相談等の窓口といたしましては、町の商工観光係にて対応することをお話ししたところでございます。

それから、１番目の②でございしますが、雇用については、平成２１年度一般会計予算案に緊急雇用創出事業で９，６２７万円を予算計上をいたしてございまして、この事業は一時的雇用で、６カ月を予定しておりますが、この期間内に安定的な求職活動ができるよう規制する事業であります。平成２１年度から２３年度の３カ年で、２０人を雇用する計画であります。また、地域による自主的・創意工夫のある雇用対策の事業といたしまして、平成２１年度から地域雇用創造推進事業に取り組みます。この事業は都城市と三股町で構成いたします都城地域雇用創造推進協議会を設置いたしまして、平成２１年度から３カ年で、総事業費２億７，０００万円で雇用拡大事業、人材育成事業、就職促進事業等を実施して、都城地域で２５０名の雇用の拡大を図る計画でございます。今後とも、雇用の実態把握に努め、安定的な雇用の確保を図る政策を展開することにより、地域の活性化につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、１番目の③でございしますが、相談の窓口の設置をということでございます。住民の相談については、総務企画課行政係で対応をいたしてございます。相談の内容は、家庭の問題、人権問題、金銭貸借の問題、生活困窮、相隣関係など、様々でございまして、相談に対しまして、役場で対応できるものについては、担当部署と一緒に対応し、役場で対応できないものにつきましては、対応できる機関の紹介をいたしてございます。例えば、消費生活関連でございまして、消費生活センター、人権問題でありますと、弁護士の紹介等を行っているところであります。御質問の相談窓口の設置につきましては、現在の体制で対応できるものと考えておりますので、特別な相談窓口は考えていないところであります。

それから、２番目の入札制度について、これの①でございしますが、本町の入札制度改革に関する提言を昨年の３月に受けて以来、入札制については、段階的にその改革に取り組んでまいりました。７月には本町のホームページ上での入札情報の公開を始め、９月には工事品質の確保や激化する競争による経営の悪化を抑制する観点から、最低制限価格の見直しを行ってまいりました。また、１０月には、三股町入札公式適用に関する指針を定め、土木工事に加え建築工事にも、条件付き一般競争入札を拡大し、また、総合評価方式による入札など、工種や工事規模によって、適正な入札方式が執行できるよう、改革を進めてまいったところであります。その結果、業者が工事を選択し、自主的に工事に参画する機会が拡大し、公平な入札、執行が確保されると共に、

入札情報を公開することによって入札の結果や予定などいつでも情報を知ることができ、入札に関しての透明性が高まってきたものと考えております。しかしながら、最近の入札結果を見ますと、業種や工事業者のランクによっては、落札率に偏りがあることや、工事の工種や金額、入札時期などにより、入札参加者がなかったり、もしくは、少数でやり直しをした入札もございまして、今後改善を要するものと考えております。そこで、指名審査委員会及び一般競争入札審査会で十分検討をしてみたいと考えております。

それから、入札制度の②でございます。昨年、アメリカに端を発した金融危機は、国内において急激な金融経済情勢の悪化を招き、国は緊急な経済対策を措置したところであります。本町におきましても、地域活性化生活対策臨時交付金を活用して、事業の前倒しとして建設工事の予算を措置したところであります。このことは本町の地域経済の急激な衰退を抑制し、地場産業の育成を図っていくことを目的の1つと考えているところであります。本町の競争入札においても、今日の経済状況を考慮しつつでき得る限り、地元町内業者への入札参加の機会を拡大していかなければならないと考えております。競争入札においては公正・公平な企業間競争を前提といたしますが、引き続き町内の業者でできる工事については、町内業者を条件とする一般競争入札、指名競争入札を実施し、また比較的規模の大きい工事につきましては、工事技術の観点から町内業者と技術力の高い業者で構成する共同企業体での入札を検討をしてみたいと考えております。

それから、3番目の後期高齢者医療制度についてでございますが、これの①でございます。保険証のない人は町内でどのくらいかということでございます。現在のところ、保険証のない方はいないところでございます。短期証発行については、交付状況の一覧表が広域連合から5月頃送付されますので、それ以降でないと正確な判断はできませんが、現在の納付状況からいたしますと、滞納の方が88名、そのうち短期証の判断基準である「保険料軽減に該当しない」、かつ「滞納率50%」を超える方が7名いらっしゃるところでございます。この方々が短期証を発行予定になっておりまして、この方々には、今後納付をお願いし、短期証の交付はなくなるように努力をしてみたいというふうに考えているところであります。

それから、②でございますが、次に高齢者の資格証明証の発行をやめさせるよう申し入れ、救済を考えるべきではないかということでございます。資格証明証の運用に当たりましては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用することとなっておりますが、後期高齢者医療制度発足1年目ではどのような状況なのか判断ができませんので、今後夏に一斉更新が行われる予定であります。資格証明証におきましては、21年度の切替では出さない方向で検討されているところであります。今後の日程等につきましては、担当課長の方から答弁をお願い申し上げたいと思います。

それから、4番目の町内の生活実態調査についてでございます。三股町の将来を長期的に展望

し、町の収益方向を明確にするために、平成13年度から平成22年度計画期間といたしまして、第4次三股町総合計画が策定されております。この策定時においても、住民の意見を把握するための手段といたしまして、2,000名規模のアンケートを実施いたしました。今後につきましては、平成23年度から平成32年度を計画期間とする第5次三股町総合計画の策定準備を平成21年度から実施する予定でございます。周辺の環境、暮らしなどの満足度や対策、経済の活性化、産業振興に対する施策、住みよい町づくりの推進など、アンケートを実施してまいりたいと思います。また、平成21年度、23年度は経済センサス調査を実施してまいりますが、町内事業所の雇用状況や経営収支の状況など、実態が判明していくものと考えております。

それでは、次に入りますが、4番目の①でございます。地場産業や誘致企業関係につきまして次のように考えているところであります。企業・工場等については、企業を訪問し、実態把握に努める計画でございます。また、商工会へ加入されている商店等につきましては、商工会と協議しながら、取り組みたいと考えております。また、内容・方法等につきましては、これから、計画的に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、先程申し上げました①の中の②、失業している人に対しての雇用などを含め救済策を問うということでございますが、この中で国の平成21年度一般会計予算金融緊急雇用創出事業で額を間違って申し上げましたので、訂正を申し上げます。9,627万円というふうに申し上げましたのを962万7,000円でございます。そのように訂正をさせていただきます。失礼しました。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 質問事項3番の後期高齢者医療制度の今後の日程につきまして、補足説明をいたします。今後の事務の流れといたしましては、5月1日に、広域連合から滞納者リストが市町村へ発送されます。5月中旬になりまして、市町村で適用除外者の判断、発送し、納付相談を受けます。6月下旬から7月上旬になりまして、広域連合から一斉更新用の保険証作成が始まります。納付相談につきましては、随時行っております。7月中旬から下旬にかけて市町村で、保険証の交付を出す予定でございます。ただいま町長が答弁いたしましたように、21年度の切り替えでは、資格証明証は出さない方向なのですけれども、7名の方が短期証予定になっておりますけれども、今後の納付をお願いして、短期証がなくなるように努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） まず、あの雇用状況ですが、誘致企業に対したりそれから、労働者の解雇をさせないように企業訪問をされたとお伺いいたしましたが、今の実態、今テレビなん

かでは、ＩＣ関係とか、自動車関係の人達が派遣労働者が首切られて、職も住居も失うというふうな状況になっておりますが、この今、三股町在住の人、そういうふうな人達、失業者は大体どれぐらいいらっしゃるって、そういうふうな相談とか、ハローワークからの情報じゃないとわからないのかどうか、そのあたりちょっとお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） それでは、お答えしたいと思います。今、言われましたとおり、町内の企業のところについていくらかということについては、把握してないところではありますが、1月現在の都城ハローワークで雇用保険の資格を喪失した人、この方が791人おられるということでした。そのうち、解雇者の方が266名ということの調査のところをハローワークの方からお聞きしたところであります。また、先程の町長の答弁でありました町内の誘致企業なのですが、そこについて、3社ほど自動車関係の会社にお伺いしたんですけど、3社のうち2社は派遣職員、パートさんを昨年3月よりも79名少なくなっているという状況でありました。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、町で962万7,000円の予算を使って、一時雇用をされると言われましたが、この雇用に何か条件があるのかどうか、そのあたり、国からの通達、町独自の雇用対策に対してのお考えを聞かせてください。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 962万7,000円の予算の計上なのですが、この前、委員会でも話をいたしましたように、色々なシルバーセンターに委託したり、その中においてもシルバーセンターの方でも条件があるのかとか、この前ヒアリング行ったんですけど、当初の時はある程度やわらかだったんですけど、若干国のほうもというか、緊急に入ってきた関係で、若干厳しくというか雇用保険を付けなくてはいけないとか、そして、逆に地域の活性化にこの事業がなるんじゃないとかで、既存のものがあつたらいけないとか、新たに新しい人をというか、企業で離職された人、そういうもののものを公募したり、あるいはハローワークの方をお願いして、そこから雇用していくということのようでありまして、若干、そのところに国の方も厳しいところもあるんですが、国の相談に来ますと、いろいろ話をしていますと、こういう事業もあるんじゃないかなということで向こうの方からもいろいろこうしていただいて、今後また、いろいろ詰めて、21年度から23年度までですので、模索をしながらやっていきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今度その雇用される人というのは、その前失業をした人とか、そうじゃなくて、何か聞くとところによると、この何か月の間にハローワークに行った人じゃないと

駄目だというふうなことを聞いたんですが、そういうふうな条件があるのかどうか、そういう条件だったんですけど。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 条件としては、要するにその離職のところの証明があればいいということもありまして、あるいは履歴書の項にそういう証明があればいい。どっちのハローワークもいいということで、とにかく、その証明があればいいということでありました。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 20人を先程町長、雇用するとおっしゃいましたが、私、やっぱりこの委員会で頂きました、その特例基金事業計画書の中で8名のこれが書いてありますが、その他にも、あと12人ですか、するというふうな考えをとられてよろしいのでしょうか。この8人、さっき、20人とおっしゃったから、そのあたりをちょっと。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） はい、今回の予算では、その人数なんですけど、先程言いましたように、平成21年度から3カ年ということで、平成23年度までということで県の方からの限度額等も来ておりますから。しかしながら、今のところ、そういう計画で金額を割り込んだところに二重になるんですけど、いろいろ言いましたように、当てはまる事業を見つけながら雇用をしていくということになると思います。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 雇用創出というふうなことで、私なんかが思うのに、道路なんかの穴ぼこがあったり、維持補修、そういうところとか、町営住宅とかも古い住宅なんか、もう本当、ちょっとした修繕で直るような町営住宅なんかも結構あるんですよね。そういうふうなこう、簡単な仕事というのですか、そういうふうな形で考えて、雇用、仕事の創出、そこら辺はこう考えていच्छゃらないのかどうか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） あとの雇用創出事業については、先程、町長の方でありましたように、その場合は6カ月間に仕事をみつけるということで、既存のもの、今、役場の方にもそういう維持をされる方もおられますし、そういうことについては、新たにしないでいいということもありますので、そちらの今のそういう保障については、今の既存の方々にやっていただくということになります。そこについての雇用というのは、できないんじゃないかなと思っています。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この3月末に、国の調査でも12万5,000人ぐらい、それか

ら業界団体の試算でも、製造業だけで40万人ぐらゐの非正規労働者が失職すると言われて、今からが大変になるんじゃないかなというふうに考えているわけです。私の知ってる人のお孫さんも、トヨタの方に派遣で行ってるというふうなことなんですが、そういうふうな人たちがふるさとに帰ってくるおそれというんですか、あるわけですよ。そういうふうな時、その町がそういうふうな人たちに対しての受け入れ仕事、それから、技術を身に付けさせるような指導、そういうふうなことは考えてらっしゃらないのか、もう一度伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 先程、町長の答弁にありましたように、緊急雇用創出もですが、都城と三股で地域雇用創造推進事業というのを立ち上げておりまして、その中で、この事業としては当初企業の方々も募集して、うちにはどういう人が欲しいとか、農業も含めて、観光、福祉、あらゆる分野の方々が一同に集まって、その要望を取ったんですが、集まって、うちはこういう雇用が欲しいということで、それぞれの事業から出していただきました。それに基づいて、いろゐ三股町と都城市の方で協議会をつくりまして、それを許可頂いて、今年の7月頃から実施できるんじゃないかなというところで、今、言われましたとおり、その場でもソフト的な企業からの要望があったことに対して講師を呼んだり、あるいはそういう研修をしたりというソフト事業的でした、そして、雇用をつくるということが、都城市と三股町でやっている、今度から始めるこれも3年で、平成21年度から平成23年度まで、そういう今の計画では、250人ですか、雇用ということで、先程、町長も言われましたように、金額について2億7,000万円程度がその事業に充てられるということになります。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それは分かりました。先程のその相談窓口って、私がお聞きしたのは、失職して、住民税とか、それから、国保税とか、そういうのは、前の所得でこう課税されますよね。そういうふうな形で女性なんかは、失職して、子供を保育所に預けてて、保育料が払えないとか、そういう、いろゐな、困難なことが、収入がなくなると出てくるわけですよ、そういうふうなことの相談、そこら辺を考えていらっしゃらないのか。先程、相談窓口は、総務企画課で対応されるとおっしゃいましたが、いろゐな福祉関係のこと、本当に失業するとそういう面がすごく出てくると思うんですよ。そういうふうなことで町の考え方を話し合いをされていないのかどうか。窓口がない、あるそこら辺まで、窓口でさせていただけるのか、そのあたりをお伺いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 以前もこのような総合窓口はできないかというふうな話があったわけですが、その当時、内部でも検討はしたところですが、現在それぞれの部署で職

場で対応をしているわけでございますね。それで、こういう事件が多ければ、やはりそのような総合窓口ということも必要かと思いますが、今のところでは、それぞれの部署で職場で対応いたしておりますので、今後の状況を見ながら検討をさせて頂きたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） はい。分かりました。ぜひ、やはり、こう福祉の心で、心の政治というふうなことをいつも町長がおっしゃいますが、そういうふうなことを全職員が思って、そういう困っている人たちには親身に相談してあげていただきたいなと思います。

2番目に移ります。入札制度なんですが、私も今まで、ずっとここ1、2年入札問題で質問してきて、最低価格も上げれというふうなことも言ってきました。私は安心してたんですが、3か月ぐらい前に、ある人から電話があって、「談合が行われているのを知ってるか」というふうな電話がありました。それで、明日、だれだれというところが仕事をとるというふうな情報だったもんですから、翌日、調べたところ、やはりその言われたところが仕事をとってました。それで、別の業者の人に聞いてみたんです。「ちょっと、あなたたちおかしいことしているんじゃない」と言ったら、「今まで、Aクラスの人たちが90何%でとっていたから、自分たちもやはり、今までの低いあれではやっていけんから、その話し合いでクジを引いてその順番に仕事を取るようにした」というふうなことを言われるものですから、私、この半年間のホームページで出しているあれを全部一つ一つ落札率をはじき出してみたんですね。そうすると、平均がこの半年間で92.67%になっているんです。これは、設計とかそういうふうなところが入っているから、設計とかそんなのは今までも低かったんですけど、で、平成19年度の後期の平均が90.19%、去年の前期が86.57%なんですね、平成20年度の前期が、後期になると、92.67%になるんですよ。それと、おかしいことに、12月ぐらいから2社とか3社、2、2、3とか、ほとんどもう何というのか、競争が働いてないんじゃないかなというふうなこの実態があるわけですよ。私に情報を流してくださった人のことを信用してもいいのかなと思ったもんですから、そこら辺をどうとらえていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 私の方でも、ホームページを含めて、そういったものを調べてみましたけれども、言われるように、前期の平成20年度の前期と後期では大分落札率、それからまた業者数とかも変化している状況でございます。といいますのは、前期の時には、土木工事含めたところを指名関係で実施した関係もあるわけなんですけども、それは、土木から建設含めて条件付き一般競争入札を導入してきておりますので、この場合には業者の自発的な参加意思という

ので手をあげますので、数が少なくなったといっても、こちらの方から「どうしなさい」となかなかいえない部分がございます。ですから、こういう経緯で推移していますので、そして、また御指摘のように、落札率もそれぞれ、契約落札案件を詳細に分析してみますと、やはり、95に近い前後含めたところで、高値止まりの傾向もございます。以前は最低制限価格すれすれのところで落札した部分もあったわけなんですけど、先程、お話ありましたように、やはりこれは、業者含めたところに、きちっとお話をしなくちゃならんだろうということで、2月の頭に建設業協会を呼びまして、役員等を呼びまして、「やはりこういう実態があれば、先程の提言にありましたように、見直しというのも視野に入れますよ」というようなことで、できるだけ参加業者も増やすような努力、それとまた落札率、競争が働かないと、この条件付きというのは、地元を優先するという形で条件付きでやっていますので、そのあたりの撤廃を含めて、町としても検討させていただきますという話もさせていただきますので、今後も推移を見ながら、この入札改革に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり、ホームページで情報公開しているわけですから。よその人達が見た場合にですね。私も都城の建設業に勤めている人に2社とか3社とか、参加してないと聞いてみたんですね。そしたら、その人なんかが言われるには、都城あたりは、もう10社ぐらい来ると、2・3日前の新聞にも県の方も低落札率改善が必要というふうな記事が載っていますが、平均落札率が最低93%ですか、そういうふうなことを考えた時に、よその人たちが三股町のホームページ見たときに、「三股はなんというところだろうか」と。いいなあと。95%ぐらいで取れるんだったらいいなあと考える人もいらっしゃるんじゃないかと。やはりきちっと、競争を働かせた上での仕事をしていかないと。談合が疑われるような、私に言われた人は、「順番で仕事をとらんないかんから、断りがならんと自分が望む工事じゃないのもとらんないかん」と、俺たちも本当はしたくない」とそういうふうなことをおっしゃるわけですよ。だからやはり、本当の意味での競争を働かせた入札改革というのをもっと考えていただきたいなというふうに思います。

それと、地場産業育成のことなんですけど、特に舗装工事は指名で都城の業者にされているものですから、特に高いんですね。舗装工事だけは。だから、ちょっと三股にするところがないからというふうな考え方で、高止まりになっているのかなというふうに私、素人考えで思うんですが、そこら辺、本当に舗装も町外に出さないといけないのか。維持工事あたりで分けて舗装工事を出すとかいうふうなことはできないのか、町内業者、これだけ仕事がないといわれる中で、そのあたりをお聞かせください。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（山元 宏一君） 舗装工事につきましては、プラントとか機械を持っている業者に発注しております。これは、そういうものを持たない業者については、丸投げの可能性がありまして、丸投げは建設業法違反だということでもありますので、現在は、都城の業者が今、何社か持っていますので、そちらの方に発注してるということとですね、路盤改良なんかと上層の舗装工事については、できるだけ、分離発注をしておるということでもあります。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 町内業者に聞くと、「俺たちも舗装はできるんだ」というふうに言われる方も何社かいらっしゃるんですよ。だからそういう機械なんかもリースしてできるんじゃないかなと考えるんですが、そこら辺話し合いとかはされないんですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（山元 宏一君） だいぶん前に、一回、町内業者の数十年前ぐらいだと思うんですけど、私が前おった時に、一回だけそういう話がありまして、町内の業者に発注したことがありますけど、施工の程度とかいろいろありまして、その後はやはり今のような形になっております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり、地場産業を育成する工事もできるように、指導できないのかなというふうに感じます。10年前と今とではまた違うわけですから、そのあたりを考えて、なんかこう頭を使って施策を考えていってほしいなと思います。

それと、今度の勝岡小学校の工事が本体だけで3億3,000万円ですか、あるわけですね。そうすると、建設は大きなところが町内にないから、よその人たちに落札させると思うんですが、ぜひ、今度の緊急経済対策で9,000万円お金を使うわけですから。町内の業者も参加できるようにJ Vを組んで、その発注を、先程町長の答弁もありましたが、具体的に、ここでそういうふうな方向ですするというようなことの考えを指名審査委員長お願いします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 先程、町長が答弁した中に、J Vという答えが入っていたと思うんですけども、今回、いろんな関係者含めて、やはり、地元企業の育成、その観点からこの工事も発注すべきだろうと。地域活性化交付金でございますので、そちらの方に重点を置くとなると、やはり、J Vを組んだ方がいいのではないかとということで準備をいたしております。3億3,000万円ぐらいですから、大体、親、子というような形で指名しまして、その業者で組み合わせをつくっていくという形での取り組みになっていくだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、1社1社じゃなくて、1社と2社とか3社そういう複数の、複数というか、町内業者を複載に指定の参加とかいうふうな形でもできるんですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（山元 宏一君） J Vについては、基本的には、2社J Vと3社J Vがあります。2社J Vにつきましては、出資比率がありまして、親はないんですけど、子は30%以上と、3社J Vにつきましては、子は20%以上ということで、なっております。ただ、うちの業者が建築が少ないということもありますので、幅広くというのであれば、2社が妥当かなと考えております。2社J Vということで。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 親とあとのあれを3社J Vぐらいで、なるべく町内の建設業の人達にも経験を積ませて、資格を取らせていくっていうふうなことが、やっぱり、地場育成につながるんじゃないかなと思うんですよ。だから、そこら辺、2社じゃなくて3社J Vぐらいでできないのかどうかもう一回検討して、なるべく町内業者が少しでも仕事にあれば、建設は割と裾野が広いわけですから、そういうふうなことを考えて、経済対策を考えていってほしいなというふうなことを要望して、2番目の質問を終わります。

3番目はもう、大体お聞きしましたので飛ばしますが、広域連合の方に、やはり、短期証を渡さないように、それと、やはり、国に対して、後期高齢者医療制度を廃止させるように、本当にこういう困った人が出てこないように、意図的な納めない人は、悪質的な未納者は別として、本当に年金がほとんどないような人たちだろうと思うんです。だからそういうふうなことを、町長もやはりそういう人たちは福祉の心で、何とかこう納付を促すんじゃなくて、相談に乗って手を打つというふうなことを考えていただきたいなというふうに思います。よろしく願いしときます。

それと、4番目の生活実態調査なんですが、今、京都の方で、与謝野町というような三股と同じぐらいの規模の自治体があるんですが、ちょうど、人口が2万5,000人ぐらい、そういうふうなところで、生活実態調査というのを町内半数の4,000所帯から暮らし営業の現況を聞き取る調査を取り組んでいると。やはり、雇用状況なども事業主から調査したり、生活、高校生やら大学生のいる世帯の負担感とか、各年代ごとに不況対策で望むことや町に対する要望などを、町の職員が家庭に訪問して、そういうようなことをしているというふうなことなんですね。町民の方は、町が身近に感じられて、そこで解決はできないにしても、町が来てくれたと、私達の話聞きに来てくれたと、すごく喜ばれていると。だから、うちは自立で行って本当に、いろいろな大変なことなんですが、だけどやはり、町が身近に感じられるというのは、町を愛する気持ち

そういうふうなことにもつながっていくわけですから、ぜひ、生活実態調査なんかを、この不況で苦しいときだからこそしていただきたいと思いますが、町長もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先程も答弁を申し上げましたが、いろんな計画をする時は、そのような、町民に対するアンケート調査を行っているわけですが、先程申されました京都府の調査ですかね、どのような形でやっているのかですね、その辺も、参考に調べてみたいなというようなことは考えておりますが、非常に現在生活が困窮しているまた、景気不況ということで、非常に苦しみの中に国民、または町民の皆さんがおられるわけですので、先程申し上げましたように、そのような先進地の状況を、充分調査をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。そしてまた、それを参考にしながら、今後考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（中石 高男君） 時間が来ていますので、簡潔にお願いします。

○議員（3番 上西 祐子君） 終わります。ぜひ、そういうふうな心で、町政に取り組んでいてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、ここで10分間、本会議を休憩いたします。

午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 発言順位2番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 質問席登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） それでは、通告しておりました質問の要旨に沿って、質問いたします。まず、町民の声が反映された町政運営がなされているかでございます。町長は施政方針の中で、「町政は町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならない」と政治信条を述べられておりますが、実際には、国と同様、町政についても役人主導官僚型町政運営が続いていると、疑問視するものであります。当初予算を見ましても、投資的経費の大幅削減や町税収入に匹敵する金額は人件費に使われ、町民の要望は先送り等の状況を見て、大変厳しい環境に置かれている、町民の苦しみ、痛みが分かる人情味のある生きた行政が行われて

いるか疑問であります。町長、今こそ、町民中心の町政を政治意欲を持って推進するべきであると思いますが、いかがですか。

次に、年次的に実施されております駅前再開発事業は今後どう展開されていかれるのか、また、物産館については行政としてどう取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

次に、コミュニティバスの運行についてでございます。今後どう運営されているかお聞きいたします。

最後に、近年町税収入も益々落ち込んで来るとおられますので、今後、町民サービスの低下を招かなためには、民間経営手法で、自主財源の確保を積極的に真剣に考え取り組むべきであると思いますが、いかがですか。

以上4点をお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。まず、町長の政治姿勢について、①の町民の声が反映された町政運営というようなことでございます。第4次三股町総合計画に、町民と行政の協力・協働の町づくりの推進がうたわれておりますが、協働とは住民と行政が同じ目的のために、協力して働くということでございます。本町では町民との協働を進めることや、町民の声を町政に反映させるため、公聴制度に取り組んでいます。公聴制度とは、広く町民から直接的あるいは、間接的に寄せられる声を積極的に聞き、それを町の施策や事業に反映させていくための手段のことでございまして、意見書やパブリックコメント委員会、座談会等で町民の声を聞くことでございます。また、町主催の様々なイベントや催し物、各集落で開催されるイベント等へも積極的に参加して、そこに参加された多くの町民から、直接声を聞く努力を行っておりまして、そこで得られた情報については、可能な限り担当課へ伝え、検討できるものについては協議を重ねているところでございます。

それから、②でございしますが、②の今後駅前の開発事業等についてというふうなことでございます。三股駅周辺の開発は本町の長年の懸案事業でもございました。そういうことで、清算事業団から三股駅の東側を平成5年度に、西側の土地を平成6年度に購入し、その後、様々な検討がなされてまいりましたが、なかなか開発の実現に至りませんでした。平成19年度に都市再生整備計画を作成し、今年度より、三股駅前周辺の整備を進めているところでございます。三股町都市再生整備計画の期間は平成20年度から平成24年度の5カ年でございました。計画区域は三股駅前周辺地区の約50ヘクタールでございました。関連事業費を除きますと、総事業費は約2億3,500万円そのうち、町づくり交付金対象事業費が約2億900万円、交付金額は約8,300万円でございます。計画に含まれる主な事業は、平成20年度は産業会館建設、平成

21年度が多目的広場の整備及びコミュニティバス車庫の整備、平成22年度から平成24年度にかけて駅周辺の主要道路の整備、情報案内板の設置などでございます。また、西側用地につきましては、産業会館をはじめ、各施設の利用や各種イベントなどの開催、人々の集積状況など、今後の進捗を見ながら、活用方法について検討をしてみたいと思います。物産館の対処につきましては、物産館運営の受託組織「みまたんよかもん協同組合」は去る2月の10日に法人登記を完了したと聞いております。4月にはいよいよオープンの運びとなり、町といたしましても大変喜ばしいことでございます。協同組合におかれては、毎月第4日曜日の駅前朝市をはじめ、各種イベントを計画され、JRの協力も行っているところございまして、駅前も活気付くものと考えているところでございます。町といたしましても、各施設のそれぞれの特徴を活かし、情報の発信、コミュニティ室の活用、観光及び交通の拠点として、環境整備や駅前周辺の活性化につながる事業に取り組むなど、物産館の自主的な運営が促進されるよう、側面から支援をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、③のコミュニティバスの運行についてということでございます。コミュニティバスくいま〜るにつきましては、運行開始以来、丸2年を経過しようとしています。この間、バス利用者に対するサービス向上のため、15人乗り小型バスの購入、それによる時刻表の全面改正など、町民に対する利便性が向上するように見直しを行ってまいったところであります。今年度は10月からバスの発着場を三股駅に移し、宮崎交通、JR及びくいま〜るの一体的利用ができるように予定をいたしているところでございます。今後は行政として、交通弱者の足の確保という面からも、この事業を充実させていかなければならないというふうに考えております。また、三股駅舎が平成21年度にはコミュニティ拠点施設となるため、老人クラブや民主団体などに、くいま〜るの無料体験乗車などを行い、利用者の増加を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、④の自主財源確保のための施策はということでございます。昨年の12月の定例会の一般質問で山中議員より、今後も自立していく為に本町をどういう特色あるまちにしていきたいかという質問に対しまして、本町の特徴である、人口増加率や年少人口割合県一を活かし、また、更なる発展を目指して、町民が安心して暮らせる町にしてみたい。そのように回答をいたしたところでございます。現在、担当課を中心にいたしまして、平成5年に都城地方拠点都市、地域として指定された区域のエリア拡大ができないか検討を始めておりました。今後も人口増、定住化を図っていく考えでございます。昨今の厳しい経済状況の中、収入増はなかなか期待できないのが現状でございますが、経済状況に左右されない、固定資産税をさらなる定住化を図ることで、安定的な収入の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 要旨に沿って、質問いたします。今、特にこの情勢が大変な時代になってきておるといのは、周知のとおりでございますが、特に、こういう時期だからこそ、やはり、町民の声ということを大事にしていけないといけないなと思います。町長は、町民の視点に立った町政をということで、非常に考えはいいんですよ。しかし実際、今、行政がやっていることは、本当に町民の苦しみとか痛みとかそういうのが本当に分かって、町長とか職員の方々が分かっているのかなということを、非常に疑問に持つところは多くあります。町長はそういうことに対して、行政運営をした、町民の視点に立って、行政運営はされているということですが、どういうふうにされているのか、ちょっと具体的に、本当にこういうことで私は町民の視点で町政をやっているんだということを、具体的に、あれば述べてもらいたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先程も答弁を申し上げましたが、いろんな角度から町民の声を常に把握しながら、町政を運営しているところでございますが、また、さらには、いろんな委員会とか、座談会とか、そういう場で町政のことに対して、どのような考えを持っておられるか、そのようなことで常に町民に対して、町政に対するこの考え方、というものを常にお願いを申し上げているところでございます。さらにはまた、各種地区の集落のイベントとかでいろんな催しものも多いわけでございますか。また、座談会とか、そういうものにも、積極的に町民の皆さんと膝を交えながら、町政のいろんな悩み事とかいろんな意見とかそういうものを聞きながら、それを参考にしながら、町政を運営をしているという状況でございます。何といたしましても、町民あつての町政でございますので、そのことを念頭に置きながら、やっているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 三股は自立ということで、今、単独でいっているわけですが、とにかく行政というものは、先程言われましたように、町民のためということで、役場は何のためにあるのか、これは町民のためですので、職員のためではありませんので、それはやっぱり認識していないと、どうしても内向き行政、自分たちは我慢しないで、町民に我慢させるというようなことになっていきますので、そこ辺は本当に認識を持っていただかないと、自分たちの考えがそれだけで正しいのかということの、しかし、町民に対しては正しくないということであれば、やっぱり、意識的なことを改革していけないといけないと思います。というのは、今度の当初予算を見まして、1番私がおかしいと思うのは、公共事業等の投資的経費が大幅削減されております。これは、社会資本の整備、地域をよくするための一つの整備等、そして全町民に対しての町政サービスの本当に最たるものじゃないかなと思っております。これをやることによって、地域も栄え

ていきますし、町民等しくその公共事業の利益を被るわけですので、その変をなぜ、こういうふうに、当初予算で4億5,900万円しか組まれていない平成20年度が13億4,500万円組まれて、約7億円の削減です。これじゃ、本当にそういう仕事に携わっている人たちは本当にたまったもんじゃないですよ。7億円ですよ。公共下水道はありますけど、こういう予算編成を本当に、予算編成というのを私から言わせますと、つじつま合わせの予算ですよ。これは、7億円という、半分以上に減らして、それでどういうふうに予算編成でこういうことになったのか、お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 御指摘のとおり、当初予算の説明資料を見ますと、大変投資的経費が落ちていてところでございます。これは、一つには国の二次補正予算の関係、この関係が同時進行をいたしまして、その辺がどうなのかということで、次年度の分を平成20年度に引き入れたという関係が大きく左右しているところでございます。それともう一つは、中学校の大型整備工事、3年間で総額16億円何がしの事業が終わったということも大きく影響しているところでございます。その他に、要因はいろいろあるわけですが、そういった理由で、大きく今回落ちたということでございます。しかしながら、土木関係、道路維持の関係とかそういったものには、例年からしますと若干の上乗せができたということでございます。この投資的経費、投資については、本年落ちましたけれども、やはり、長期的な目で見えていかないと。例えば宮崎市さんとか、そういう大きなところについては、例年同じベースでこう来るわけですが、小さな市町村ほど大きな事業をやった時と、あまり大きな事業はない年と、大きな前後の開きがございまして。そういうことで、平成20年度の分が通常の10数億円の他に、この前の補正予算で6億円ぐらだったのですかね、5億円の投資的事業をプラスしたということで、前年度が大きく伸びている関係がございまして。そういうことで大きな差が出たということでございます。以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 昨年、資料を提供していただきました長期財政計画ですが、その中で平成21年度投資的経費がこの中でも、大分削減されておりますが、7億5,000万円と組んであります。現実には4億5,000万円ですね。それは、私は、こういう時代には、計画の中でも、計画どおりというよりも、やはり、町民のこの苦しみというのを分かっておれば、政治的な判断で町長が、そういう計画にのっとった方針ばかりじゃなくて、ここが政治力なんです。私はそう思いますよ。こういう状態のこの苦しい時に、中学校が終わったからとかいっても、その分、他の事に対しての事業に取り組むべきじゃないかなと思いますが、いかがですか。これは、政治的な判断だと私は思います。職員の方々云々じゃなくて、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり、平成17年から3年計画で中原の住宅の建て替え、そして、平成18年から中学校の大規模改築、そして、長田地区の簡易水道、この3つの事業で43億円というような予算を投じて、今年度3つの事業を終わるわけですが、そういうことで計画的な事業で本町は行っております。そういうことで、先程、財政課長も申し上げましたが、7億円幾ら削減されているというようなことをその理由につきましては、やはり、去る2月の24日、臨時会でその次年度のやつを平成20年度に前倒しの形で予算化していただきました。そのような事業が予算に組まれているわけですので、平成21年度の予算につきましては、先程の申されたような原因になっていると思いますが、そういうことで、町といたしましては、計画的な年次計画に従いまして、また、総合計画に従って、この事業を計画的に進めていくというようなことでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 少しでも町民の状況が分かっていたら、補正でも増額をお願いしたいと思います。そこで、人件費の問題です。人件費が、今度の歳出の状況を見ましても、昨年が17%、人件費が当初予算で13億4,500万円組まれておりました。そして、平成21年度、今年度は、13億5,600万円。逆に人件費が約1,100万円増えているんです。こういう状況なんですよ。だから、町民の人たちが知れば、町民の声が届いているのかという。公共事業はバツサリ切って、この内容はどうなんでしょうか、逆に増加していると。構成比にしめても17%が18.7%にその構成が歳出の中で人件費が使われているのが増えているんですね。その辺の状況内容をお聞かせください。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 人件費の状況を言いますと、若干増えている状況にございます。これは、職員が増えたからとかいうことではございませんで、定期昇給の関係、この辺が一つにはあると、そういうふうに思います。金額的には御指摘のとおり1,000万円ぐらい増えている状況でございますけども、人が増えたとか、特別にその人件費を上げたということではございません。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） やはり、それでは町民はこのことを知れば納得できないと思うんですね。やはり、先程も申しましたが、まず、自分たちで我慢して、町民サービスはなるべく低下させないというのは自立のためのそういう政策を出していかないと。ただ自立で頑張りま

すといって、町民負担は増える、サービスは低下していくということになれば、何のための自立なのかということをおおきく問われていくと思います。そこで、なぜ、町民の声が届いていないかということで、項目的に申しますが、昼窓ですね、本町は12時15分から1時まで受付等、いろんな証明証なんかも一切発行しないということで、昼窓はやっておりませんが、これも、私も平成12年度からずっと何回か質問したこともありますし、同僚議員なんかも何回か言われて、このサービス時代に、これすらまだ実現していないと。都城に私は調査に行きましたが、都城は昼はずっとやっております。そして、木曜日は夜7時までやっていて、証明証の発行をしていると。それを前、数が少なかったとか何とかとかそういう問題じゃないんですよ。町民の利便性を考えて、町民の負担を少しでも軽減してやろうという気持ちになれば、私はこういうことは即座にできると思いますけど、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 昼窓につきましては、言われましたように、過去実施したことがございます。ところが利用者が少ないということでやめたわけでございますが。その後どのような状況になっているか。その辺も充分調査する必要があるんじゃないかと考えているところであります。以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 定額給付金の時は、昼は開いておるんですか。お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 総務課長補佐。

○総務企画課長補佐（山元 宏一君） 4月1日から、1階のロビーの方で窓口を開きまして、そこで、当分の間、まだはっきりは分かりませんが、夜8時まで開く予定であります。以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 予定ではなくて、ぜひそうしてもらいたいと思います。先程から述べているとおり、本当に町民が苦しみを味わっております。というのは議員に対しても、「仕事を解雇になった。何か探してくれんか」とか、「子供たちの奨学金はどうなっているのか」とか、「住宅に抽選じゃなくて、優先的に入れるようなあれはないのか」とか、今までに受けたことのない相談が本当に多く、今来っております。そういうことを含めて、町民のささやかなことであります河川プール、あれすらいつの間にか閉鎖になって、現在やっていないと。1年目2年目は今年は何かの台風の都合で今年はやっていませんということで、来年からやるのかなあと思ったら、ここもう2、3年の間立ち消え。これこそささやかなサービスですがね。毎年毎年台風が起これたら、プールが土砂で埋まってどうのこうのというのは理屈ですよ。先程も言いましたように、本当に少しでも町民の負担を。お母さん、お父さんたちは遠くに子供たちを連れて行けば、

経費もかかると。やっぱり町内で、今までは非常に助かったんだということを何人も聞きましたよ。このぐらいのことは、他の経費を削ってでも、やっぱりやるべきじゃないかなと。文化会館の光熱費なんかは1, 200万円ですがね。100万円ずつかかっているんですよ。こういうことを少しでも何とかしてやろうという気があれば、今からでも遅くないですよ。開放した方がいいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 教育委員会の方は、河川プール、直接的に管理ということではないんですが、夏休み期間中限定して管理しておりますので、お答えしたいと思います。平成元年に河川プールが開設されまして、17年間夏休み、子供たちに開放してきたという状況です。ただ、平成17年の秋の台風で相当の被害を受けて、土砂が流入したということだけではなくて、河川プールの施設そのものが損傷を受けたということです。それで、これについては、元々県が設置したものですので、町長、県議で、その修復については一生懸命御努力いただいたんですが、県の予算の関係ということで、現在に至るまで改修費は投じてもらっていないところです。私の方では、施設そのものを管理していることではないものですから、私の方で、直接ってということではないのですが、町長、担当課の職員の話によりますと、本流につくってある、これはまた、損傷を受けるということも県のなかなかそこに取り組まない部分に関係しているのかなというふうに思っております。河川プールについては、3年間開設してきていないということもあります。で、今、おっしゃったように、そういう利用したいという声があるということも、お聞きしております。改修を含めて最終的にできないとすれば、また閉鎖ということも当然あるわけですが、夏休みが来ますのでそれに向けて、町長はじめ、今後対応をどうしていくのか検討していきたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今まで長年、町民の方々が喜ばれたことをやっぱりこういう大変な時代だからこそ、提供してやるとまた違ってくるんじゃないかなと。先程言った文化会館の光熱費なんかの関係とか、今年も11月に行われますが「ふるさとまつり」、あれも1,000万円以上のお金が使われているんじゃないかなと。予算は720万円組まれましたけども、このふるさとまつり、ちょうど平成何年だったですかね、もう19回になるんですかね、最初の趣旨は商工会の広瀬会長と私たちが提案したのが始まりであります。これは福永町長の時だったんですが、このときは、ふるさと意識は、町民に、町外からいろんな方が住まれて、町民に対して、そのふるさと意識を持つようにしたらどうかということで、特に、子供さんたちが三股町で生まれ育って、親はふるさと意識がないとなると、やはり子供たちも大きくなって、堂々と「三股町が故郷です」と言えないというような、自分たちは三股町の出身だという望郷意識を少しでも持つ

でもらおうということから、ふるさとまつりが始まったのは原点なんですよ。今は何か、まつりでやるのはいいんですけど、三股町の活性化だ何だと言うけど、ここで行ってみると活性化どころじゃないですよ。肉を食わせたり、ゲームをしたり、それが全体的にいけないというわけじゃないですが、中身をもっと充実していけば、経費節減もできるんじゃないかなと。そういうお金をそういうところに回すというような何か考えていかないと、短絡的なつじつま合わせ予算ばかり組んでいても、これは町民が知らないから、あれですけど、やっぱり、情報公開をどんどんすれば、それはおかしいと思われてくるんじゃないですかね。そういうことも含めて、抜本的ないろんな考えを、今までの規制の概念じゃなくて変えてもらいたいと。それがまた、町長の評価にもつながるし、それはそれで、町民が納得していくと思いますので、必要な金を必要なところに使うということを思っていただきたいと思います。

2番目の今後の駅前開発ですが、先程答弁がありました、私がやっぱり考えているのは物産館です。物産館の運営、現実に確かに町民の方が私もあの場所はちょっとというような疑問視するところもありますが、しかし、つくったからには、やはり盛り上げてやろうというような行政といろんな商工会・町民の方々の一体となって盛り上げていかないと、また負の財産になるような感じがいたしますので、そういうことを含めて、物産館に対しての今後の具体的な取り組み、行政として、どういう方向でただ、商工会、一部の人たちがつくったから我々は見ているだけというようなことはないと思いますが、その辺の考えをお聞かせ下さい。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 物産館運営についてでございますけれども、これは平成20年度にもこのいろいろと議論があったところではありますけれども、物産館運営については、「直接的な町の支援という形はしませんよ」ということで、議会の方からもそういうお話がありまして、そういうスタンスで町としましては、よかもん協同組合についてもそういうお話をしています。ただ、この駅周辺の活性化という視点から、やはり、町としてもその環境整備含めたところを十分やっていこうということで、先程お話がありましたように、都市再生整備計画、そちらの方での支援はしていきたいと。また、平成20年度に実施しましたけれども、ふるさと納税関係で物産館支援のサポーターというようなことで、寄附金をお願いしましたけれども、これについても、平成21年度も、やはり、この取り組みを継続していきたいという形で物産館の支援をしたいと。また、いろんな形でこのよかもん協同組合の方との連携を持ちながら、意見を拝聴しながら取り組みたいなど。と言いますのも、やはり、この物産館自体が町の活性化を支援するための地産地消を含めて、情報発信、いろんな意味での、この三股町の拠点施設になるんじゃないかなというふうに考えていますので、十分連携を取りながら、町としての取り組み支援を考えていきたいと考えています。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひいろいろできることは、やはり、行政としても側面からの協力をするべきだと。というのは、最初のいきさつは、場所的には文化会館の近辺ということで、最初そういう話を聞いていて、あそこはどうしてもということで、行政側の方の、意向で他の方向に変更したんだということも事実としてありますので、その辺を踏まえて、だれがどうのこのじゃありませんが、やはり、前向きに取り組んでいってもらいたいと思います。というのは、施設ができると何でもですけど、ただできた時に、「よかったよかった」で、後の行政側のフォローがなかなかないと。現実にとぶろくなんかも、結局はとぶろく特区ということで、一つの特区といえは里をつくるんだということから始まって、これはどうしても行政が入り込まないと個人的な事業として今なっていて、あれだけ大々的にマスコミから宣伝して、今の個人の事業としてなっていますよね。こういうことを含めていくと、これからやっぱり、本当につくってからその魂を入れるということをしていってもらいたいと思う。もちろん、そういう関係団体はそれ以上の努力をしないといけないというのは分かります。しかし、行政も、物産館となると、ほとんど他のところが、ほとんど行政の予算でやっているようなところもたくさんありますので、そこ辺は、やはり考えて、協力していってもらいたいと思います。

それから、3番目のコミュニティバス、これはもう大事な今後の事業じゃないかなと思っております。これをうまく運用していけば町民の方から非常に喜ばれると。しかし、町民の意向に沿ったことをしていなければ、不満が出るということですよ。そういうことで、今後、民間委託とかそういうことは考えていらっしゃるのか。民間委託で非常に成功しているところは、この近辺だったら、高崎町は高崎観光ですか、民家委託で非常に成功しているということを聞いていますが、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり、本町のくいま〜るコミュニティバスは今、ちょうどまだ2年目、3月でちょうど丸2年になるわけですが、状況も非常に町民の足の確保ということで、利用も多いわけですが、そういうことで、昨年の4月に、先程答弁もいたしましたが、15人乗りの小型バスも購入したところでございます。そういうことで、町民の利用しやすい低賃金で利用をお願いしているわけですが、やはり、今後個人委託ということになると、非常に問題もあるんじゃないかと。まだ、2年でございますので、今後の状況を十分見ながら考えていきたいと。やはり、コミュニティバスを考えた、発足させた経緯につきましては、御承知かと思いますが、今までは、赤字路線バスで1,500万円ぐらい宮崎交通の方に納めていたわけですが、その予算の範囲内で町の単独の運行をやろうということで、3年ぐらいかけていろいろ主管課では協議検討しながら始めた事業でございます。そういうことで、

今後のまだ推移を十分見ながら、運行経営をやっていきいたいというふうに考えていますので、今のところ、民間委託というのは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） やはり、今のところということですが、できるだけこの民間委託を考えていってもらいたいと思っています。というのは、やはり、今の白ナンバーで走っているんですか、今は、そうですね。白ナンバーということでやっていますが、今後どういうふうに国の規制になるか分かりませんが、多分、この白ナンバーも将来は白ナンバーではできないようになるんじゃないかなと。法的なことですので断定はできませんが、そういうふうになっていくんじゃないかなと思っています。そこで、民間の方の幅広い経営手法を取り入れて、より以上町民の利便性を図っていくべきじゃないかなと思っていますので、御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、4番目の自主財源の確保に努力すべきということでお聞きいたします。自主財源となると、いろいろこの時代ですので、大変だ、大変だと。そういう収入ができるようなことはあるかというふうに思われがちですが、逆に、やっぱり、新しい発想をもってやっていくべきじゃないかなと。その中で、いろんなところに取り入れられておりますが、民間企業の広告を募集して、民間の資金を利用して、町税収入を図るということ。現実には今度駅前とかできますが、駅前の広告を募集するとか、庁舎内だったら文書発送しますね、文書を発送する中で封筒、これはクラフト封筒っていうんですかね、あれなんかに本町の三股町の住所とか書いてあって、三股町だけしか載っておりませんが、ここに企業名を入れて、印刷を全部業者に印刷代を任せるとか、そういうことも小さいですけど、すぐ大きなお金になっていくような感じがしますので、ひとつすることはできることから、最初からそういう大金を収入を上げようということにはならないと思いますが、やっぱり、発想の転換じゃないかなと思いますので、ひとつその辺も企業の広告に対してはどうでしょうか。町長。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今言われました件につきましては、都城市が実施しているんじゃないかというふうに考えておるんですが、この発想の転換ということは非常に大事なことはないかと。小さいことではございますが、やはり、そういうことの積み重ねで、やはり、財源のこの利用といいますか、財源の確保といいますか、そういうこともできるんじゃないかということを考えておりますが、今後その辺につきましては、十分検討をさせていただきたいと。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） ひとつ、経営的な発想を持っていろいろ検討して、そして、スピードある政策で取り組んでいてもらいたいと思います。

そこで次、農業の方でも収入を上げると、農業政策で努力すれば収入が上がるんじゃないかなと思うことがありますので質問いたします。今、農業も大変な時代だと思いますが、しかし、逆にいろんな取り組みをしていけば、それなりの所得向上につながるんじゃないかなと思っております。やはり、何でもですけど、売れるものを生産すると。そして、それに付加価値を付けて売り出すと、私は地産地消もいいことですけど、そればかりでは、農業所得は向上していかないと。地産地消もいいですよ。これは小農家というのですかね、自分の家族でやっているぐらいの農業ならいいですが、もっと大きく法人化した農業に対しては、やはり、この地方は生産する、消費はやっぱり都会に持っていくという発想で、これはやっぱりしていかないと、ただこの辺で生産物を回しているぐらいではなかなか所得は向上しないと思いますが、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） はい、お答えいたします。農業の政策ということで、言われましたとおり、売れるものをしなくては農業の生産向上も上がらないと思っております。そして、地産地消、今回、今先程ありましたように、物産館もできるわけですが、その人たちが三股にあるものが今までどういうものがあるかということもなかなか分からなかったという部分もあって、物産館でこういうものが売れるということも一つの策とあると思います。法人化ということで、先程言われましたように、都会にということですが、今回法人化の方が一人できまして、流通を持っておられまして、都会の方に持って行くということもありまして、そこについては、また、それなりの生産が上がるんじゃないかなと考えております。どういうふうになるかはまだ今のところ私、そこの社長さんと普通の個人の方も、品物が足りない時には取っていただくということも確信しておりますので、そこらあたりも、その法人のところにお話しをしながら進めてはいきたいと考えております。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） とにかく、町民の農業者の所得向上なくしてその後継者も育たないと思うんです。やはり、儲かる農業をしないことには、その中で農協との連携というのが非常に大事になってくると。私はその農協の今までの農協政策で連携というんじゃないです。もっと、農家のコストダウンを図り、そして少しでも手取りを増やすような農業経営をしていかないといけない。というのは、農協に対してもっと三股町の農業者の所得を上げるためにどういうふうにしたらいいのかということを詰めていかないと、ただその、連携だけとって、言いたいことも言えないというようなことでは駄目だと思うんです。やはり、農協は組織が大きいですから、都城農協協同組合というのは。私たちは三股の農業者の所得向上を考えていくべきであるために

は、農協に対しても苦言とか提言をしていかなといけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。町長。

○町長（桑畑 和男君） 農業政策でございますが、やはり、かねがねも行政とＪＡ農協とは連携を密にしながら、農業の振興に努めているわけでございますが、今後もさらに、やはり農協におきましては、実務面を担当されているわけでございますので、それとまた直接、農家の方とも接されているというふうなことから、十分その辺の連携を取りながら、今後、本町の農政について振興を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。簡潔にお願いします。

○議員（１０番 山中 則夫君） なぜ所得が上がらないのかと。私も農家はやったことがありませんが、あれだけ底辺の農家の人たちが収入が上がらないのかというと、本当に悲惨な底辺の農家の方は悲惨な状況じゃないかなと思っております。それは一つには、農家に対してあまりにも過剰装備、あまりにも機械等を農協だけじゃないですけど、そういうことであまりにも機械装備をしているからですよ。ヨーロッパのこの前研修に行った方から聞かれた「道具はないんだけど生活はものすごく安定している」と。やはり、過剰装備ですよ。苦言を呈していかないといけないと思います。それはそのための行政です。やっぱり、お互いに農業者の所得が上がるような、そういうことをどんどん提言していかないといけないと思いますが。そのお考えはどうでしょうか。過剰装備はどうですか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） はい、今、そういう過剰装備ということでありましたが、昨今においては、認定農家さんの共同購入とか、一人の方が機械を買わないで、皆で同じ時期に、あぜぬり機等であぜぬりをするとか、集落営農組合の方でそういう方々に持っている方々に自宅作業をしていただいて、作業効率ができるようにしていくというところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） 町長と私の考えというのが、町政は町民のためにあるとそのものですよ、本当にこれを実証していけば、必ず町民は町長を理解し、職員の方々に尊敬をしていく町政になるんじゃないかということを述べて、質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、ここで昼食のため１時３０分まで、本会議を休憩します。

午後０時 08 分休憩

午後1時27分再開

○議長（中石 高男君） 山中君から5分～10分遅れるからということの連絡がありましたので、休憩を閉じて引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、財部君。

〔2番 財部 一男君 質問席登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは、通告に基づき質問してまいりますので、回答をよろしくお願い申し上げたいと思います。

本町は自主・自立の道を選択してまいって、すでに5年が過ぎようとしています。この間、いろいろな改革がなされてきましたが、今回私が質問いたします指定管理者指定についても改革の一環であると思っております。本町は平成17年10月31日条例第24号において、三股町甲の施設にかかわる指定管理者の指定の手続き等に関する条例を制定し、現在4つの施設が指定管理者として指定されておると思っておりますが、もし、数字に間違いがあればお許しください。その中の町立病院の経営指定については、最初は医師会病院を指定管理者としたが、1年で指定を解除することになり、それに基づきまして2年目以降は小牧病院が指定を受けて、今日に至っておると思っております。この小牧病院についても指定返上ということになり、結果的には、町立病院を売却する以外にないとして、昨年の末に入札した結果、戸嶋病院が落札し、本年4月より、町立病院を廃止となったところであります。戸嶋病院が町立病院にかわり医療を行うことになったところではありますが、果たして、町立病院と同じような医療を行うことができるのか心配しているのは私だけでしょうか。町民の間においても不安を感じておられる方はたくさんおられるように感じております。町民の健康と命を守るためにも、戸嶋病院に対し、適切な指導体制が必要ではないでしょうか。売買契約の中においては、今までの医療体制は維持していくとなっていくと思われませんが、そのあたりについても、十分に注意を払っていただき、指導していただきたいものと思っております。また、ほかには、上米公園パークゴルフ場、三股町養護老人ホーム清流園及び三股町在宅老人ディサービスセンターが指定管理されております。

そこで質問をいたします。まず、本町における指定管理者の成果について伺います。次に、指定管理した団体の経営内容等は公表すべきと考えておりますが、どう対処するのか。また、自立したまちづくりにおいては、指定管理者制度は有効な手段であると思われませんが、今後どう拡大していけるのか伺います。

次に、勝岡城跡地対策について質問いたします。私は今までにも勝岡城跡地については、一般質問を出してきましたが、その回答は、「検討していく」とのことでありましたが、現在まで何ら進展をいたしておりません。進展するどころか、荒れ放題となっているのが実情であります。勝岡城跡地はここですよとの標識が入り口に立っておりますが、小さくて目に付くようなもので

はありません。城跡を整備して堂々と城跡はここですよ、と大きく表示してもらいたいものだと思います。

そこで、質問をいたします。本丸城跡地では、すべて買収する計画となっていると思いますが、買収状況はどうなっているのか伺います。買収が済んでいるのであれば、今後跡地をどう活用されようと考えておられるのか伺いたいと思います。また、本丸城周辺の整備を県営里山再生事業において、現在施工されておりますが、町はこれに対して、今後どう対処されるおつもりか伺いたいと思います。

次に、二の丸城跡地のサングリーンジャパン勝岡農場に対する指導、雨水対策等について伺いますが、この農場から出る雨水が一カ所に集中し、崖に集中的に排出される心配が出ております。危険地帯でもあるこの場所にこのような雨水が集中されるとなれば、集落民は心配でたまりません。町の方で指導がなされていると思いますが、どのような対策がとられているのか伺いたいと思います。あとまた、随時質問してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。まず、1番目の指定管理者指定について、①の本町における指定管理者の成果について問うということでございます。指定管理者制度は平成15年の9月の地方自治法の一部改正によりまして、地方自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設、公の施設を民間事業者、団体等を指定して管理運営させる制度でございます。現在、御承知のとおり、本町では、町立病院、上米公園のパークゴルフ場、そして、三股町ディサービスセンター、それから、養護老人ホーム清流園、この4施設を指定管理いたしておりますが、成果につきましては、それぞれの所管の課長から答弁をお願い申し上げたいというふうに考えております。なお、この4月から、戸嶋病院に権限委譲するわけですが、これまで、何回となく戸嶋病院の方にまいりまして、4月からの医療につきましては、現在の業務をそのまま存続するんだということで、何回となく戸嶋病院の方にまいりました。理事長にもお話をいたしているところでございます。

それから、②の指定管理した団体の経営内容等については公表すべきではないかということでございます。公の施設を管理している指定区管理者について、その公共性を踏まえたと、指定管理者が保有する経営状況や利用状況などの情報は広く住民に公開されるべきものだと考えております。しかしながら、現状の三股町情報公開条例では、指定管理者の情報公開に関しての条項がなく、また、指定管理者と締結した協定書には、指定管理した業務内容の報告は義務づけられておりますが、公表に関する規定がないところでございます。全国的に見ますと、指定管理者の情報公開について論議がなされ、都道府県や政令市などを中心に法的整備がなされつつございま

す。本町におきましても、早急にこれを検討し、条例改定や協定書の変更など、所要の措置を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、③の自立したまちづくりにおいて指定管理者制度は有効な手段であると思われるがということでございます。指定管理者制度は先程も申し上げましたが、平成15年の9月に地方自治法の一部改正によりまして、住民サービスの向上や経費の削減等を目的に、地方公共団体が指定する団体に施設の管理を行わせる制度として、指定管理者制度は確立されているところでございます。本町におきましても、町立病院をはじめ、4施設を指定管理を行っているところでございますが、今後も行財政改革の一つの手段として、指定管理者制度の導入を検討してまいりたいと。指定管理者制度の導入に当たっては、行政責任として費用が安いというだけでなく、その施設のサービスの維持、行政目的の達成が大前提となるわけでございます。今後は平成17年度に策定いたしました公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針に基づきまして、その他の施設についても検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、次の勝岡城跡地対策についてでございます。まず、本丸城跡地の買収状況は、また跡地活用はどう考えているかということでございます。本丸跡と想定している曲輪(平坦面のみ)の買収は9割がた終了いたしております、整備活用につきましては、史跡説明板の設置、導入サイン表示、休息用簡易ベンチの設置、駐車場整備等が考えられるところでございます。また、眺望を得るためには、西側斜面の樹木等の伐採も必要になりますが、真下に人家等も存在していることから、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、②本丸城周辺の整備を県営において施工されておるが、町は今後どう対処するかということでございます。今回、竹が伐採された箇所に本丸の防御機能を有した横堀、縦堀、物見やぐらを想定できる台地もございます。地元の方では、伐採跡に雑木を植栽し、里山にする考えのようでございます。もし、そういう形になりますと、遺構を保存する上でも非常に好都合でございます。植林のために竹の撤去が必要でございますので、行政としても協力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、③の二の丸城跡地の農地に対する指導、雨水対策等でございます。二の丸城跡地の農地に対する雨水対策等の処理について経過を申し上げますと、今年1月に地域住民より「城跡の農地に傾斜があり、雨水が人家の方へ流れている」との情報がございました。所有者等の調査を行い、2月初旬に経営者立会いの下、関係課（産業振興課、都市整備課、総務企画課）で現地調査を行っております。調査の結果、10年程前からビニールハウスで無農薬野菜を栽培していた会社が倒産してそのままになっていたところを平成20年の4月頃から別の関連会社が借用してハウスでネギの水耕栽培を行っております。雨水につきましては、作業用倉庫及び舗装部分に降った雨水が1番低くなっている人家のある南側へ集まり、流れるようになっていましたが、農

業用施設に対する行政指導はできないため、土砂災害危険区域図を手渡し人家のある南側へ雨水が流れないように対策をお願いし、梅雨期前までに対策を講ずることで了解を得たところでございます。今後の雨水対策の方法につきましては、いったん雨水を集水して、東側傾斜面から流末処理するなど、現地調査を実施して、住民の理解を得ながら対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答とします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、指定管理者の成果についてのことでありますので、まず、教育課の方で担当します上米公園パークゴルフ場についてお答えしたいと思います。パークゴルフ場は、開設と同時に、パークゴルフ協会に指定管理者に管理いたしまして、この３年間、懸命な経営努力の結果、２コースしかないというハンディーにあるにもかかわらず、入場者数は毎年１万人台に達し、指定管理の効果は大きかったと考えております。指定管理料は町にパークゴルフ場を経営した実績がありませんので、利用料収入や維持管理費用の想定ができませんでした。赤字補てんの意味合いで予算化しておりましたが、協会の組織をフルに活用していただいて、ボランティア的な取り組みの結果、平成１８年度、１９年度の指定管理料の支出はありませんでした。入場者数の確保については、協会主催の大会を積極的に開催されたことや協会のネットワークを通じて他市町村の競技者を積極的に誘致されたことが大きく、公認指導員やアドバイザーが初心者等にきめ細かな指導を行ったことも、リピーターの確保につながっているものと思います。パークゴルフ協会が指定管理者になった結果、町費の支出削減、毎年一万人台という入場者の確保は達成できたと考えているところでございます。

関連で３番目に、今後の指定管理の拡大についてであります。管轄する施設について申し上げます。まず、総合文化施設関係ですが、文化会館の指定管理についてはエントランスホールやトイレが図書館との共有であります。冷暖房の光熱費が共通であることから、両施設を切り離して考えるということではできません。そこで、図書館の指定管理について考えてみますと、図書館におけるサービスは単に開館時間が延長されるとか、開館日数が増えるという量的な面だけでは図れない性質のものでありまして、蔵書法制の構築とかデファレンスといったソフト面のサービスが重要な域を占めてきます。そういう意味で、職員の資質の向上が不可欠であります。指定管理者制度は数年ごとの契約で安定した長期雇用が保障されず、短期雇用になるケースが多いことから、職員の入れ替わりに弊害が出やすいと言われております。このことについて、国会の衆参両院の委員会では、図書館の指定管理には慎重を期すという付帯決議がなされているところであります。すでに、指定管理を導入した市町村において、島根県の安来市などのように、直営に戻したところも出ております。図書館の指定管理は全国的にも少なく、数％に過ぎない状

況にございます。一方、文化会館はあるいはその類似施設は全国的に指定管理の流れにあります。多くの自治体が、指定管理者制度を導入しておりますが、本町の文化会館は客席数が413席と極めて少なく、食堂等の施設もないことから、採算性すなわち、指定管理者の企業努力という面から見れば、魅力に欠ける施設じゃないかとも思っているところです。また、自主事業の展開とか小・中学校や文化協会あるいは文化の祭典などいろいろありますが、使用料を徴収していない利用者も多く、そこは減免という措置を取っているわけですが、それらの取り扱いをどうするのか、指定管理者制度導入については克服しなければならない課題がたくさんあります。いずれにしても、指定管理については、しっかりとした受け皿となる団体・企業等が必要でありまして、町内近隣にそうした団体等は現段階では存在していない。総合文化施設の指定管理は現在のところ考えておりません。

次に、体育施設、公民館等ですが、教育課の方で体育施設や公民館、公園等の貸し出し、施設の鍵管理を行っておりますが、夜間や土曜日、日曜日は業務をしていないために、住民に不便をおかけしているところであります。総合型スポーツクラブが平成20年に発足しました。夜間や土曜日、日曜日の活動が中心にありますので、もし、スポーツクラブが指定管理者になることができれば、住民サービスはもっと大きく向上するであろうと思います。そういう意味では、スポーツクラブの事務所もこの4月から中央公民館に入って右側の事務室に事務局を置きまして、指定管理者になることができないかどうかを早急に検討していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 福祉課が所管する施設について申し上げます。現在、三股町養護老人ホーム清流園と三股町在宅老人サービスセンターについて指定管理者制度を導入しているところでございます。この2つの施設は開設当初より、今の指定管理者に管理委託してきたことから、維持管理における経費の削減効果は見られないところでございますが、町民への福祉サービスを提供する施設として、適正に運営されているところであります。なお、指定管理料につきましては、年度の決算状況に応じて、指定管理料を支払うことができるとの協定ではありますが、平成18年度、19年度は指定管理料の支払いはなく、また平成20年度においても、管理料の支払いは発生しない見込みとなっております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 町立病院の補足説明をいたします。御承知のとおり、町立病院は経営を移譲することを前提といたしまして、その廃止手続の期間を指定管理してまいりました。平成18年4月より都城市郡医師会病院に指定管理し、1年で撤退を余儀なくされ、その後は小

牧病院に指定管理して運営が引き継がれてまいりました。その間、小牧病院も経営移譲を撤退するなど、困難を極めました。最終的に病院経営を戸嶋病院に移譲し、町立病院資産の売却が決定したところでございます。3月6日付で厚生労働省から町立病院廃止の承認が決定し、4月からは民間病院として生まれ変わる予定であります。指定管理の期間におきましては、利用される町民の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけいたしました。これからは町民の皆様にご利用の提供の場が存続することと、また、増大化する病院経営の赤字補てんを抑制できたことは、町として責任を果たすとともに、指定管理制度を活用したことによる成果と考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは質問、趣旨に基づきまして、再度質問してまいりたいと思います。1番目の指定管理者の成果についてということで、それなりの答弁が出てまいりましたが、パークゴルフ場については平成18年、19年は無料ということですが、平成20年度は幾らか払うというような話をチラッと聞いたことがあるんですが、その金額は分かっていますか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、答弁がありましたように、平成18年度、19年度はゼロ。そして、平成20年度については、予算上で40万円というのを組んでおります。40万円の範囲で支払うと、額はまだ確定はしていません。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） まず、パークゴルフ場についてちょっと整理しておきたいと思いますが、確かに、平成18、19年については無料と、そして平成20年度については40万円の範囲内で支払うということ言われていますが、平成21年度の予算については、最終的には、予算上で198万6,000円委託料を払うような形になっています。私は当然、そのぐらいは払うのは当たり前だと考えておりますが、この積算根拠も、それなりに委員会等でも説明がありましたので見てみますと、なるほどなというような部分もあります。ただ、そういう中において、平成18、19年は無料だと、平成20年は40万円の範囲内でいいとか言われていますけど、それにはパークゴルフ場を受けたゴルフ愛好家、こういう人たちの犠牲の上で結果的にはこういう形がそろってきた。今回、切り替えという段階になって、初めてこのような形の見込みをつくられて、出てきたと私も思っていますが、ただ、そういうふうになれば、指定をしていく段階において、私は早急にやるべきだったというふう思うんですけど、最終的にはこういう形になりますけど。そういうクラブを育成していく上でも、当たり前、払う人は絶対払うべき筋なんですよね。だから、やっぱり、そのあたりでも行政としても十分配慮してほしいと考えております。そういうことで、当然、先程も言われたように、18ホールしかない施設であります。私も

前、増設の質問をしたことがあります。当然、やっぱり、そういうことも考えていくなら、町民の健康づくりの場所にもなるわけですから、18ホールだけでは、経営的にも本当に難しい面があると思うんですね。であれば、当然そういう設備を増設していく、こういうことも1番必要じゃないかなというふうに考えます。検討する、検討じゃなくて、やっぱり、先程も運営上のそういう試算をされたように、やはり、そういう内容を十分に検討していく必要があるんじゃないかなと思います。町長そのあたりについてどう考えているか、お伺いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、18ホールしかないパークゴルフ場でございます。そういうことで、今後、問題につきましては、十分内容等も分析しながら考えていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） あ、ぜひこれはパークゴルフ協会の方からも、多分、前、要請もあったわけですからね。やっぱり、そのあたりを含めて考えていけば、私はやっぱり、18ホールだけの施設では、やはり、いろんな問題が出てくると思いますので、せめて36、こういう形にすれば、全国からでも来られる方もたくさん出てくるだろうし、山田と同じにはならないかもしれないかもしれませんが、果たしてそういう努力は必要だと思いますので、関係課も含めながら、早急な対応をしていただきたいというふうに申し上げておきますので、ぜひしていただくようによろしくをお願いします。

それから、確かに、福祉関係の施設といいますかね、老人ホームなり、社会のディサービスですか、こういう施設の関係については、元々がこういう指定管理制度がなくてもそういうところがしておったところですから、多分に指定管理料というのは要らないかもしれません。ただ、施設そのものは、当然、町の施設ですよ。ということになれば、やはり、維持管理が当然必要になってきます。やはり、そういう風に考えた時に指定管理者にしてしまえば、当然、私は、指定されたところが施設の維持管理をすべきだと本来は思います。ということになれば、指定管理料もちゃんとこう計算した見込みをつくって、やっぱり、毎年払っていく中に維持管理というのが必要になってくるんですよということも含めて、私は指定管理制度を導入すべきではないかなと。そのことが、町としても将来における経費削減等にもなっていくというふうに思います。ただそういう計画のないまま、ただ無料だからいいというような感じだけでしとけば、そういう施設の維持管理については大変なお金がかかってくる時があるわけですからね、だからそういうことも含めて考えれば、そういう施設維持を含めたところの維持管理というのは当然必要だというふうに思います。町長そのあたりについて考えはいかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、施設の維持管理をしながら運営をしてもらうわけでございますので、言われるとおりですね。その辺のことも今後考えていかななくてはならないということを考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） せっかくの指定管理者とか、そういう指定関係を本当の形でうまくしていこうとするならば、やはり、ただ単なる指定管理して、町の責任を逃れるような形じゃなくて、やっぱりそこまで考えて、将来の設計といいますか、そういうところを含めた指定管理者制度というのは十分に検討していただきますように、やはり、これについては当然、関係課含めて、やはりそういうものを十分検討した上でやっていただきたいと思いますっております。

それから、先程、指定管理関係についての公表関係ですが、これについては、条例等や公表の規定を今の段階していないというようなことを町長の方から答弁があったところですが、私はやはり、そういう指定管理者の中身がどうのこうのというのじゃなくて、正直に、「今、三股町はどこどこを指定しておりますよ」と「経営内容はこうですよ」と、一年に一回ぐらびしゃっとした公表ができるような制度というか、仕組みといいますかね、すべきだという思うし、そのことが、今後の指定管理関係においてもスムーズに運営されると思いますので、先程言われように、条例改正等がもしされていないと言うんだったら、早急にそういうものは制定してほしいなと思いますので、よろしいでしょうか、検討していただけますか。もう一回はっきりと。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先程も申し上げましたように、早急に条件整備をして、条例の改正また、協定書の変更、早急の措置をやっていききたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） それでは、こういう指定管理者の制度についての今後の拡大といいますかね、質問いたしたところでありますが、私たちが昨年の１２月議会でしたかね、総務厚生常任委員会において、先進地研修をさせていただきました。佐賀市の東与賀町というところですが、もともと東与賀町というところは佐賀市じゃなくて、あとで、指定管理が済んだ後で合併したところでありまして、東与賀町の中でやっておるのが文化ホールと図書館、いけば本町と似たような感じですね。施設の内容は少し違いますけど、当然、図書館の文化ホールと併用したような、そういうホールとかが一緒になっている部分があるわけですから、当然どこまでが文化ホールの関係かとか、そういう問題も出てきます。これを私たちが研修したときには、研修した

ときの報告も私が行ったのですが、そういう中での政務調査を行った中で、当然、文化ホールと図書館を一つにしたところの指定管理も必要になってくるんじゃないかなと思いますが、先程、教育長の方からいろいろ文化会館とか、図書館関係とかに対しての回答もあったみたいですけど、そんな感じは全然入っていませんでしたけど。当然、私たちの方で報告したことについて、まして、その時に研修に行ったのは、議会事務局の職員だけでなく総務企画課の職員もその時は同行して行ってますので、そのこともあえて触れた報告をいたしております。そういう意味では、当然12月以降ですね、そういう、ま、12月以降とか、研修したのは10月の末でしたので、それ以降どういう対応をされてきたのか、そういう問題についてどこまで検討されてきたのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 議会の方で先進地視察をされました。その報告書については十分見させていただきました。そして、やはり、本町でも同じような総合文化施設ということで、図書館と文化会館の併合施設・複合施設でございますので、町の方も十分検討するようにということで、担当課の方には話は下ろしました。先程、総合文化施設関係と図書館関係についての内部協議の段階で、今、お話があったんじゃないかというふうに考えています。今後とも受け皿含めたところがあるかどうか含めて、やはり、十分検討すべき課題だというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 議会の方での研修関係に先程申し上げたように、議会事務局の職員だけでなく、関係するような職員の同行は素晴らしいことしていただいたよなと思っております。だからそういう意味では、一番まず議員だけが勉強するんじゃなくて、当然、職員の方も勉強していただければ、それが行政の中に反映をされていくと私も思いますので、ぜひそういうのは続けていってほしいと思うんですが、その勉強したことが今の回答で聞ける限りでは、ほとんど検討されていないと私は受け取ったわけですから、少なくともそのあたりをさせるんだしたら、それなりの報告は当然受けておると思いますが、報告じゃなくてそれなりのものが、いえば先程も先に申し上げましたように、三股が本当に自主・自立をしていくということになれば、大変厳しい中ですから、それなりの財源をどうするのか、じゃ無駄遣いがないのかどうか、そういうことを本当に全体で考えないと、私は良くならない。先程の議員の質問にもありましたように、やっぱりそういうことに向けての真剣さといいますか、本当に三股はどうとすればいいのかということを考えていただければ、おのずからこういう問題は解決もしていくし、また拡大もしていくだろうと思います。そういう意味で、ぜひ、まだ今日どうしなさいということじゃありませんが、少なくとも、まず、経費を削減することは指定管理していくことによって、先程言われた文化施設と図書館を併用したやつをもしやろうとすれば、当然、経費削減になってきま

す。それから、住民が利用することについても拡大ができますし、これは、一石二鳥といいますか、当然、住民も今までだったら、公務員だから週に1回は必ず休みだとか、ただそういうことじゃなくて、もし、そういうところが受けていけるようであれば、公開する図書館であっても、1年中といいませんが、当然何か今、いろんな問題があるんですけど、東与賀町においても、ものすごい拡大していますので、そういう中身を一つ一つ検討していただければ、私おのずから、やっぱり、指定管理の有利さというのは十分に出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、今後真剣に指定管理者の拡大等について町長もそれなりに、先程は、拡大はしていくような答弁があったように聞いたんですが、再度そのあたりの決意についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先程も答弁を申し上げましたが、現在4施設につきまして指定管理者の導入をしているわけですが、まだ、制度発足からあまり時間もないわけですが、十分その辺のことを十分考えながら、現在指定管理していない施設等につきましても十分状況を把握しながら、分析しながら検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、今、私が申し上げました佐賀の東与賀町の中身も検討していただければ、おのずから本町の文化ホール、図書館の指定管理の方に拡大ができていくというふうに思っていますので、多分、教育委員会の中でもある程度は検討されたんじゃないかなという気がするんですけど、回答する中で聞いていると、確かに、その1課だけでやったってなかなか発展はしないと思う。当然、町の方と教育委員会を含めてですが、ぴしゃっとした連携をとっていただいて、それで、もし本当にやるとすれば、それなりの検討委員会といいますか、正式な形でつくっていかないと、私は進展がないと思いますので、ぜひそういう検討委員会等をつくっていく意思があるかどうかだけ、町長にもう一度聞いておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 何と言いましても、やはり、その先進地を現地視察をすることが一番肝心なことではないかというふうに考えております。そういうことで、その委員会等につきましても、それらを通しまして、協議検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） ぜひ、指定管理者関係についての拡大関係については、私は、町が本当の意味で自立していく上では、今後一番必要なことではないかなと考えておりますので、十分なる検討を加えながら、やはり、そういう実践をしていただきたいというふうに考えております。

次に、勝岡城対策についていきますが、買収状況等については９割がた終了しておるということではありますが、まだ、残っているんですか、本丸跡。どなたの残っているんですか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 平坦地という意味合いでいきますと、瀬戸山巖さん、その方の分が残っているんです。あと、進入路があるんですが、この進入路も個人所有という部分もまだございます。その取得も終わってないです。平坦部分で約８，０００平米というかっこうになりますが、そのうちで今、７，５００平米を超えている状況ではございます。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（２番 財部 一男君） 買収関係について、それなりに進展はしているようですが、私はちょっと記憶はないんだけど、瀬戸山さんとかね、あるとすれば、もう９割がたそういう買収が済んでいくということになれば、当然その後どう対策をしていくか。今、先程申し上げましたように、ちょうど、坂の崖のあたり、竹林等の伐採が県の事業によってほとんど済んでいっているんですが、そういうあたりを整備して、地主さんたちも大変苦労しながらやっているんですが、そのあたりが整備されていけば、私はまたそれでいいんですけど、やはり、城跡をどうしていくのか本気に検討していったほしいなと思っています。

先程、ベンチとかちらっと何個とか言われたような気がしたんですけど、そういう形ではなくて、本当の意味で活用をしてほしいと思うんですよね。やはり、歴史のあるそれなりの城跡ですので、そのようなことは私が言わなくても、教育委員会でも十分検討されておると思いますが、やはり、そういうものが三股町にあったんですよという形につくる上でも、私は本当、跡地をどうしていくのか真剣に検討してほしいなと思っています。三股は、一つの例をとれば、歴史資料館みたいなものが全然ないんですよね。やっぱり、そういうことも含めて考えれば、検討していく方法というのは当然出てくるんじゃないかなと思いますが、町長そのあたりについていかがでしょう。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は昨日、郷土史研究会の昨年表彰を頂きまして、その受賞の祝賀会がございました。その席でも、資料館の問題が出たところです。文化協会の田中会長さんの方からそういう話が出まして、「とにかく今のままじゃ駄目だ」と。やはり、整然としたそういう資料館なるものを設置すべきではないかということの話を頂きまして、それを今後真剣に考えていき

たいというふうに考えております。以前も議会の方で何年前でしょうか、そのような話があったわけですが、これが実現に至っていないということでございますので、この資料館等につきましても、今後検討をさせていただければというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、それなりの由緒のある城跡ですので、ぜひそのあたりも含めて、これもさっき検討される場合に、教育委員会の関係だけだとかじゃなくて、やはり、町として本気になって取り組んでいただきたいと思います。

それから、2番目に書いてありますように、現在県営で竹林等の伐採は済んだんですが、先程、町長の答弁の中でも、竹の後始末といいますかね、そういうのは多分、町長現地を見られたんですかね、1回。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ちょうど1週間ぐらい前でしょうか、現地を見に行ったところでございます。また、現地の勝岡の集落の人たちと一緒に、関係課そろって見に行ったところでございます。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 多分、あのそういう形で、関係課も含めて、町長も現場を見られたということですので、先程の回答でありましたように、まあ言えば、地主さんがすべきことも結構多いと思うんだけど、あれだけの竹の後始末となるとなかなか難しい面もあると思いますので、ぜひ、町としてもそのあたり整地していただければ、あれをほったらかしておけば、また、崖地崩壊にもつながるおそれが十分ありますので、そういう危険地帯でもある以上は、ぜひそのあたりの対策もしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いしときます。

それから、最後ですが、二の丸跡地になるんですが、先程も申し上げましたように、サングリーンジャパン勝岡農場というような形に現在っておるんですが、あそこの雨水等については、一回指導したということですが、現実には人家の方に、私も見に行ったんですけどね、人家の方に流れるような状況でしたが、本当にそれが元の野元さんところのあそこのところは崩れて、あそこを整備していただけてますよね。あっちの方だったら、排水関係がうまくいくような気がするんですけどね。当然、そっちの方に、そこまでちゃんと排水管でも布設させてということをするべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。もう、それは済んでいるんですか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 現場の方を見たところなんですが、正直言いまして、山が茂っております、中までは入れなかったところです。地図を見ますと、先程、教育課の方からありましたように、三股町が買収している部分がありまして、現場をもう一度踏査いたしまして、ど

いう方法があるのか。今、言われましたように、西側の方は、勾配が東から西についていますので、東側にもってくるとなると、集水枡なんかをつくって、池を掘って、そしてそれを落としてもっていくのか。畑から今言われた前、県の治山事業でやったところまで、地図上で図ったところによると、30mぐらいあるんじゃないかなと、畑からしかし、そこまでもってくる、東側が高いですから、どういう形ですか、何らかの形で水を拾える流末ができるような形で、現場をどういう方法があるかを見て検討したい。そのときはいろいろ地元の方と協議が必要だと思います。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、また、梅雨時にも入ってきますので、その前に、その対策をしてほしいと思いますので、そういう指導をされておるんだったら、その指導される、指導した後じゃなくて、現実にはそれがしていただけないと集落には心配でたまりませんので、よろしくお願いします。また、このサングリーンジャパンの農場ですが、あそこに道路が入っていますよね。もともと道路が入っておったんですよね。農道みたいじゃないんですけど、ずっとね、あそこに無断立ち入りの看板を立てています。そして、挙句の果てには柵まで設けてあります。これは、一農場の土地だけじゃないんです。先程、産業振興課長が言ったように、奥の方には町の土地もあるわけだから、だからそういうふうになれば、あれは昔からの道路に入っていたのですが、勝手にされたんじゃないかなと思っているんですけど。このあたりについてのこの指導はされたのかお聞きします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 私も、この前行って、柵があるのは記憶いたしました。道路も舗装されとって、その道路がどこがされたのかちょっと分からなかったのですが、字図等を見ながら、国土調査も済んでおりますので、どういう調査だったのか、そこらあたりも踏まえて、現地を見ながら検討してみたいと思います。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 多分、この農地を一方的に許可も持たずにそういう立場を取ったんだろうと私は思っていますが、もしそうであれば、もってのほかですので、集落民も関係する場所もあるわけですから、昔からの道路といいますかね、それを利用しておったのです、やはり、勝手にそういうことをされたら非常に困るということも言われております。だから、そのあたりも含めて、町としてはぴしゃっとした指導をしてほしいと思います。町長そのあたりの指導を含めて、御回答願って終わりたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） その現物の看板を私はまだ見てないんですが、現地等を調査しながら、

そしてまた、どういうことでそれを立てたのか、その地権者とも話しながら、撤去できれば撤去するというようなことで考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、そういう城跡の場所のところでもあるわけですので、やはり、一農場のためだけの道ではありません。まして、先程言ったように、雨水関係もありますので、徹底した指導をされて、やっぱり、そういうことがないように注意していただくようよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（中石 高男君） それでは、ここで本会議を2時35分まで、休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時36分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順4番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 質問席登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは通告いたしておきました3件について質問をして、答弁を求めたいと思います。

まず、派遣社員等の雇い止め対策についてということで通告をいたしておりました。町長の施政方針演説の中でもありましたけれども、サブプライムローンを震源とする多くの経済的影響が出ています。政府では蜂が刺した程しかないと、最初豪語していたこの問題が、実は答弁に窮して蜂に刺されて死ぬこともあるんだというような変な理屈を付けながら問題が推移いたしております。また、自民党の笹川総務会長では、派遣社員等の雇い止めや解雇が続いたことに関連して、雇用はやっぱり必要だ。ブラブラ遊んでいたら必ず犯罪が伸びますと、お門違いの自民党の総務会長というような感じであります。問題がどれくらい深刻なのかというのをはき違えた物事ではないのかなというふうに思っています。

そこでお聞きをいたしますが、施政方針の中にもありました、町政は町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならないというふうに町長が施政方針で述べられています。今回の実態がよくすべてのものについて町内で、役場内で把握されているのかどうかということもひっくるめてお聞きをいたしたいと思います。まず、雇い止め等についてはどの程度認識、把握されているのか、本町内分かっていればお答えを願いたいと思います。

もう1点それに絡みまして、三股町が指定決定の立場にないんですけど、生活保護についてはどういう推移を今しようとしているのか。大変深刻な問題でもあるでしょうし、昨年の年末には年越し村と称するような、マスコミで騒がれるような状態が起きております。そこで三股町については、生活保護等の推移はどうなっているのか、数で結構ですので、分かっていたら教えてください。それから、その対策についてであります。答弁の中で三股町と都城市で計画されている地域雇用推進計画というのが話が出てきましたけれど、これについて、いつから計画がなされ始めて発表されたのかと。要するにこういう問題が生じる前にあった問題が、今しゃべられているのかなというふうな感じもしましたので、最初の動機、これはどういうことだったのかということもお聞きしたいと思っています。

次に、2番目の表彰制度でございますが、町の表彰規定というのは条例でも定めてありますけれども、ハードルが大変高うございます。表彰は功労賞、行政特別功労賞及び善行賞の3種類ということになっていますし、お金を寄附した場合には50万円、とかいうふうに書いてあります。そこで、この表彰等を拝見いたしますと、全国で1位になったという形がどこかに規定されているのか分かりませんが、委員会の表彰審査委員会の規則にもものっていませんでしたので、それはどういうふうになっているのかなというふうに分からないのですが、例えば、九州で1位になりましたよ、もしくはマスタース等でこういうふうな成績を残しましたよというもの、その当該の団体が表彰するということではなくて、例えば、体育協会がするもしくは、文化協会するということではなくて、三股町が副賞はつけないで表彰状だけでも表彰して、その人の今までやってきた御労苦に対する感謝の意を表するという形で考えられないのかなという形でお聞きをいたしたいと思っています。もちろん、町長表彰というのは大変だということであれば、そういう名前を新たにつくって考えてもらいたいなというふうに思っています。表彰されることによって、例えば学校から、中学校から高校、高校から大学という時に賞罰規定がありますので、賞というところでいうと、より三股の町民、生徒さんが有利な方向になるんじゃないかなというのが1点。それから、就職の時に行政表彰を受けているということであれば、この就職難の時により有利に働くのではないのかなと。もう1点、今度は社会人になって、自分が長くその道を極めたことによって、自分のしてきたことに対し町側が認識したという形ができれば、大変、生きがいにもなるのではないかなという観点から、お聞きをいたしたいと思っています。

最後に、学校における分煙についてとういうふうに通告いたしておりました。施政方針の中でも、香り高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくりという形であります。今、先生方が学校の校庭敷地外で煙草を吸われているというのはみっともないものではないですし、町長、教育長もその実態は見られただろうというふうに思っています。雨が降る日、風の吹く日含めて、それを子供さんたちはどうやって見るのか、どう感じているのかは大変危惧するものであります。

そこで、今、分煙という形からいうと、その敷地内の一角に煙草を吸うコーナーを設けて、そこで、外から見えないような形で煙草が吸えるような形を取ってもらった方がいいのではないかなと。そうすることによって、先生方も肩身の狭い思いをして、もしくは身が細る思いをして、煙草を吸わなくてもいいのではないかなというふうに思っています。今の平成20年度予算で煙草消費税は約1億円という収入があります。であればこそ、そういう形の施設をつくることによって、そこは学校敷地とはいえ、「そこではいいですよ」という形で、換気扇も1つあれば済むだろうと思います。そういうものをつくっていただけないのかなというふうに感じましたので、最初の質問にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。1番目の派遣社員等の雇い止め対策について、①の本町における実態についてということでございます。本町全企業の実態については、把握をいたしておりませんが、ハローワーク都城に確認したところ、管内の1月の雇用保険資格総使用者数は791名でそのうち解雇者数が266名ということでございます。また、町内誘致企業の自動車関連3社のうち2社で派遣職員、パート職員が昨年3月より79名離職されておるところでございます。それから、②の対策についてということでございますが、この対策につきましては、発言順位1番の上西議員にお答えいたしましたが、一般会計での緊急雇用創出事業や都城管内を対象とした地域雇用創造推進事業により雇用の拡大に努めたいというふうに考えております。さらには、各種補助事業等を活用して雇用の拡大を図ってまいりたいと。なお、生活保護等、さらには地域雇用創造推進事業これらについては、担当課長の方から説明をお願い申し上げたいと思います。

それから2番目の表彰制度について、①町民の表彰について、②の感謝状について、関連がございますので、一括して回答をさせていただきたいと思います。本町の表彰につきましては、毎年11月の3日に行っておりまして、その主旨は町政の振興・町民の福祉の増進・産業の振興などに功労のあった方や、町民の模範と認められる方に三股町表彰条例に基づきまして、表彰をいたしておるところでございます。その表彰基準は、町行政の役職・各種委員などを長期間にわたり勤められた方や多額の寄附をされた善意ある方などでございます。この条例に基づく表彰は、大変重みのある意義深い表彰であるというふうに考えております。反面、この条例の基準に満たない方、一般の町民の方々には縁遠いものと考えられております、町民と行政の協力・協働のまちづくりの推進がうたわれている今日では、幅広い人材の活用を促進し、地域づくり活性化を図っていく上で、この条例による表彰とは別に幅広い町民の方々に対する随時の表彰もしくは感謝状などを検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。なお、教育委員会所

管の事項につきましては、教育長の方から、回答をお願い申し上げたいと存じます。

以上で回答いたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、表彰制度について、私の方でお答えしたいと思います。今、町長の方からお話がありましたが、それぞれのもろもろの11月3日にかかわることは今お話しされたとおりであります。教育委員会では平成7年に感謝状贈呈に関する要綱というものを定めております。まず、これにかかわって、積極的に対応してこなかったということは確かに私たちの手おちでございますが、要綱の中で、感謝状の対象者が体育指導員・文化財保存調査員・金品の寄贈者等に限定されたものであります。そういう枠の拡大について、これを見ながら今後検討していかなければならないというふうに思います。なお、教育委員会サイドにおいては、現在、それぞれの分野において文化協会長の表彰、それから体育協会長の表彰、町民育成会議会長の表彰等をそれぞれの大会、あるいは総会等で感謝状贈呈は行っているところでございます。

次に、学校における分煙についてでございますが、今、国会でも取り上げられております禁煙対策が非常に進んでいる状況でございます。三股町内の学校にかかわって、全面校内敷地内は禁煙をして4年目を迎えております。この禁煙にした理由を述べてみますと、まず、学校は授業や学校行事の中で煙草や薬物が健康を阻害する要因であることなどの喫煙防止・薬物乱用防止教育がなされている教育機関であります。そして、未成年者の喫煙に対して毅然とした姿勢を示し、学校から家庭そして地域へと喫煙防止運動を広げるためにも、学校が率先して取り組むことが望まれているというふうに思っております。煙草を吸わない人への受動喫煙による健康被害を防止する必要があると思います。要するに、副流煙といいますか、そういうもので健康を害することもあるということから、全面敷地禁煙に取り組んでおります。これにかかわっては、今、指宿議員からありましたとおり、全面禁煙を敷地内禁煙をしているために、郊外に出て先生たちが煙草を吸っているという情報は入っております。非常に見苦しいということも何回か聞いておりますが、私は校長会をする度にそのことを正しております。どうかと。学校からそういう分煙室をつくった方がいいという声はありません。ですから、それぞれ煙草を吸う人がそのあたりは自覚してやってくれて、今後もこの分煙については考えておりません。そういうことでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、一番目から言っていきますが、今、町長の答弁の中でありましたので落ちていたものについて、生活保護の関係を少しお聞きをしたんですが、分かっているれば教えてください。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 生活保護世帯の受給者世帯数については、資料を持ってきておりませんので、申し訳ありませんけれども、後日、また資料を提出させていただきます。ちなみに、この解雇によります生活保護の受給というのは、現時点では、私の見る限りでは案件は発生していないと。一つは、勤めに行かれるために自動車をそれぞれ持っていっぱいますので、この自家用自動車が受給の制限をされてしまうというところで、一応、毎月開始と廃止の手続等の書類が回ってくるんですけれども、開始の方が若干廃止を上回っているのかなということで、横ばいまたは増加傾向にあるという程度で、今回はよろしくお願いします。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 生活保護がすべてこの解雇された人がイコールになるとは思っていないんですけど、町として施政方針の中で町長の言葉の中にありましたので、町がどういう方向に進むのか、今から先どうなるのかひっくるめて考えておいてほしいと思いますし、この雇い止めは期間の途中でという形もありますけど、いよいよ3月で行政も年度末ですけども、日本はすべて3月の年度末という形をどの企業もほとんど取っています。そうすると、今後この3月末をもって雇用しない期間が満了という形で大幅な採用抑制がかかるのではないかなと危惧いたしております。そういうところから言って、この問題についてあえて触れさせていただきました。町として何ができるのか。多分、住宅等は考えられていらっしゃると思いますが、企業を回られたということですけども、今一度、この雇い止めの問題、大変大きな問題ですし、生活ができないことで、この自民党の総務会長じゃないですけども、犯罪が起きるということで切って捨てられた人間もたまったものではありませんので、行政の末端で町民のために働く自治体として把握をお願いし、何ができるのか考えておいてほしいと思っています。

それでは、2番目の問題にいきます。表彰制度については、先程、町長の答弁の中で今から考えないかんですなという話と、教育長の方から表彰制度の拡充も考えないかなんでしょうかねという話もありましたけれども、答弁の中であったように、内部の感謝状、体育協会、文化協会という人たちはよその人はしませんので、要するに三股町にはいるけれども、そういうところに入っていない人については、専門外っていったらおかしいですかね、会員しか表彰しない団体ですから、三股町としては町に等しくそういうことを考えて表彰の規定をつくってほしいなと思っています。町長の名前が使えないというのであれば、副町長の名前を使う、もしくは商工会いろんなアイデアがあると思いますが、三股町の名前を広く全国に知らしめてもらったと、いい意味で。知らしめてもらった人、国が表彰するもの、県が表彰するものもいっぱいあります。文化勲章だって一等から何等までありますか、ずっと等級が分かれています。ただ一本であっても、これ以上は駄目ですよということじゃなくて、また別なことを考えながら町民がその表彰状一つにおいてその人の生涯の宝物になるものだというふうに思いますので、今一度お願いをしておきたいと思

いますし、この前、前々回ぐらいですかね、学校敷地内に記念碑を全国大会出場の記念碑を建てるのを許可するぐらいであれば、そういうふうにコツコツとされている人を、必死にですね、自薦・他薦をひっくるめて抽出して、可能な限り何らかの表彰をする、もしくは感謝状を贈るということも考えてもらった方がいいんじゃないのかというふうに思っています。例えば、まちづくりの実行委員会会長名とか、三股町が関与しているものでそういう表彰をするというようなことを考えてほしいと思いますが、町長そこら辺をもう一回答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先程も回答申し上げましたが、やはり、この現在表彰しているものについてはこの表彰条例の基準に基づくものについて表彰していくということでございます。そうすることで、基準に満たないものの表彰については今後、別個に幅広く考えて表彰する方向で検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。また、あの議員の表彰・感謝状というようなことも含めて考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1 番 指宿 秋廣君） ぜひ、今の考え方、町民の人もしくは学校現場で言うと、前も申し上げましたけれども、孫が小さい1,000円か1,500円のトロフィーをもらったら、自分の物はすべて片付けて床の間にそれが置いてある。宝物というところも現実がありました。そういうことからいうと、何ものにもかえがたい表彰というのはあるだろうと思いますので、町の表彰制度を変えろということではありませんが、そういう人たちだけ集めて表彰の日みたいな感じでやられるというのもいいのではないかなと。他の人を集めてやるということではなくて、三股中学校は月一表彰時間があるように聞いています。やはり、そういうふうな形で、三股町も文化の日のこの11月3日に固執するんじゃなくて、そういう人たちはそういう人たちで、例えば町長室でもいいでしょうし、例えば4階の会議室でもいいですし、何かそういうふうなグレードが高いんですよということではなくて、また違う方法をですね。県だって現代の名工、何かそういうふうなこともしていっちゃいますから、そんなに今の金銭的に大変だというほどのものではないと思います。表彰状一つということでも結構だと思いますので、表彰されたかどうかの問題で、金品何を貰ったかが貰った問題ではありませんので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、学校の分煙について、教育長が副流煙の話をされましたけども、学校の教室の中をどこか開放しろと言っているんじゃないんです。日本の国にも外国がいっぱいあります。どういう外国かといったら大使館、日本国の憲法は法律は該当しないところですよ。そうであれば、プレハブの1つもつくって角に敷地のコーナーにでも置いて、そこで煙草をどうぞということをするれば、だれにも見えないし、だれにも迷惑かけないしということですし、というのが1点。それから、学校側の行事の中で父兄が集まります体育大会、教育長は煙草は吸わ

れないので分からないと思いますが、本敷地の境界で親の人が不良中年じゃないんですけど、たむろしながら煙草を吸っている。そこにバケツが置いてあるという形ですね。ただそれを見えないように隠すという形の方がいいのではないのですかというふうに申し上げているわけで、だれも職員室の中を喫煙ルームにしろとか、校長室を喫煙ルームにしろとかそんなことを言っているのではなくて、敷地内の禁煙という大原則はあるけれども、ここはこういうふうに、どうしても吸われる方については、開放しましょうというところができないんですかとお聞きしているの
で、再度答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 実は今、出ました学校行事あるいは参観日色々学校には行事があります。その時にはどうかということやら話をする中で、それぞれ学校側が禁煙ということで進めております。それで、校外に、例えば門の横とか、校外にそういう体育大会のときにはバケツを置くとか、そういうことはやらないかなだろうということは話しております。それで、校内で吸うということは一切やらない。要するに敷地内はどういうことがあっても、全面禁煙ということで進めていきたいというふうに思っております。ちょうど4年目にかかりますが、だんだん定着してきておりますので、これで進めていこうと思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 先程の大使館の話もしましたけれども、実際上の問題として、副流煙が問題であれば、そこで吸うと子供が通るわけですよ。そういう形になりかねないですよ。いろんなところにあると思うんですけど、何かいい方法を模索する方法が、例えば、中学校であれば駐車場があります。いろんなところがあるだろうと思うんですよ。今のままで定着しているからという形で禁煙だと、敷地内は何も吸わせんと、吸いたいやつは学校の敷地から出て行けという形になっているわけですよ。そうすると、今度は学校の先生が職場を放棄したというふうに取りられかねないんですよ。ですよ。学校長からしたら、自分の権限外に出ていったわけですから学校の先生が。だからそういうことではなくて、みんなで責任を持つところで監視をしながらやっていく。くわえ煙草で仕事をしろと言っているんじゃないですが、大変見てて見苦しいという連絡が来たというふうに教育長も認識されている以上であれば、何らかの方策をしないと、日本国は煙草を吸ったらいかんという法律ができて、その法律を違反している人が煙草を吸っているからこりゃいかんというなら分かります。だけど、莫大な税金を取っているわけですよ。三股町はさっき言ったように1億円です。三股町には煙草の耕作農家もいらっしゃいます。そういうことであれば、小さいプレハブぐらいの家でもあって、もしくは、目隠しがあってするという形をちょこっとした敷地の1番角でもつくれば可能ではないかなと。そんなに難しい話を言うてるつもりではないんですよ。町民から見て、職場放棄をしたというような形が取られないよう

に、何かの方策を練ってほしいと。学校長に聞かれたということのようですけど、学校長が大体、教育長にそういうことを言う環境にはほとんどないだろうと思っています。学校長、何人煙草を吸われるのか存じませんが、そうではなくて、皆さん教育熱心な先生方ばかりでしょうけども、その煙草を吸う一瞬だけ見てその先生を推しはかられるということも大変苦痛ではないのかなと先生方にとってはというふうに思っています。念のためにちょっと角度を変えてお聞きしますが、県内すべて敷地内禁煙かどうかをお答え願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、禁煙対策が非常に進んでおりまして、県立高校は全部、全面施設禁煙です。私ここに平成18年度資料を持っていますが、50%以上がこの時点で全面禁煙になっております。それから2年進んでいますから、なお進んでいるだろうと思っております。参考までに3月4日に厚生労働省の検討委員会がありまして、そこで学校や公園、飲食店など公共空間については原則として全面禁煙をするという報告書をまとめております。そして子供たちが通学する通学路も全面禁煙にしてやろうかということも進んでいる状況でございますので、かなり禁煙対策は進んでおりますので、今、指宿議員からお話があることはよく分かりますけど、煙草を吸う人はそれなりの自覚をして10本吸うものを5本ぐらい減らして、休憩時間に吸うとかそのあたりをひとつしていただくようにしながら、学校内では吸わない。要するに、昼の時間とかそういう時には、校外に出ることもあるでしょうし、校外にバケツを設けるとかそれぐらいのことはやっていくということをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに、その学校が昼休みであるかどうかというのはそこを通られる人にとってはなかなか判断しづらいものですね。例えば、車で通ったとすると、子供さんたちが歩いていても、それは、移動をしている途中なのか、休み時間なのかというのはなかなか難しいだろうと思っています。今、こういう御時世であればこそ、原則禁煙、だれもこの禁煙制度を敷地内禁煙制度を全面的に見直せとだれも言っていないわけですし、原則禁煙は、原則禁煙ですよ。学校に小さいコーナーを設けて副流煙が子供さん方にいかないことを考えれば、それは可能ではないですかというふうに聞いているわけで、いや何が何でも吸わせませんよと、自分の目の前からは煙草を吸うやつは全部排他しますよというふうな形でされているというのは、少し、考えないといけないのではないのかなと。でないと、皆さんの通られる人、学校の中を通られる人も大変目のやり場に困るような、お世話になっているもしくは学校の先生というのをひっくるめて、だから、法律で禁止されているわけではないですから、ちょこっとしたといたたらおかしいですかね。プレハブぐらいで、離れてそこには雨が降ったら傘をささないといけないとい

うぐらい離しておけば、それで済むのではないかなと。世の中に出て行って、煙草を吸えないコースもありますけれど、煙草を吸えるコースもあるわけで、通学路を禁煙なんだと言ったってそれは所詮大都会で監視員が通って回ればいいんですけども、三股町のようなところで、通学路禁煙と言ったって、それはなかなか通らない話ですよ。そういうことであれば、再度、学校の中で、中っていったらおかしいですね。学校長の配慮がいくところで煙草を吸わせるようなことをお願いしたいと思います。今、教育長は何が何でも駄目というふうに聞こえたんですが、病院でも煙草を吸うコーナーはあるんですよ。教育長も入院されていた時に感じられたと思いますが。病院内でも煙草を吸うコーナーがあります。そこは屋根がついています。という形の中であるわけですよ。そうであればなおのこと、敷地内禁煙を大原則にしながら、しかし、2平米か5平米か分かりませんが、その分はそういう人たちのために開放しましょうとしないと、大変住みづらいのではないのかな、学校の先生、お願いをしたいと思います。この問題は、先生から頼まれたわけではないんですが、この前の体育大会に行ってみて感じました。PTA総会の時も感じました。行くと正門等で、父兄の方が煙草を吸われているわけですよ。これじゃ完全な犯罪扱いなんで、そういうところも子供たちから分煙、分けてしまうということからいうと、そういうコーナーを設けて、そこ以外で吸わないでくださいと、学校行事に参加されたい方である以上はと言われた方がよっぽどいいと思うんですよ。車の中に駆け込んで車の中で煙草を吸うんじゃないのって、ある町民の人が言われましたけども、車を敷地外に停めて、そこで煙草を吸うということを苦肉の策として考えるんじゃないということもありましたので、そういう流れを校長駄目ですよということではなくて、再度そういう実態の調査などをしてほしいと思いますが、もう1回答お願いします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） あ、煙草を吸うなというわけじゃございませんので、要するに、普通の施設と学校とは違う、子供たちがおるわけで、そういう中で煙草を吸う人に対しては敷地外で吸っていただきたいというふうに学校では指導してくださいということですね。だから学校の一角に喫煙所を設けるといことはないと。要するに、敷地内は全部禁煙ということで進んでおりますので、今そのように進んでいますので、これでいきたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 押し問答ですから、最後にこれだけは言っておきたいと思います。今、東高校が3人の解雇者が出ていますね。あの人たちは授業中に自分のクラスから運動場に出て行っただけで職場放棄といって首切られたんですよ。分かります。学校長がその人をどうにかと思ったら、敷地外に出た瞬間に解雇警告できるわけですよ。解雇もできるかもしれませんよ。要するに、持ち場放棄ですから、自分のセクションを放棄したことになるんですよ。学校長は知っ

ていますか、出て行かれましたよとそういう形になりかねません。だから、責任の範囲以内でできることをどうにかして模索してほしいということを申し添えて私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 一般質問はこれにて終了します。残りの質問は18日に行うことといたします。

日程第3. 議案第36号及び第37号上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第36号及び議案第37号を議題とします。ここで提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま追加上程をいたしました2議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第36号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。本案は対策監の職務に関する経過措置の到達に伴い、所要の事項について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第37号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について御説明を申し上げます。国におきましては、急激な金融経済情勢の変化に対応するため、現在開会されております第171回通常国会において平成20年度国の一般会計第2次補正予算の関連法案が去る3月の4日に可決成立したところであります。本案はこれに伴う関連事業費を補正しようとするものであります。すなわち歳入歳出予算の総額87億3,766万4,000円に歳入歳出それぞれ4億835万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,602万円とするものであります。

まず歳入についてでございますが、国庫補助金が定額給付金給付事業費補助金及び子育て応援特別手当支給事業交付金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費は定額給付金を増額補正し、民生費や子育て応援特別手当をそれぞれ増額補正するものであります。商工費やプレミアム付き商品券を定額給付金を同時発行することにより地元消費につなげようとするもので、商工会への補助金を増額補正するものであります。なお、今回の補正は各費目とも全額繰越明許費となるものであります。

以上、2議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上御承認くださるようお願いをいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 補足説明があれば許可します。副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 議案第35号の説明をいたします。一般職の職員の給与に関する条例の別表第2、行政職級別標準職員表でございますが、その中に対策監の職名が記載されておるところでございます。このことについて、新旧対照表にありますように、この別表第2の備考に

対策監の職務については、平成20年度までの経過措置とし、その時点で見直しをするものとするところとあります。この備考の記載を受けまして、今年の2月から対策監について検討に着手したところでございますけれども、対策監の存続・廃止は組織のあり方また組織の活性化と深くかかわっていることから、やはり時間をかけ、他の団体の状況等を調査し、議論を深めて対極的な見地から判断すべきだという方向に至ったところでございます。平成20年度の早い段階で検討すべきであったことがらを年度末という時期から検討始めまして、結論に至らなかったということで、大変まずおわびを申し上げたいというふうに考えます。町では、平成21年度に大課制についてもっとも的確で効率的な行政運営体制とはという観点から評価検討を行おうと考えております。といいますのは、行政改革の一環としまして、平成17年度から20の課・局室を10課に再編統合し、行政を執行してきたところでございますけれども、平成21年度がちょうど5年目という節目に当たることから、評価の時期に差し掛かっているというふうに考えています。そして、対策監のあり方は、行政運営体制と密接不可分の関係から、この評価と同時進行で内部で十分検討いたしまして、方向づけすることが重要で適切ではないかと考えているところです。よって、今回の条例の一部改正は、備考欄の平成20年度を平成21年度に改正し、平成21年度は現行のままで組織運営を行いたいと考えています。なお、対策監のあり方につきましては、先程御説明申し上げましたように、組織のあり方、評価と併せて、平成21年度中に結論を得まして条例改正案を提案したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（山元 宏一君） 議案第37号につきまして、補足説明を申し上げます。給付金の流れにつきましてですが、3月24日頃に簡易書留で返信用封筒を同封して、各家庭に送付いたします。4月1日からは受付を開始します。この場合は、窓口受付につきましては、役場ロビーにおいて当分の間、午後8時まで受付をする予定であります。申請の期限は10月1日までとします。口座振込については第1回目を4月20日に予定しております。現金給付については、できれば第1回目を4月末には行いたいと思っています。5月には申請状況を見まして、申請数の場合によっては各地区分館等を巡回して、申請の受付をすることも検討しております。6月に入りますと、申請者に対して民生委員等に協力を依頼しまして、調査をお願いする予定です。10月1日で申請を締め切りまして、10月30日に給付事業を終了する予定であります。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 議案第37号の補足説明をいたします。商工振興費のプレミアム商品券発行事業であります。商工会が発行する商品券1億円に1,000万円を商工会の補助いたしまして、総額1億1,000万円の商品券を発行するものであります。商品券の発行

は、4月20日から三股駅前に移転しました商工会の方で発行することになります。商品券の利用は4月20日から9月末まで三股町商工会員の商品券取り扱い事業所で利用できることになります。購入限度額は5万円ということで商工会の方で進めております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 子育て応援特別手当について、今、総務企画課の方から説明がありましたけれども、内容についてはこの前の委員会の方で説明させていただきましたので、スケジュール的なものに対して説明させていただきますけれども、定額給付金と同様の取り扱いということで、システム改修、そして発送準備、申請者への発送、そして受付開始、終了。すべてのスケジュールを定額給付金と一緒に形で予定しております。

以上です。

○議長（中石 高男君） それでは、18日に一般質問を終わってから全員協議会を行いますので、その時、質疑の方はお願いしたいと思います。

○議員（10番 山中 則夫君） 今の定額給付金、これの郵送方法は書留とか何とか聞いたんですが、本当ですかね。普通の一般郵便ですか。それとも。どちらですか。

○総務企画課長補佐（山元 宏一君） 簡易書留です。

○議員（10番 山中 則夫君） 分かりました。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後3時27分散会

平成 21 年 第 2 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 21 年 3 月 18 日 (水曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 21 年 3 月 18 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	
税務財政課長 ----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君
福祉課長 ----- 大脇 哲朗君	産業振興課長 ----- 溝口 良信君

都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	下沖 常美君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君
総務企画課補佐	-----	新地 浩君	選挙管理委員会委員長	-----	細山田ヒサ子君
総務企画課補佐	-----	山元 宏一君			

午前 10 時 00 分開会

○議長（中石 高男君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

一昨日に引き続き、質問をお願いします。発言順位 5 番、重久君。

〔5 番 重久 邦仁君 質問席登壇〕

○議員（5 番 重久 邦仁君） おはようございます。我が三股町の自主自立を選択し、前進する当議会、私はこの地方分権第 1 条の理念にうたわれております「ゆとりと豊かさを実感できる社会を築くことを目的とする」と。また、分権とは、一定の地域における住民とその代表機関の事項決定機関の拡充であります。町にかかわる諸問題は、住民・議会・行政の 3 者で審議し、決定するということだと私は思います。

そこで、私は、さきに通告しておきました 3 点について御質問いたしたいと思います。

まず、文化会館についてであります。開設いたしましてもうかれこれ 7 年ほど経っております。その中におきまして、当初予算に自主文化事業の取り組みについてお伺いいたしたいと思います。

自主文化事業は、全体経費の中で 4, 4 0 0 万円ほど予算を当初組んでおられます。その 1 年間に自主文化事業を行われるスケジュールがどのような取り組みになって、どのような予算執行をなされているのかお尋ね申し上げます。

続きまして、中学校の義務教育における家庭負担についてであります。これは、中学校クラブ支援活動費が 4 0 0 万円ほど組んでありますが、前年度に比べ、中学校の支援活動費の予算の 4 0 0 万円に対しての前年度に対しての費用の内訳をまた、お教えいただきたいと思います。

続きまして、選管の職務管理についてお尋ね申し上げます。

選挙啓発活動の取り組みについてでございます。まず、選挙管理委員会では、選挙に対して、選挙の意義を周知徹底、その意識を高めることが必要であることから、常時啓発することが法的に義務付けられています。

そこで、明るい選挙推進協議会との連携活動はどのように行われていますか。また、推進会員

は何名でありますか、お伺いいたします。

投票所削減について、選挙管理委員会での審議内容についてお伺いします。選挙管理委員会では、投票率の低い理由とその原因について、どのように分析しておられるのか、その原因と今後の対策について伺います。

平成17年11月15日、選挙管理委員会で協議された委員会の意見として、効率的に選挙を執行する上で支障がある部分を見直すことは必要であるとの意見がありますが、この支障がある部分とは、選挙管理体制のどの部分なのでしょう、お伺いします。

次に、町職員の減少と選挙管理体制を維持していくことは困難であると認識しているとの意見がありますが、具体的にどのことに選挙管理体制維持が困難なのか、お伺いします。

次に、今回の行政改革推進本部第2部会の見直し案について異論はなく、前向きに取り組むべきと考えたとの意見がありますが、投票所を15カ所から11カ所になれば、投票率の低下が予想されたはずで、選挙管理委員長の意見をお伺いいたします。

次に、今後投票率の低下を招くことのないように調整し、最終的な町の考え方を再度提案していただきたいとの意見がありますが、選挙委員会は地方公共団体に設置される合議制の執行機関で、自らの判断と責任において、誠実に管理及び執行する義務を負うと規定されております。執行することのできる立場にある選挙管理委員会としての認識をお伺いいたします。

3番目の町長にお尋ね申し上げます現在の投票所を元に戻すお考えはないか、その認識をお伺いいたします。

この3つであります。以上で質問を第1回目を終わります。

○議長（中石 高男君） 教育長

○教育長（田中 久光君） それでは私の方で、文化会館についての御質問ですので、お答えしたいと思います。

平成21年度の文化会館の自主文化事業の当初予算につきましては、3カ年計画に基づきまして1,200万円となっております。また、自主文化事業の取り組みといたしましては、三股町文化会館運営委員会というのがございますが、これは先日の3月11日に平成21年度事業を決定したところであります。審議の後、いろいろとその事業について進め方を協議したところであります。

事業の運営方針につきましては、会館の利用を促進するために、自主文化事業の充実ということとを大きな柱として進めております。具体的には、一、施設設備整備事業によって整備された照明器具及び音響卓等を有効に活用した自主文化事業に取り組むということであります。二つ目に、多くの地域住民に利用していただくために、住民ニーズの把握に努め、多種多様の自主文化事業を積極的に実施するということであります。三つ目に、自主文化事業を通して、地域に貢献

できる施設となることを推進していこうということでもあります。今後厳しい財政状況にありますけれども、自主文化事業の選択の精査。これでいいのかどうか、内容をもっと見極めて、今後進めていきたいということも、先ほどの11日に皆で話し合ったところです。そういうことで、有効な予算執行をやっていききたいというふうに思っております。

それから、義務教育にかかわる部活動のことですが、義務教育費については、憲法第26条に、「義務教育はこれを無償とする」ということが大きな柱でございまして、それにかかわってそれぞれ国・県それから町、公共団体が割り振りをしながら、予算執行をしているところです。その中で、できるだけ無償とすることですから、取り組むことは大切でありますけれども、ただ、義務教育費の中でも特に一部の者に利益が求められるようなこと。いわゆる受益者負担については、それぞれの受益者が負担していくということです。修学旅行費とか、そういうものは、それぞれの家庭から徴収してしていくと。

それで、先ほどの中学校の部活動の経費についての御質問ですが、部活動に対しては、三股町としては、他の市町村に比べて大変待遇としてはいい方向で進んでいっていると思っています。というのは、県大会に出場するときにはそれなりに出場費を出す。それから、九州大会に出すときにもそのように補助を出しております。全国大会もそのとおりです。それで、中学校の部活動が県大会でどれほど勝つかによって、その予算が十分使えるのか。結局、全国大会の数が少ないときには、それだけ予算の執行がないということになっています。それで、すべてが賄えることではありませんので、人数がそれぞれの競技で枠がありますから、その人数だけは出していくということです。そのほかの応援に行く態勢については、それぞれ受益者、いわゆる保護者が負担していかななくてはいけないというようなことになっております。

以上のようにして、負担等をしているところです。部活動に関してでしたか、まずそこをお答えします。

○議長（中石 高男君） それでは、選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（細山田ヒサ子君） 選挙啓発活動の取り組みについてでございますが、選挙管理委員会では、選挙に際してより多くの選挙人が投票されるよう投票の方法や投票日など、選挙に関する情報の周知に努めてきたところでございます。これは、公職選挙法に定められた選挙管理委員会の責務でもございます。しかしながら、各種選挙の投票率は依然として低く、啓発活動の効果が見えにくいのも現実でございます。

具体的な啓発活動としましては、明るい選挙推進協議会で行う子供たちの書道、ポスター展及びわけもんの主張などがあり、町選挙管理委員会としましては、各種選挙ごとの街頭キャンペーン、大学生など若者の選挙事務パート雇用、政治意識など式典やイベントでの広報活動などを行っております。

また、明るい選挙推進協議会は、委員１７名で活動いたしております。今後は住民の選挙に対する意識調査を実施し、啓発活動に関する御意見を伺い、その効果などを検証する必要があると考えております。こうした御意見や検証を踏まえ、今後の啓発活動のあり方を検討してまいりたいと思います。

次に、選挙管理委員会での審議内容についてでございますが、各種選挙の投票率は全国的に低下の途をたどっております。特に、２０歳台の若者の投票率が低く、投票をしない理由として、面倒くさい、用事がある、政治に関心がない、だれを選んでも政治は変わらないなどが挙げられております。また、投票に対する考え方としましては、２０、３０歳台は、個人の自由が最も多く、５０歳台は権利、６０歳以上は義務というように、世代間によって価値観も大きく異なっております。そして、この若者世代が将来的に現在の高齢世代のような高い投票率の水準を維持するという保障はなく、今後の全体の投票率に大きな影響を与えかねません。

そこで、未来の有権者としての自覚を育てるために、小・中学生以上のパンフレットを作成し、社会科の教材といたしまして、教育の現場で活用するなどの連携が図られるよう検討したいと考えております。政治や選挙に対する考え方を子供の頃から学習することは、選挙の啓発の一環として大変意義深いものであると考えており、今後、各関係機関と連携を密にいたしまして、有権者の政治参加が一層促進されますよう努めてまいりたいと存じます。

次に、選挙を執行する上での支障につきましては、各投票所における投票立会人の選任及び投票事務従事者の人員確保に苦慮している現状などがございます。これにつきましては、町職員の減少というのも一つの原因にもなっていると考えます。また、効率的な選挙執行を行う上で、有権者数投票所設置にかかわる経費などを考慮し、投票所の統廃合を決定いたしました。町職員の減少と選挙態勢の維持の関係につきましても今述べましたとおりでございます。

次に、投票所削減に伴う投票率低下についての選挙管理委員会の意見についてでございますが、選挙管理委員会では、投票所の統廃合がそのまま投票率の低下に結びつくとは考えておりません。先ほども申し上げましたが、投票率の低下については、全国的に低下の途をたどっており、特に若者の投票率は１９８０年頃より、総体的に低下が激しくなっております。これは、社会的に安定した時期に入ったこともあるのかもしれませんが、この時期より若者の政治への関心、無関心及び選挙離れが急速に進んだものと考えられます。

次に、選挙管理委員会の認識についてでございますが、選挙管理委員会は国や地方公共団体の選挙に関する事務を管理するため、地方公共団体に設置される合議制の執行機関であります。また、選挙は民主的かつ公正に行われるようにするため、町長から独立した機関として設置された公正な立場の機関であると認識しております。投票所削減に伴う投票率の低下については、今のところ確認されておられません。ただ今後は、投票日におけるくいまーの臨時運行及び投票のた

め有権者が利用する運賃補助、そして、より有権者の心に訴えていく啓発活動、また投票所削減地区において座談会等を開催し、地区住民の意見を聞くなど、投票率向上に向けた対策を検討してまいります。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは5番目の投票所復元について、①の削減された地域から復元の要望があるが、町長としての考え方を問うということでございます。

投票所の再編成につきましては、選挙管理委員会の所管でございますが、大きな状況の変化、またそれぞれの地区住民の総意としての要望がありますと、それに従って、誠意をもって協議をして、選挙管理委員会はこれを検討していくべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 中学校の部活動の支援について、どの程度の支援をしているのかということでしたので、額としてお答えいたします。

平成20年度は388万8,000円を予算化しております。この中で執行したのが202万5,000円ということです。これについては、教育長が答弁しましたように、予選を勝ち抜いて県大会、九州大会、全国大会、それに出場した部活に対する支援ということです。平成21年度については、400万円を予算化しております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） ここに、平成14年度三股町立文化会館歳入歳出決算資料というのを持っております。特に、この平成14年度の中で、文化会館使用料として、収入の部ですが、490万円、約500万円ぐらいあるわけですけど、そして諸収入の方が1,100万円になって、今度は歳出の方でよく見ると、光熱水費の方が1,900万円、14年度はですね。要するに電気料とか文化会館も含めた、前回もちょっとこのことには触れておりますが、図書館を含むということの答弁は頂いておりますが、この中のやはり、経費削減には努められてきているとはいえ、私がしております質問、公演費用、これが4,400万円。これは当初予算の8,900万円、本年度組んでいる中の自主財源費用からすると98%の率を占める一般財源支出だと思います。その中でも自主文化公演事業費が4,416万1,000円ということになると、約54%を占める比率になっております。

このように町の自主財源とはいえ、文化会館の公演事業費用の中に4,400万円、年間で支

出する割合は大変大きなものがあるかと思います。もうかれこれ7、8年経っている。極端に言えば、全体経費の中に占める割合も大きいし、一般歳出の費用も大きい。もう少し、歳出の削減には努力してほしいと思うのですが、教育長にお伺いいたしますが、今後のスケジュールの中身の去年度と違う取り組みをしている内容がありましたら答弁願います。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 事業の内容について、ちょっと触れたいと思いますが、御指摘のとおり、三股町の文化会館は自主事業としてお金を1,200万円委託料を組んでいるわけですが、その内容が413席あるホールをいっぱいにするぐらいの実績のある内容が実は行われているかということは、いつも出ていることなのです。それで、20年度の文化事業を反省しながら、今まで行ったいろいろな演劇部門あるいはその他いろいろなことをやっているのですが、そのことでそれを見直して、21年度はもっと住民に分かりやすい、住民が還元しやすいような内容をやったというようなことで検討をして、実際今、内容に入っております。その中で、大体、17か18の文化事業をやっていこうということになっておりますので、ここは会館の職員はもちろんですが、私たちもそれなりに努力をしていかないといけないというふうには思っているところであります。

文化会館は、自主文化事業をやりながら、反面は貸館事業もしているところで、ほかの団体にも貸してそれなりの利益を上げないといけませんから、そこもまた来たところでそれを受け付けながら、それぞれ年間行事の中に埋め込んでいるところです。事業としてはそういうことです。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今言いましたとおり、今年度予算の正確な数字は8,914万4,000円、その中の一般財源支出が8,105万2,000円であります。そういう大きな数字の中のウエイトの中であります一般財源の占める割合の比重は、4,400万円からしますと54.48%にもなるわけであります。それでもう1つお尋ねしますのは、今度はその中身の方です。公演委託料、人件費相当分額は幾らになるのか、お示してください。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 委託料の関係ですが、舞台技術者といのを3名置いておりまして、この3名に対する分が1,122万6,000円という形での21年度の予算ということになっております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 分かりました。今度ともなお一層の経費削減を求めて、以上でこの質問は終わり、次に、投票所における選挙管理委員会にお尋ねをいたしたいと思います。

選挙管理委員会では、昨年度、議会の方で投票の選管の委員を選出することで、議会の方で投

票をし、新しく新任の方を含め、8名の方が再任または新任ということの結果を得ました。私が選挙管理委員会の中でお尋ねするのは、今、投票区のことをお尋ねしたいと思います。

公職選挙法の第17条によりまして、私は詳しくはありませんけれども、投票区は市町村の区域によるというのが、まず、うたってあります。2番目に、市町村の選挙管理委員会が必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて、数投票区を設けることができるとあり、3番目に、前項の規定により投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は直ちに告示しなければならないという項目があって、この中で、具体的な質問は、前目の支部の中で1支部から6支部あるのですが、今、投票は第6地区に指定されて、第6地区公民館ですることになっておりますが、6支部は第6地区体育館に投票に行くのですが、もし復元されたときに、前目の児童館の方に行くようなことになると、これを1から5は前目児童館の方に行っていっていいが、6支部は勝岡の投票所が近いために、その6地区はより近い勝岡の第6地区体育館の方に投票に入ってよろしいというふうに、区域で選管の方で設定ができるというふうに解釈していいものかどうかをお伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今の御質問ですが、議員が言われるとおり、1投票区に1投票所主義というのをとっているわけでございます。その中で、選挙管理委員会の中で、1投票区の中で投票区を分けることはできるようになっております。

御質問の、今後復元した場合の問題ですが、それは今後、選挙管理委員会で十分協議した上で、そういった形で投票区を設定したときに、今までとは違う区分けをするということは可能だろうと思います。ただ住民の投票区の数、それから距離、いろいろな条件を加味しながら、その決定をするということはあるというふうに考えております。

復元するかどうか、町全体の投票区ごとの投票者数の割合とか、そういったものを十分協議しないとできないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議員の皆様にも、お手元に資料があると思うのです。今まで選挙事務の見直しの経緯というのが1冊あると思うのです。先ほど選管の方にお尋ねしたのは、中間ほどにあるところで私は質問しているのです。もう1部お配りした中で、今まで行政改革委員会で検討された結果とか、委員会の委員の発言集というのがあるのですが、それは今お手元にはまだ来ていないみたいですが、配ってもらいたいと思います。

まずもって、事前に議長に諮らずに、総務及び課長方に迷惑をお掛けいたしましたことを陳謝いたします。引き続き質問を続けさせていただきたいと思います。

3番目の事項に移らせていただきたいと思います。投票所復元について、削減された地域からも復元の要望ということで、お尋ねをしながら、今、議員方にお配りしたお手元の資料を見ていただきたいと思います。

最初に選挙事務の見直しの経緯の次のページの一番下の方、選挙投開票等の見直しについて、投票区の区域とかいうので、有権者数とかいろいろあります。この中で、一番右の数字、100を切っているところと100をオーバーしているところがあるのですが、この中身についての、要するに進め方、現状と問題点等というところが「ア」というところであります。この100を切っているところと100を上回るところ、これを見ますと、前日も105.7という数字であります。餅原も100.4という数字であります。もう少しこの中身から見ると、分析すると、有権者数は増えているにもかかわらず削減されたなという事実がここで浮かんでいると思います。その下の方、特に、一番下の方の車社会においては、一般的に投票所までの距離を感じなくなっていると。そうでしょうか。ここに疑問を感じるのですが。

その次に、この選挙管理委員会備品一覧表というのがあろうかと思います。これに、驚くなかれ、100万円を超える購入先があります。これはムサシ福岡支店、133万円、下から3番目、16番目に買ったシンメイですけれども133万円。特殊な機械だろうと思います。しかし次の、2枚目と1枚目を総称してみると、ほとんど都城から購入されている備品購入関係、やはり、全体的にこういうのも費用の経費とか削減とか、当初目標にされたものでしょうけれども、町内からの購入があればいいのではないかなというのを感じております。そして特に、甚だしく私は意見として、行政改革委員会、この意見を出している資料があるかと思いますが、新たに資料を出してもらったこの資料の中を見ると、今回の期日前投票をもっと周知徹底すべきではないか。国は投票率の低迷化から、投票時間の延長を打ち出してきたが、特に冬場は、立会人も寒くて大変であるという意見が委員から出ております。行革委員会の中で、特に冬場は立会人も寒くて大変である。これを行革会議で出た意見として、私はこんなことをよく見落とさなかったのもあれだけど、だれのための投票の立会人になっているのか。真剣に皆、議論をやっている中で、削減された地域は大変です。こんな意見が出ている委員会があると知ったら。こういうことを委員会の中で、本当に町長にお尋ねいたしますが、町長がいっぱい答えを私に何回もして、答弁ももらっているのですが、今後、先ほど前向きな答弁をもらったのですけれども、こんないろいろな資料を集めて、今質問をしているのですが、今後の方向性としては、町長はどう考えているかお伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑原 和男君） 先ほども答弁をいたしましたように、大きな状況の変化、人口増の動向とか、そしてまたそれぞれの地区の住民の多くの皆さん方の総意による要望事項等がございま

したら、やはり、検討する必要があるのではないかとということでございます。最終的には、しかしこれは、執行部の考え方を選挙管理委員会の方に、諮問の形で意向を伝えて、選挙管理委員会で最終的には検討してもらうわけですから、そういうことです。前回はそういうことで、15が11カ所になったというふうに私は解釈をしているのですが。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今のお答えを素直に聞こうと思うのですが、私の質問のずっと言った中に、前回、最終的な判断は町長がなされたという答弁書があるのです。その前に至る経過は選挙管理委員会だったのだと。それはおかしいのではないかと。選挙管理委員会は独立した機関だよと。その中で、今の答弁とあれはちょっと違うのですけれども、あれはいいです。もう一つ見直してほしいことは、町長が言われた中で、要するに差額がある。1万円と4万円の話をしていましたよね私は。その中で、いろいろな守秘義務があるのだと。特殊であると。職員でなければならないと、いろいろな条件を言われました。しかし、同一労働における同一賃金というのは、同じ質と量の労働に対しては、同じ賃金を支払うべきであるという労働契約の原則、これをうたっているのです。同一労働における同一賃金と。ここから言うと、どの辺に、賃金格差があったときの見解を、法的にはあるのだと言われるけれども、このままいくと、同じ金額でまた投票所のことを考えると、その辺の認識を変えてもらえない限り、変える方向にはないか。どうしても、投票所の復元ということに仮になれば、その辺の考え方が、同一労働による同一賃金、同じ質と量においては、同じ賃金を支払うべきという労働契約の原則があるわけです。どのような今後の推移を、町長としてはやられますか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画長（渡邊 知昌君） まず、同一労働同一賃金というお話でございしますが、これは労働基準法の中のそういった職務についた同じ状況の中で、そういったあるべきという考え方だろうと思います。それで、立会をされる方、それから事務は役場の職員が従事するというところでございますので、これは職員については給与規定ということです。その立会人については、国の選挙であれば、国のそういった基準に基づいて出していくと。賃金と報償費とは違いますので、そういったものは違いますので、同じような条件にはならないということです。

それと、選挙の事務を行う上での責任体制ということを考えますと、やはり、役場の職員が主体となって事務に携わらないと、いろいろな問題が起きたときの責任はとれないということです。で、一時的にそこでパートなりそういった方を雇ってやるということは、甚だ困難ではないかなというふうに思います。守秘義務の問題も含めて、一時的にそこに携わった方がやめられたら、そこまでこちらも監視もできないし、拘束もできないという状況もありますので、選挙に携わる重大な秘密の事項というのは、やはり、守られなければならない部分がたくさんございます。

ので、そういった形で責任がある職員が主体的に事務に携わるという考え方でやっているところ
でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 確かに、朝6時半から、ことによっては夜中を過ぎる時間帯に
なって、大変、職員の方々は御苦労なさっていることは私も何回も開票立会人として行ったこと
がありますので、御苦労は分かっております。

しかし、同じ投票所のところに行ったときに、なぜ館長さん方の1万円と職員の方の平均です
けれども2万7, 113円の違いがどこにあるかと。同一労働ではないか。同一賃金ではないか
というのは、そこから始まって、その職務給というようなことになると、担当する職務で仕事の
価値に応じて支払う賃金体系となっておりまして、熟度、努力、責任、作業条件とこの4つがう
たわれているのです。その辺も中身として、何を差額がある賃金の点数をどこにもっていかれる
のか、非常にこれは難しい話だと思うのです。公民館長さんは地域の方を皆知っている。職員
の方よりかは詳しいのではないかな。その辺を見ると。差額があるというのは、やはり、もう少し
考えてもらわないと、私はこの投票所のいろいろな今後の問題として、基準点を見直さないとい
けないのではないかなということを思っています。そして、見直すという方向の町長の答弁をお
聞きしましたけれども、御覧のとおり、今日お見えになっている方は各地域、各階層のリーダー
であります。その人たちがこんなに関心を持っております。そこら辺を強く、皆さん、執行部
の方、町長、副町長、皆さん、これだけ皆、3年間は我慢してきたのです。平成18年度町長選
から3年間我慢してきました。それも皆、三股町が自主、自立のためであれば、我慢しようでは
ないかということできたのです。その辺の三股町の心できました。でも私が中身を今言うと、「そ
んなことは知らなかった。それは私たちも痛みは分かっていたから、少しはこの選挙の事務に対
する費用はもう少し分かち合ってもらってもいいのでないか」という認識で、今、おられるの
ではないかなと思っております。それについて、今後のあらかたの、どういうふうに検討委員会
をもっていくのか。予定なり、スケジュールなり、取り組む姿勢なり、一言答弁をいただきたい
と思うのですが。選管でもよろしいし、執行部でも。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、重久議員の方から言われましたが、要望については、町と
して正式に選挙管理委員会の方に要望があったことは1回もございません。この件について。本
日ここにこうやって、傍聴の方もお見えになっておられますので、やはり、こういった議員さん
と執行部側の十分な議論の中で、どういうふうに判断されるのか。そして、私たちとしても地域
住民の御意見を十分お聞かせいただくという場を、やはり設定すべきだろうと。これは投票所が

削減されたところばかりではなくて、全体的に町内の有権者の皆さんがこういった意識でおられるのか、投票所に関してこういったことを要望されているのか。そういったものも含めて、十分検討すべきだろうというふうに思っておりますので、新しい年度になりますが、早速、その件も含めて検討してまいりたいと。年度中にいろいろな結論とかそういったものも出していかなければならないのではないかなと。意識的には、アンケートも含めて、いろいろな方法があると思います。

一つは、この件に関して、行革委員会からの諮問があつて、選挙管理委員会で決定するという際に、行政事務連絡員をされている自治公民館長の会議の中で、この経緯についても十分説明をしながら、大方その中でも御意見としては異論はなかったというふうに認識をいたしておりますので、さらに地区住民候補の考えられること、そしてそれが総意でないと、なかなか個人的な意見として言われても、そういう要望ということにおこたえできる部分はないのではないかなと思いますので、全体的な総意としていろいろなものがございましたら、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） 非常に前向きな答弁をいただきました。そして、あとスケジュール的なことも聞きましたので、私の質問はこれにて終わります。

○議長（中石 高男君） これより１１時５分まで、本会議を休憩いたします。

午前 10 時 53 分休憩

午前 11 時 03 分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 発言順位 6 番、池田さん。

〔7 番 池田 克子君 質問席登壇〕

○議員（7 番 池田 克子君） 通告いたしました（１）、農業振興についてと、（２）、健康対策についてそれぞれお尋ねいたします。

まず、用紙の中の①、耕作放棄地等の現状と課題についてであります。地球環境の汚染から国際的な食料危機が叫ばれている昨今であります。日本もまた 60 年度にはカロリーベースで 79% だった食料自給率が 40% まで低下しておりますので、早急に食料の安定的な確保に向けて、取り組まなければなりません。特に、農業の衰退が食の危機を深刻にしていることは言うまでもありません。

昨年末、農林水産省は農業などに関する施策の基本事項を定める食料、農業、農村基本計画を見直すことを表明いたしました。それらを受けて、今国会で食料自給率向上に向けての取り組みが打ち出されました。水田等の有効活用による食料供給力向上対策や米粉を利用支援のための法改正、耕作放棄地等の再生利用のための総合的総括的支援、農地制度改革に向けての法改正等々であります。２００９年度の予算案に盛り込まれておりますので、早期の実施を願うものであります。中でも、耕作放棄地の解消や後継者問題については、課題が山積みされているのが現状ではないでしょうか。

近年、短時間で楽に農業を片付けようと、機械化が進んでおりました。しかも、収益の割には経費が増大し、農業所得の保障が見込めない。これらの積み重ねが、次世代が意欲を持って農業を受け継ごうとしない理由の原因ではないかと推測しております。約４０年前、全国の農業就農人口は１，４５４万人でありましたが、近年５分の１近くまで減少し、３３５万人となりました。これは２００５年の統計でありますので、現在はもっと厳しくなっていると思われます。

また、６０７万ヘクタールあった農地が４７４万ヘクタールまで減少いたしております。中でも、耕作放棄地が２０年で３倍の３８万ヘクタールを超しているとのデータがあります。農地は一度遊休化すると、数年足らずで荒廃が進み、再び耕作が可能な農地へと復旧するためには多大な労力と資金が必要になってきます。耕作放棄地への対策は喫緊の課題となっているのであります。

当町も国の食料農業農村基本計画を受けて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を打ち出されておられます。その中に、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項という項目があります。これらの項目がスムーズに達成されているのでありましょくか。それらの取り組みの中で、ただいま課題となっているのは何なのでしょうか。耕作放棄地と遊休農地を含みますがの現状と課題について町長にお尋ねいたします。

次に、農業後継者不足の対応についてであります。現在、全国的な農業従事者の現状を見れば、６５歳以上の高齢者が６割を占めております。当町も例外ではないと思われます。農協の三股支所の分析においても、全体的に農業経営者の高齢化が進んでおり、担い手の育成新規就農者の確保が困難であるとしています。また、先祖から引き継いだ田、畑を手離すこともできず、無理をされている方々がおられるともお聞きいたしております。労働力不足と後継者不足はこれもまた耕作放棄地増加の最大の要因ともなっております。

しかし最近、農業分野にも一条の光が差しかったというか、まずは足元を見直して、身近なところから人生を見つめてみようという若い人たちの間に動きが出始めてきたということでありまます。大企業のリストラから始まり、中小企業の倒産、給与所得の減少等が消費の抑制を招き、悪循環を招いている。いわゆる百年に一度という経済危機であります。しかしこれは、農業分野

においては、ピンチをチャンスに変える絶好の機会かもしれません。そしてまた、働く意欲のある人にとって、新しい分野へのチャレンジにもなるのであります。これらのチャンスを活かそうと、それぞれの地域において、NPO農業の学校を設立したり、新農業人フェアを開催して、就農支援をしたりと、果敢に取り組んでおられます。当町においては、農業後継者不足の改善について、どのような対策をとっておられるのか、町長にお尋ねいたします。

次に、健康対策についての諸ガン検診率の推移についてお尋ねいたします。高齢化率世界一になった日本は、ガンの発生確率も当然、高くなってまいりました。年齢を重ねるに従って、遺伝子に異状を来す機会が増えてくるからであります。年間新たにガンになる人は、現在、1年間で50万人以上おられ、2015年には80万人になり、がん患者の数も540万人程度に急増すると推測されております。これは、3人に2人の割合でガンにかかり、2人に1人がガンで亡くなる計算になります。ガンはまさに国民病ともいうべき状況にあります。国は25年前より、対ガン10カ年総合戦略として、対策を進めてまいりました。しかし国民の間には良質のガン医療を求める声が挙がっており、これら国民患者の要望にこたえる形で、2006年6月にガン対策基本法が成立し、2007年4月に施行されました。そして2007年6月にはガン対策推進基本計画が策定され、ガンを早期発見するため検診受診率の目標を、5年以内に50%以上と掲げました。そこでお尋ねいたします。当町のガン検診率はどのように推移しているのでしょうか。近年の状況についてお尋ねいたします。

次に、ガン検診への方法と啓発についてお尋ねいたします。ガンの種類によって、検診の方法もそれぞれであります。特に、胃ガン、子宮ガン、乳ガンについては、さらに効果的な方法が開発されておりますが、各自治体によってその取り組みが違っているようであります。他市町村の取り組みについて調査されたことがあるのでしょうか。ガン検診への方法について別な角度からも考察してはと思いますが、この件についてお尋ねいたします。

次に、受診率を考えますと、啓発の方法に問題はないのか。また、もう少し工夫を凝らしたらどうだろうかと思うのであります。受診への啓発はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

以上、第1回の質問を終わります。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、農業振興について。①の耕作放棄地等の現状と課題についてということでございます。本町の耕作放棄地は、農業従事者の高齢化や担い手不足による農業労働力の減少や棚田や山間地などの悪条件による農地の未利用により、平成20年度全体調査を行ったところでございまして、

62筆で面積が約8.8ヘクタールでございます。一度荒廃した土地はその復元が大変困難であるとともに、病害虫が繁殖し、鳥獣の被害を拡大し、廃棄物の不法投棄などの様々な問題の発生する原因となります。

このようなことから、本町では平成20年度に耕作放棄地の解消のため、三股町優良農地創出プロジェクトチームを設置し、各地域の農業委員による一筆調査と耕作放棄地の地権者への意向調査を行い、解消計画を策定したところであります。

また今年度、耕作放棄地再生利用推進事業により、長田地区の耕作放棄地の伐採、耕起作業などを行い、約1.6ヘクタールを農地に復元したところであります。平成21年度以降につきましても、国、県などの補助事業を利用して、耕作放棄地の解消を図る計画であります。さらに、各地域の農業委員による農地パトロールや地権者への指導を図り、解消された農地につきましては、賃借による担い手、農業生産法人などへのあっせんに努めながら、平成23年度を目途に、耕作放棄地を解消したいというふうに考えているところであります。

次に、②の農業後継者不足の対応策についてということでございます。

次代の農業、農村を担う後継者の確保、育成対策は、21世紀の農業の担い手として、また食料の安定供給や地域社会の健全な維持発展を図る観点からも、大変重要でございます。本町では、新規就農者の相談につきましては、町、改良普及センター、それからJAと一緒にあって対応し、本人の意向を踏まえ、適切なアドバイスができるよう努めているところであります。そして、新規就農者の学習として、農業青年で組織する「SAP会議」への加入を図っており、SAP会議が行政と連携を図りながら、部門別学習会や実践学習活動を活発に展開し、先進地視察、異業種等との情報交換会などを通じて、会員の資質の向上に努めているところであります。また、作物別、部門別組織が農業組織団体として結成されており、新規就農者や後継者に対しても学習、技術研修、それから視察するなどの機会を通しまして、資料の向上、技術の習得を図っているところであります。

しかし、後継者不足や担い手の高齢化は、避けられない時代でございます。経営感覚に優れた農業経営者の育成を通しまして、収益性の高い農業の実現を図ることにより、農業は魅力があるという良い環境をつくり上げる必要がございます。

そこで、平成20年度より、認定農業者の経営改善や集落営農組合の設立支援を図るため、コーディネーターとして専門員を配置しているところであります。今後も農業後継者を育成するため、普及センターやJAと一体となり、技術研修の強化、花嫁対策の充実、家族経営協定の推進、ヘルパーの導入など、農村の生活生産環境を充実向上させ、新規就農者やUターン帰農希望者の農業に対する関心を高め、担い手の確保を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、2番目の健康対策について。①の諸ガン検診率の推移についてということでございます。

平成20年度から基本健診（40歳以上の健診を受ける機会のない人を対象）が、特定健診（医療保険者市町村は国保世帯を対象）に変わっておりまして、基本健診と同時に実施していた乳ガン、前立腺ガン検診は、個別検診へ移行いたしました。受診者数におきましては、例年横ばいの状況でございます。年ごとの推移につきましては、担当課長の方から補足的に説明をお願い申し上げます。

次に、諸ガン検診への方法と啓発についてということでございます。

まず、検診の方法といたしましては、胃ガン検診は40歳以上、個別検診で毎年受診、子宮ガン検診は20歳以上で、個別検診で2年に1回受診、乳ガン検診は40歳以上で、個別検診で2年に1回受診、大腸ガン検診は40歳以上で、集団検診で毎年受診、肺ガン検診は40歳以上で集団検診で毎年受診、前立腺ガン検診は50歳以上で、個別検診で2年に1回の受診、このようになっているところでございます。2年に1回の受診間隔は、国の実施要領に基づくもので、2年に1回の受診間隔で、有効性があるとなっているところであります。

また、啓発の方法といたしましては、回覧広報、三股町ホームページ、それにチラシを作成いたしまして、健康センターと役場に置いているところであります。そして、各種の健康相談や健康教室で、ガン検診についての説明も行いながら、各種ガン検診への啓発を行っております。

また、平成21年度から子宮ガン検診が20歳になられた方、ほかのガン検診が40歳になられた方にガン検診を受けられる年齢になったことを個別にお知らせをする予定であります。個別検診につきましては、受診者の利便性を考慮して、都合のいいときに、いつでも受診できるよう体制づくりのために行っているところであります。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 推移につきまして、補足説明をいたします。

このデータは平成20年度につきましては、また個別検診が終わっていませんので、平成20年度はデータが出ていません。

まず胃ガン検診、8,000人の対象者に対しまして平成18年度が112名、1.4%です。平成19年度が82人で1%、子宮ガン検診は6,000人の対象者に対しまして平成18年度が131名、2.2%、平成19年度が224名で3.7%、乳ガン検診4,500人の対象者に対しまして、平成18年度が270人の6%、平成19年度が220人の4.8%、大腸ガン検診は8,000人の対象者に対しまして平成18年度が2,697人、33.7%、平成19年度が2,744人、34.3%、肺ガン検診が8,000人の対象者に対しまして平成18年

度が3,862人の48.3%、平成19年度が3,826人で47.8%でございます。いずれも町長が答弁いたしましたように、横ばいの状況でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） まず、①の耕作放棄地等の現状と課題であります。

一応、課題としていろいろ述べられて、またそういう対策としていろいろ言われましたので、それぞれに取り組んでいらっしゃるのだと分かりました。しかし、その結果というものを考えますときに、もっとほかの方向でやれるのではないかなというものも考えられるわけであります。政府が2005年に、食料農業農村基本計画を策定いたしました以降も、2007年に骨太の方針2007を打ち出しまして、5年というのをめどに農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すというものを打ち立てました。その中で、市町村と農業委員会が協力して実態調査をするよう盛り込まれておりますが、その実態調査に取り組まれたその内容を、先ほどもちょっと言われたのですけれども、その実態調査について、もう少し詳細にお尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 詳細にということですが、まずは地域ごとに分かれて、まず、先ほど町長の方からありましたように、プロジェクトチームというところで農業委員会の会長を中心に、副会長、そして農業委員会の事務局長、農業委員会の方が6名ですが、事務局長そして、産業振興課の農業振興係の補佐と、そして振興局、そういう者を入れて、どういう形でするかというところで、地域を分けて、町の場合は町の南部地区、中央地区、北部、長田とか、そういう形で調査をしたところであります。この日程については、平成20年の8月26日から入りまして、現在に至っているわけですが、先ほど説明、答弁が町長の方からありましたように、今言いました地域を分けまして、それぞれの農地一筆一筆を調査してまいったというところであります。それについては、写真等も撮りながら、どういう状況なのか、竹がしげっているのかどうか、あるいは、担い手の方にすぐお願いすれば何とか耕作できるのか、あるいは、先ほど来ありますように、何か国の事業を入れてやらなくてはいけないのか。そういうランク別をつけてやったところあります。そういう調査を行ってきたところあります。

それと、農業専用地域がいくらあるのか。あるいは、白地の部分とか。調査したところによりますと、真ん中にぽつんと遊休農地があるというのはあまり見受けられなくて、山手の方の片隅の方というか、そういうところにあるということが現状であります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 調査を確かにされたのだと思います。平成18年のこの基本的な

構想の中で、やはり、遊休地への実態として取り上げられていたのが、一応、12.5ヘクタールが遊休農地であるというふうなものが書いてあります。先ほどの答弁では、平成20年においては、8.8ヘクタールになっているということでありました。当然、その差について、耕作放棄地であったわけでしょうから、その場所に対する対応はどのようにとられたのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） その差については、それぞれの農業委員さんのところについては担い手等とか、認定農家等について、耕作できる部分についてはお願いしたのだと考えております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） やはり、その放棄地を貸借する場合には、情報提供、これが一応、公示するというふうになっているのではないかと思います。その辺についてはどのような情報をされたのでしょうか。ただ単に、農業委員会を通して、「だれかいなか」というだけのことであったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） その地域の方々等から、どうしても賃貸借する、あるいは無償であっても農業委員会のところに料金設定とか、そういうものもありますので、農業委員会の方に調査とか、農業委員会の方にお話があって進んだものと思います。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 今後として、その地域の農業委員会だけであれば、やはり三股町全体として、後で聞いたときに、「あれだったら自分も申し込みしたかったのだ」というような方も出てこられる可能性もあるわけです。ですから、そういう場合には、やはり、希望者に対して、何らかの情報を提供できるようなことは何か方法としてはないのかと思うのですが、それについてお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） それについては、随時、農業委員会の方に、先ほど言いましたように、賃借権が発生したり利用金設定、そういうところで、売買など所有権移転等があるわけですが、その中においても、貸して借りての方がお互いに農業委員の方に連絡をしていただければ、それで所有権移転、あるいは賃貸借、そういう諸々が発生すると思いますので、そういう方がおられれば農業委員会の方に、事務局の方に話をしていただければ、それなりの対応が両方ともできると思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） あと8.8ヘクタールはまだ未解決という方向もございます。そういう耕作放棄地をゼロにしようという対策が今国会で食料の自給率の向上に向けて、いろいろな対策がとられたようであります。その中で、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金という総額が206億円が組み込まれているわけですが、この耕作放棄地を再生利用するための活用として手厚く支援する新たな取り組みであります。確かに、部分的に手のつけられないところもあるかと思うのですけれども、やはり、耕作放棄地そのものをゼロにしていこうということに対する取り組みを、ぜひこういう予算、要するに制度を大いに利用して、今後もっと取り組んでいただきたいと思いますのですけれども、まだこれは今回の新年度の予算ですので、今後出てくるかと思うのですけれども、そういう予算を通して、取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうなのでしょう。

私も1回、あるところの人のところに行って、現地を見させてもらって、借りる、貸してもらえかなということで、ちょっと動いたことがあるのですけれども、やはり、遠隔地におられる方であったために、なかなか連携がとれなかったということもあるわけですが、そういう町内にいらっしゃる方への対応としては、どのようにとられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） そういう方についても、遊休農地ですが、今現在、近くにおられる人等と連絡をとりながら、今回、この遊休農地の調査を行った後も、アンケートを実施しております。どういうふうにするのか、つくりたいのか、あるいはだれかに貸し手がいたらつくらせてもらいたいとか、そういうことで、まずは先ほど町長の答弁にありましたように、長田地区が一番大きな問題でありましたので、そこを国の補助事業の100%で行ったところであります。今後も、先ほど議員の方から言われました事業がありますので、これは、まず耕作者がその土地が荒れていると。荒れている場合に耕作者がそこをつくりたいということになると、その事業は国の事業と耕作者とが、若干手出しをして事業があるということですので、だから、まずはその耕作者が「この地がいいのだ」と、「自分はここがいい」というときには、先ほど言いましたように、農業委員会の方にあらゆる情報を頂いていけば、こちらの方も、耕作放棄地がなくなるのはまずは耕作者がいなくなるといえないという部分がありますので、十分そこあたりの情報を入れていただければ、私たちの方も的確に、いろいろと動けるといいますので、そこらあたりもよろしくお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 先ほども申し上げましたけれども、やはり、こういう国の制度も

大いに利用されて、耕作放棄地ゼロを目指していただきたいと思います。

次であります。先ほど申しましたけれども、平成18年に作成されました農業経営基盤の強化云々という中にもうたっておりますけれども、抜粋いたしますと、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。そして年間農業所得も他産業従事者並にしようと目標がここに掲げてあります。これらの目標が達成されるならば、農業後継者も本当は続々と育っていつているはずであります。先ほど、最初に申し上げましたように、他の地域においては、何らかのアクションを起こして、若者を呼び込もうと必死で知恵を絞っておられるところもあります。この後継者問題については、本当に重要な頭の痛い問題でもありますけれども、当町も、何らかのアクションを起こしてほしいと思うところではありますが、何か考えを持っておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） 考えといいますか、今年になって、今現在やっている人たちというか、その方々が元気が出ないといけないという部分、若い中核農家、S A Pの方々が地域の実情というか、異業種の方々がどういうことをしているかということもひとつの勉強ではなかろうかというところで、商工会との交流等も初めてして、いろいろ意見交換会等もしたところであります。

それと、どうしても今、外から呼ぶこともですけども、今現在、認定農家あるいは中核農家の息子さん、娘さんたちがどれぐらいいるのかも十分把握して、近くの農業高校に何人いるか。あるいは農業大学校に今、何人いるかというところの、近くであれば高原畜産とか、そういう農業関係に学業をしておられる方がどれぐらいおられるか、十分に今、調査をしているところであります。身近なところで、そういった人の意見交換会というか、親を含めた、保護者を含めた意見交換会等をして、いろいろ模索していきたいと考えております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） やはり、魅力ある農業、そういうものが考えるならば、安定的な農業経営で所得も十分充実していると。ここに、農業後継者の魅力もあるのではないかと考えられます。またそれをしっかり支援していくのがまた、行政の役目かとも思います。

そこでお尋ねいたしますが、町長の農業政策方針についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 農業は本町の基幹産業でもございます。その中で、農業の約7割方も畜産の方で占めているわけですが、やはり、この農業振興というものは、いわゆる本町の即、町の活性化にもつながるというようなことから、産業会館がオープンするわけですが、農・商・工、これらが一体となって今後の町民の所得の向上に努めていきたいと。さらには

農家の所得の向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。そういうことで、かねがねも行政と農協、一体となってやっているわけでございますが、なかなかこれがうまく所得に反映しないというような面もあるわけでございますが、さらに連携を密にしながら、各々の成功に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） この農業分野というのは、本当に日本経済を動向するような、非常に重要な政策でもあります。さっきおっしゃったように、当町においても、基幹産業を占める重要な部分でもあります。この農業の就農の方々が、本当に安心して経営をやっていけるような状況になるならば、本当に三股町の活性化にもつながるわけでありまして、これはまたそれが人口増へもつながっていくのではないかと思います。ぜひ、今後とも農業に関する取り組みについて、真剣な、今でも真剣なんでしょうけれども、もっともっと真剣に取り組んでいただいて、答えを出していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

次に移ります。健康対策であります。

先ほど、ガン検診の推移について述べていただきました。確かに横ばいであるということでもありますけれども、平成18年、19年度の資料であります。平成20年度からいろいろな方向がちょっと受診するのに、ちょっと問題があるような点もあるようであります。ですから、ガンの種類によって、受診率にも差があるわけでありまして、これは個別な対策が、それぞれのガンについての個別な対策が必要ではないと思われるわけであります。ですから例えば、主に働く女性のために、企業に協力を要請して、マンモグラフィー検診車を利用してもらって、乳ガンの検診を行ってもらうとか、あるいは、日曜日に子宮頸ガンの検診を行うとか、受診率の向上に向けての対策が当町としても検討できないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 平成20年度から、特定健診、保健指導が始まってまだ1年目。平成21年度から保健指導も始まります。また今年度、平成20年度から特定健診というのが医療保険者、三股町の場合は国保なんですけれども、保険者によって、社会保険とか違います。それで、いろいろ今後とも今言われましたように、会社等にも連絡して、そのようにできるかできないか分かりませんが、周知徹底してまいりたいと思います。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 本当に先ほど、最初に申し上げましたように、ガンが今後、2人に1人死亡の確率が高くなるという、本当に国民病としてこれを真剣に取り組んでいかなければ、2015年といったら、もうすぐ来るわけでありまして、本当に何か対策はないかというこ

とで、国も予算を倍増しながら取り組んでいるわけですが、先ほど説明がありましたように、集団健診、要するにそのことにおいては、わりかし受診率が高いわけですが、やはりこの個別健診となると、受診率が大幅低くなっているようでございます。

私も以前、人間ドックを毎年受けていたわけですが、これがまた年齢制限とか、いろいろな制約をされまして、なかなか人間ドックもなかなか受けることがままならないということになっております。ですので、この個別の検診に対して、本当に受診率を上げるためにはどうすればいいかというのを、もう少し違った角度で考えられないのか。どういう方法であれば、受診率が上がるのか。このままでいいのかどうか。その辺も含めて、今一度、お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 先ほど推移につきまして申し上げましたけれども、平成18年、19年度から、それで大体横ばい状況で、我々も本当、どうしたら受診率が増えるか考えてまいりました。それで今年度、いろいろ受診のときに、8地区、9地区がメインなのですが、駐車場が狭いとか、今度特定検診で腹囲も、腹周りも測らないといけないということで、場所がないということで、場所の広い健康管理センターで、8地区、9地区につきましては場所を変えた次第です。それでまた、暑いとか、集団検診の場合7月、8月なものですから、エアコンの効いた部屋でということで、場所を一応、今年になって変えてみました。それで一応、推移としては分かりませんが、できれば本当に我々もたくさんの方が受診してもらえばいいかなと思って、模索している状況でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） この検診の受診率を本当に上げるということに対して、今国会でこれも本当に国をあげてやっているわけですが、ガン検診を行っている市町村に配分される平成21年度の地方交付税措置が前年度の649億円から1,298億円に倍増されているわけなのです。ですから、こういう制度を受けて、この受診率のアップを図りなさいというわけですが、やはり個別訪問による受診の呼び掛けとか、先ほども申しましたけれども、休日受診の実施とか、そういうものを本当に積極的にとらえていただきたいと思うわけです。

国は5%を目標にしているわけですが、先ほど聞いた話では、本当に5%なんてとんでもないほど遠いような受診率であるわけです。これを、こちらのサイド、要するに行政サイドの都合ではなくて、本当に受診される方の立場、ですから、要するに労働形態、勤労形態も当然それぞれあるわけですが、土曜とか日曜日とかはわりかし皆さんお休みの方も、女性の方を含めてですが、多いかと思うのですが、その辺の休日受診とか、あるいは出張受診とか、さっきも申したようなこととか、検診の委託先に対して、その辺を打診できないのかど

うか、今一度お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 休日受診につきましては、健康管理センター健康増進係だけではないわけです。今言われましたように、委託先がございます。三股町としてみれば、健康づくり協会等、あと個別検診であれば病院、その辺に周知徹底しなければいけないというか、相談をしなければいけないので、ここでは何とも言えませんが、一応打診はしてみようと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） いろいろ取り組みをしていただいているというのは本当に感謝するところではありますけれども、何とかして、当町においてガンの患者の方がゼロに近い方向でなっただけのように、早期発見、早期治療がガン撲滅への第一歩でもあるわけでありまして、ぜひ、この受診率についてもいろいろな角度から検討をしていただいて、結果をまず出してくださいということで、よろしく願いしときたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） これより、昼食のため、1時30分まで本会議を休憩します。

午前 11 時 53 分休憩

午後 1 時 26 分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 発言順位 7 番、東村君。

〔6 番 東村 和往君 質問席登壇〕

○議員（6 番 東村 和往君） 春うららの陽気で、ましてや昼食後ということもありまして睡魔が襲ってくる時間帯ではありますが、最後の質問者でありますので、ひとつよろしく願いいたします。それでは通告に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、住民サービスについてお尋ねいたします。平成 15、6 年頃までは、住民の声といいますか、要望等も行政に反映させる手段の一つとして地区要望制度がありました。各自治公民館ごとに、支部あるいは班の要望を吸い上げ、それを基に班長が所定の様式で町の方に提出をいたしておりました。それがここ数年、行われていないわけであります。現段階では、住民の声、要望にこたえるというサービスはどのような方法で行われているのかお聞きいたします。

また、以前出されていた地区要望、これはかなりの数であったと思いますが、すべて実現しているわけではありません。もちろん、財政的な問題、あるいは町の権限以外のことなど、いろいろな要素があって、実現不可能な事柄もあったろうとは思いますが、それらの中で何とか実現可能な要望でいまだ実現していない取り残されている要望がどのくらいあるのか。そして、予算的な面ではどうなのか。また、今度、実施するあるいは実現するためにどう取り組まれるのか、お伺いいたします。

次に、これは提言も含めてお尋ねをいたします。現在では全国的に携帯電話が普及し、本町でも例外ではないと思いますが、老若男女といえますか、下は一部の小学生から上は高齢者に至るまでかなりの人が携帯を持ち歩いております。この普及率の高さに着目して、これを活用しない手はないということで、民間ではいろいろなサービスを行っております。もちろん行政としても、全国各地で携帯電話を活用した住民サービスがすでに実施されているようであります。具体的な例は後で紹介しますが、執行部としてもいくつか聞き及んでおられることと思います。行政としては、住民に情報を開示、広報する。必要とする人に必要な情報を早く知らせる義務を負っているわけであります。

現在、本町でもホームページをはじめ、広報紙、広報塔あるいは回覧板等いくつかの方法で、そのための努力はなされておりますが、現状としては、ハード、ソフトの両面また、受け取る側の問題等もあり、効果はいまひとつのようであります。そこで、本町としてもそれらの手段に加え、携帯電話を活用すれば、より効果的であろうと考えます。執行部としては、このことについてすでに検討なりを進めておられるのか。まだであれば、検討し、取り組む考えがあるのか、お答え願います。

次に、教育問題について伺います。つい先日、三股町教育研究所の平成20年度閉所式がありました。御承知のように、教育研究所というのは、町内6つの小学校と三股中学校から推薦された先生方で構成されており、任期は2年で、毎年10名の研究員の内半分ずつが入れ替わって継続しています。研究員は毎週火曜日に、それぞれの学校の勤務が終わってから、おなかをすかして夜遅くまで熱心に研究されているということに、頭の下がる思いがいたします。今年度は創立20周年ということであり、そのせいもあってか、私も何回か出席しておりますが、例年になく気迫が感じ取れる研究発表だなと感じました。その内容は、本年度の研究テーマに、三股の特性を活かした小中一貫教育の研究を掲げ、小中一貫教育検討委員会と共同で、「あいさつ運動」・「無言清掃」・「郷土に関する校内放送」等の活動を推進している状況が報告されました。また、町制60周年ということもあり、3のつく日、すなわち3日、13日、23日を「みまたの日」と定め、いろいろと有意義な活動を展開されているようであります。しかしながら、今のところ、この活動について、学校関係者以外には知っている人は少ないようであります。いい機会でありま

すので、教育長、ここでその概要を紹介していただければ幸いです。そして、このように、学校の先生、生徒が、三股町の教育をあるいは郷土愛を高めようと努力しておりますので、行政、地域としてもこの取り組みを支援し、共同歩調をとって、さらに効果を上げるようにしてあげる必要があると考えますが、いかがでしょうか。当局の認識をお聞かせください。

次に、P T A活動についてですが、このところ毎年2回、町P T A連絡協議会が主催する教育問題懇話会が開催され、各学校のP T A活動報告及び問題提議がなされ、P T A活動の自主的向上が図られております。その中で、いろいろな意見が出されておりますが、現代の若い親の考え方や行動について、役員さんたちの悩んでいる姿が見て取れます。個別的に意見を聞きましても、役員さんたちは一生懸命やってくれるけれども、「我が子のことを学校任せ、P T A任せにする親たちが多くなってきている」ということも聞いております。今、本町のP T Aの全体的な状況はどうか。また、その対策はどうされているのか、お教え願います。

最後に、三股中学校の部活動について伺います。現在、三股中は県下一のマンモス校ということもあり、部活が盛んで、とりわけ体育系の部は選手層の厚さから、いろいろな大会で優秀な成績を出しております。このことは、大変結構なことであり、誇るべきことでもありますし、応援するものでもあります。しかしながら、生徒が多いということは、中には、文化系、芸術系、さらには理工系に関心の高い生徒も多いと思われれます。この点から見ますと、そういった部はほとんどなく、選択肢が非常に限られているのが現実であります。指導者の問題もあり、すぐに可能ではないこととは思いますが、将来的に見て、検討する必要があるのではないかと思います。教育長はどのように考えられるのか、お聞かせ願います。

以上で総体的な質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それではただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、一番目の住民サービスについてでございます。

まず、①の地区要望制度が廃止されて久しいが、住民の声を行政に反映させる取り組みの現状についてということでございます。地区要望制度は、従来、地区住民の意見、要望を特にインフラ整備を中心に、自治公民館長が取りまとめ、町への要望として当時の総務課へ提出し、そして各課で対応していたところですが、平成16年度要望をもって廃止されているところであります。

地区要望の中身は、生活の利便性、快適性、安全性を図る観点から、数多くの多種多様な要望があり、町では財源が許す限り、年次的、計画的に要望の実現を図る努力をしてまいりましたが、100%の達成には難しく、毎年、新規と前年からの積み残しがあることから、公民館連絡協議

会から地区要望の廃止の声が挙がったところでもあります。しかしながら、本町では、地区要望につきましては、地区住民の声、意見を伺うためには、重要であると考えておりますので、地区住民、地区及び住民の要望に当たっては、各担当課で、現在も受理しているところでもあります。特に、安心・安全な暮らしの実現に向けて、緊急性のある事案については、優先的に取り組んでいるところでもあります。今後も町民の生活は安全で快適であるよう、住民の声に耳を傾け、鋭意にその実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

それから、②の以前の地区要望で出されていた件で、まだ実現していない分の対応についてということでございます。

平成16年度、地区要望は都市整備課関係ではありますが、177件で、平成16年度において完了、もしくは一部対応した件数はそのうち52件でございます。この当時、125件が手付かずの状況でありましたが、今年度までに対応できた件数が102件、結果として、約60%を対応したこととなっております。まだ実現していない要望事項については、緊急性、必要性、優先性、財源など総合的に検討し、計画的、年次的に取り組んでまいりたいと考えております。特に大きな財源を必要とする事業につきましては、事務事業評価幹事会で、費用対効果を含め、十分精査させていただきたいと存じます。

なお、個別事案につきましては、担当課長の方から回答をお願いしたいと思います。

それから、③でございますが、携帯電話で住民の声を聞いたり、お知らせをメールで流したりするサービスを実施している自治体があるが、本町でも取り組む価値があると思うがどうかというところでございます。

本町のホームページにある代表メールアドレスを利用して、住民からの御意見を受けることはできるようになっており、件数は少数ですが、現在、活用されております。電子メールを利用した町の情報発信等については、段階的に取り組んでまいります。本町のホームページに関してのメール発信を3月末から稼働していく予定でございます。メール配信とは、例えば、本町ホームページの観光イベント情報を内容変更した場合、この観光イベント情報ページの内容を変更したという情報を、またホームページ上の文書や画像などの情報がある場所、メール登録者全員に通知するシステムであります。

本町の場合は、まず、パソコンで登録された方へのメール配信を考えており、平成21年度には、携帯電話向けのメール配信もできるよう検討し、住民サービスの向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次の教育問題につきましては、所管の教育長の方から答弁をお願いいたします。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 眠い時期ですので、大きな声で答弁いたします。

まず、教育問題について私の方から、先ほどの1点目、小中一貫教育についての問いですが、一貫教育というのがかなりテレビ報道その他で盛んに言われていますが、小中一貫教育というのは小学校6年と中学3年を結んで、9カ年を一つにまとめながら教育していこうというのが一貫教育であります。それが、高校につながったら、小中高というふうにもなりますが、高校はまた別の角度から、そんなにたくさんはありません。

そこで、本町では、小中一貫教育という名の下に取り組んでいるところですが、これは平成19年度から3カ年の計画で、県の地域の特性を活かした多様な一貫教育事業というのがありまして、その指定を受けております。そこで、平成20年度から、三股小中一貫教育検討委員会と先ほどありました三股町教育研究所が一体となりまして、この研究に取り組んでいるところであります。この研究に取り組むに当たりまして、本町は2つの条件を定めております。1つは、6つの小学校が1つの中学校に集まるということ。そして、2つ目は、文教三股ということで、歴史のある町であります。そういうことを頭に入れながら、小中一貫に取り組む条件は必然的に整っているということでもあります。

そこで、その内容として何に取り組んでいくかということで、まず、三股の特性を活かす小中一貫として、先ほどもありましたが、まず、あいさつのできる子供を皆でつくろうと。そして、清掃、いわゆる環境をきれいにする、そういう清掃のできる子供をつくり上げよう。そして、郷土学習、三股町に伝わるいろいろな郷土に伝わる芸能等がありますが、そういう郷土学習の3つを取り上げて取り組んでいこうというふうにしているところであります。これら子供たちにとっても、最も日常的なことでありまして、さらに、学校、家庭、地域と連携をしながら取り組むには適切な教育活動であろうというふうに思っております。

それでは、どんなふうに取り組んでいるかと申しますと、平成20年度の3学期を試行期間といたしました。まず、試行してやってみようではないかということで、小学校、中学校の先生方を一堂に会しまして、3学期をその試行期間としまして、この4月から全校一斉に取り組もうということで、今、それぞれに呼びかけているところであります。それは、どういうことかと申しますと、まず、登下校するときには、校門で一礼する。そして授業や清掃が始まる前には必ず黙想をしよう。そして、そのほか、2、3ありますが、大きなことは、給食時間その他のときに、昼放送をやりますが、そのときに郷土に伝わるいろいろな学習、そういうものを各学校で流そうではないかと。そういうことを取り組んでいこうということにして、今、前段階からでき上がったところであります。

そこで、先ほどおっしゃっていただきましたが、議員の皆様方にもぜひ、これを御理解していただきまして、そして、三股町一体となって取り組むというつもりでいるところです。自治公民

館長さんのときにももちろんお話をして、「三股町が一体となって取り組んでいきます」ということを伝えたいというふうに思っているところです。毎日このような状況で取り組みながら、3の付く日をいろいろなことが本当にできているかどうかという確認をする意味で、3の付く日を「みまたの日」と設定しました。3、13、23です。3の付く日はみまたの日だというふうに設定をしまして、そのときに、各学校総点検をやろうということで、今、スタートしているところであります。どうぞまた御理解をしてください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、PTA連絡協議会のことでありますが、町のPTA協議会は基本方針に、単位PTA間の連絡調整を深め、子供たちの健全な育成を目指すとともに、PTA本来の活動のあり方を求め活動するというふうに基本方針がなされておひまして、心豊かでたくましく自立できる子供を育てるため、家庭、学校、地域の連携を強める活動を行っております。単位PTAにおいても、その活動は、町PTA協議会において定期的に報告されまして、それぞれのPTA活動の情報交換の場となっております。特に、町PTA大会では、講演会や活動報告会に各小・中学校から多数のPTAの会員が参加いたします。先ほどもありました。年2回開催される三股町教育懇話会では、内容が当面するいろいろな諸課題について協議していこうという前向きな姿勢で取り組まれております。内容としましては、携帯電話についてのことが話し合いがなされました。そして、給食費の未納問題についても、この討議の中でやっております。ですから現在、学校が抱える諸課題について、この懇話会の中でも取り上げて協議をされているところでもあります。

また、PTA協議会での情報交換から、平成19年度、20年度は梶山小のPTAが、カヌー体験活動を行いました。それに、勝岡小学校からも参加している。そういうお互ひの交流もなされながら、前向きなPTA活動がなされていることも御理解いただきたいというふうに思ひます。

1つは、「三股っ子の会」というのが中学校にあります。地区で懇談会を持ちますが、これも小学校の保護者も入れた三股っ子の会員にしたかどうかというような話も出ているところでもありますから、これも今後、十分検討していく必要があろうと思ひます。

そして、3つ目、中学校の部活動ですが、先ほどありましたように、中学校の部活動は教育課程外の教育活動、すなわち中学校のそれぞれの教科のプログラムはできていますが、部活動についてはそれはありません。それは、教育活動ではありますけれども、特に、子供たちの自主的な参加によってなされるのが部活動でありますから、それぞれ自分の好きな部活動に入っている。そこで一番多い部、野球部あたりで7、80名ぐらひの部員を抱えている。そのぐらひ膨れておひまして、体育系が19部、そして文化系が2部ありますが、この文化系についての御質問であります。今、吹奏楽部と美術部の2つだけです。そのほかにあるといひますが、園芸部とか、演劇部とかいうのがある学校もあります。ただ、部活動の文化部というのはかなり各学校とも少

ないです。それにはやはり、指導者のこともあります。そういうことも併せながら、８２％の部活動参加率ですから、あと残りあるわけですから、その子供たちを何らかの形でまたそういうふうに入れるという手立ても必要だろうと思います。そこはまた十分に学校とも話し合いながら、やっていきたいと思っています。

以上でお答えといたします。よろしくお願いします。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 個別事案ということをとということでありますけれども、これについてはまだ個別はどういう問題なのかというのはありませんけれども、地区要望の状況ということで御報告させていただきたいと思っています。

まず、平成１６年度が町長も答弁されましたように、うちの都市整備課につきましては１７７件の要望があつて、その当時、５２件を一部対応したのも含めて対応しておりまして、その当時が２９．４％ほど対応しているのではないかなといったところになっております。それから以降、平成２１年の３月６日現在で、平成１６年度当時の要望内容と現在のを精査してみましたところ、１０２件が対応をしているという状況にありました。そういったことで、約５７．６％、約６０％というのが対応している状況にあるのではないかなと思っております。

それから、地区公民館等の要望についての推移を若干申し上げたいと思いますけれども、そういったことで、平成１７年度からは特に要望しておきたいというのは、直接担当課の方に提出するようなお話がその当時からあったわけなのですが、うちの都市整備課では、平成１６年度が１７７件、それから平成１７年度が４０件、平成１８年度が２３件、平成１９年度が１０件、平成２０年度、今年度はまだ９件です。そういったことで、公民館長名で道路整備、この場所をやつてほしいということで、要望を受けている状況についてはそういった実態があります。

あと、対応については、町長も申されましたように、緊急性のあるところから維持工事は特に多いのですが、そういうのを見ながら対応をさせていただいていると。また、地区要望については、以前の要求されたところもやはり、すこしずつやっていかなければいけないという思いで、予算をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（６番 東村 和往君） 地区要望については、平成１６年度までで廃止したということのようでございますが、まだ積み残しも残っていると。そのあと、平成１８、１９、２０年度で要望がまた都市整備課ですが１０件とかという平成１９年度の予算の数字のようですが、公民館長を通じた従来の取り方のときからすると、大分数が少なくなっている現状が見えるわけですが、それだけ請求されて、住民の要望が少なくなったのかということとそうでもないのではな

いかという気がします。従いまして、新たに住民の要望を吸い上げる手段といいですか、そして従来のやり方だけではまだ不十分ではないかなという気がいたします。何かそういう工夫といいですか、新しい新たな方法で住民の声を吸い上げるという方法は考えておられないか、お伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） ただいまのところ、先ほどお話がありましたように、各課対応ということで、それぞれのところで各課の方で受け付けて、そして処理していると。特に、窓口としましては、相談室がございますので、そちらの方が直接の窓口になるかと思えますけれども、そこからまた各課の方にそれぞれ該当する案件について対応させていただきまして、そしてまた、維持関係を含めて、維持なんかも都市整備に関係するところ、それからまた産業振興課、いろいろございますので、それぞれ対応できるような窓口で、現在処理しているという状況でございますけれども。

今後につきましてはどうするかということでございますが、現状の対応の仕方以上のことは考えておりませんけれども、また、十分やり方を含めて、また公民館、地区公民館等もありますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 少なくなったということは、要望が減ったということではなくて、持って行く場所がないということもあるのではないかと思います。そういう意味では、いろいろな手段で住民の要望を吸い上げ、確かに吸い上げれば吸い上げるほどいろいろな事案が出てくるだろうと思えますけれども、またその中から重要な点から解決に向けて実施していくということは、住民のためのサービスとして大事なことではないかと思えますので、今後ともいろいろ知恵を絞って、住民の声を吸い上げて、要望にこたえていっていただきたいと思います。

また、地区要望の積み残した分については、ある程度年次的に解決はしているということでもありますけれども、その中でも1つだろうと思えますが、地元の問題ですけれども、以前から小鷺巣地区の旧岩崎商店から鶴下橋までのところなのですが、この線が毎年のように地元の方から、私なんかは今の時期になると、いろいろ支部の花見やらあって、必ず出るらしくて、その後、要望が出るわけですけれども、「どうなっているのか」というお尋ねが、かなり以前から要望されていたのですが、あの点については、過去にさかのぼって調べてみますと、平成6年頃から着手された三股駅小鷺巣線、これの延長線上にあって、当時はまだ旧岩崎商店までが計画の区間に入っていたわけです。それが今現在、いわゆる昔の旧来言われていた三間道路というものですけれども、町の1戸建ての住宅がありますが、あそこのところまで完成して、それで終わっているわけですが、1つは小鷺巣、県道12号線、三股から今町線のところから新しい旧緑資源機構

がつくった朝霧ロードができて、大分広い道が通って、安久の方で国道222号線につながっているわけです。その関係もあって、あそこあたりが徐々にその道の存在が知れて、大分大型車が通行するようになってきているわけです。そうすると、ちょっと道幅が狭くて、地元の人たちが手前で止まって待っていないといけないというような状況がちょこちょこあるようなことを聞き及んでいるのですけれども、長さにしてどのくらいでしょうか。狭い区間が大体150メートルくらいでしょうか。そのあとカーブの区間まで、見通しが悪いものですからカーブのところもという要望もあるようですが、そこまでやっても大体300メートル近くあるのではないかと思うのですが、これも従来からの地区要望の積み残しの1つだろうと思うのですが、この線につきましては、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま言われました小鷺巣から安久まで、緑資源の方で事業をやってもらったわけですが、そのとき、その延長線でこの残っている牛の峠線のバイパスから元の岩崎商店まで、その延長線でやれないかというようなことも検討したわけでございますが、何しろ所管が違うわけでございますので、どうしてもできなかったということで、それで三股駅小鷺巣線、これを平成5年から平成14年までかけて10年間の事業で、2,682メートルあるのですが、これを整備しております。事業費で約8億300万円かけて事業をやったわけでございます。残されたその区間で397メートル、バイパスから元の岩崎商店までどうしてもこれをつながないと、実際の三股駅小鷺巣線が生きてこないというようなことは常々考えています。何かの事業で該当しないかということで、かねがね主管課の方にも話をしているのですが、なかなかいい事業が見当たらないということでございますので、この区間については、ぜひともやりたいということを考えておりますので、何かの事業を見つけてやっていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 地元の小鷺巣の住民の人にとってみれば、いわゆる生活道路ということで、大変不便を感じておられるようですので、なかなか財政的には厳しい時代でもあって、すぐにできるわけでもないのですが、小鷺巣の人たちに言わせれば、「大体いつ頃までには何とかなることでも示していただければ」という声を聞くのですけれども、その辺のところまで何とか具体的な数字は出せますか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 問題は道路だけならいいのですが、鶴下橋があるのです。橋の問題でやはり、事業を遅らせている面もあるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、いろ

いろと検討しながら、いい事業を見つけてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 確かに、小鷺巣の人たちも橋の架け替えまでは大変だろうということは分かっておられて、当面、とりあえずその橋の手前の狭い、大型車と対面したとき、待たないといけないところだけでも拡幅をお願いできないかということです。ひとつその辺は御検討して、早急に手が打てるものならお願いしたいと思います。

次に、携帯電話を活用した住民サービスということですが、地方行政の根本は住民の声を聞き、それを施策に反映していくということは一番肝心なことだと思います。その点は町長の政治信条である「対話と協調」ということから、また今回の施政方針にも述べられておりますが、町民の創意工夫を活かしながら、まちづくりを進めるという点からも、町長の使命の一つではないかと思えます。ただ問題はその手法ということなのですが、どうやって住民の声を、そしてまた住民の創意工夫を吸い上げるかということだと思うのですが、その手法の一つに携帯電話を活用したらどうかというふうに思うのですが、すでに全国であちこちの自治体でこういった取り組みがなされておって、また、本町もホームページ上のメールアドレスで少数ながら対応はしているということのようですけれども、携帯電話の普及ということを考えれば、町長にここで一つクイズを差し上げたいと思うのですが、携帯電話が全国でどれぐらい普及しているかという問題なのですが、三択で選んでください。

今、全国の世帯のパーセントなのですが、どれぐらい普及しているかと。まず1番目70%、2番目80%、3番目90%、このうちのどれだと思われますか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 一番多い、90%ではないかと思えます。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） テレビならばピンポンというところでしょうが、そのとおりで90%ということです。これは総務省が調べた全国の調査で、平成20年3月末現在ですから1年前の数字なのですが、それによると携帯電話の世帯普及率が90.5%というふうになっています。ちなみにパソコンが73.1%、テレビは99.7%というふうになっております。今後テレビも2011年からでしたか、デジタル放送でアナログがなくなるということで、デジタルテレビが普及すればまた、これは双方向性もあるということで、またいろいろな活用もできるだろうと思うのですが、今のところは、携帯電話のこの90%という普及率を活用すれば、大きな広報手段になるのではないかと。

ちなみに、本町での携帯電話の普及率といいますか、契約数といいますか、パーセント的なものは分かりますか。分かったら教えてください。

○議長（中石 高男君） 総務企画課補佐。

○総務企画課補佐（山元 宏一君） そこは全然把握しておりませんので、機会があれば調べたいと思います。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 全国的に90%だから、三股もそれぐらい普及しているだろうと思うのです。90%ということは、かなりの数字ですので、これを活用しない手はないわけです。

全国のあちこちの例を見ますと、大体、携帯電話を活用したサービスというのがいろいろ図書館やら、インターネットで見てみたのですけれども、何カ所しか分からなくて、わずかなものしか拾い上げられませんでした。数としては相当な地域でやっておられるだろうと思うのです。この携帯電話を活用したサービスをやるには2つの方法があるわけです。

1つは、本町のホームページがあるわけですが、ホームページを携帯電話で見る。ホームページ用のサイトを開設するというのが1つ。これは、住民の側から行政に対して、住民からアクセスして情報を得るという方法ですけれども、これには携帯用のサイト、いわゆるモバイルサイトというものを開設しなくてはいけないということですが、これはまだ三股町では携帯モバイルサイトはまだないですね。パソコンのPCサイトしかないと思うのですが、これを開設するのに、システムの問題もあると思うのですが、静岡県では携帯電話向けのホームページを開設しようとしている市町村に対して、支援を始めた。携帯用ホームページの開設にはサーバやソフトなど、最低でも300円程度の費用がかかるが、県のサーバスペースと簡易作成ソフトを無償で貸与すると。そのためほとんど無料で開設できるようになるというふうに、調べたところ記事で読んだのですが、宮崎県はこのような支援策はとっていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課補佐。

○総務企画課補佐（山元 宏一君） これについては、宮崎県はいろいろ電子申請とかそういうのは共同開発をしようとかいう話はあるのですけれども、今言われたモバイルサイト、これについては現在のところまだ話は聞いておりません。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 支援がなくても約300万円程度あれば開設できるということのようですので、財政の厳しい状況ですが、住民サービスの向上のためにひとつ御検討をお願いしたいというふうに思います。

2つの方法のうち、もう1つは、あとは今度は行政の方から住民の携帯電話に配信するという方法。先ほど答弁にありましたが、3月末から配信サービスを始めるというふうに聞こえたので

すが、その辺のサービスのことをもうちょっと詳しくお聞かせ願います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課補佐。

○総務企画課補佐（山元 宏一君） 今の御質問に対してここに書いてあるように、3月末から計画をしているということでありまして、そのほかに、総務の行政係としまして、防犯メールを現在、やっております。というのは、これは、回覧版等で広報とかで3、4回ぐらいお知らせはしたのですが、登録をしてもらって、もし犯罪が起こったらというので、事例が県の方から送られてくると、すぐそれを登録されている町民の方に発信すると。よくあるのが、やはり、子供に対する犯罪とか、それを未然に防いだとかいうのが出てきております。

それで、具体的に1ついい例があるのですけれども、今年の2月24日に、16時頃電話がかかってきまして、子供がいなくなったと。6歳だということで、まだ小学校に行く前の子供でした。もうお母さんが取り乱して、消防団要請をされたのですけれども、ちょっと早いということで、係を2人現場にやりまして、警察の方も来ていたと。写真をもらってきまして、こういう服装で子供がいなくなった、見かけた方は連絡をお願いしますということで、防犯メールに出しましたら、5分か10分後には、勝岡のはまゆうですか、あそこの看護師さんだと思うのですが、「見ました」と。今市橋の方を前目方面に向かって歩いていたと。「服装は」と聞いたら、「水色の服を着て、特徴が縄跳びを持っていた」と言われたのです。縄跳びを持っていたということで、その情報が入りまして、そこあたりを探したのですけれども結果的には、太郎坊のおじいちゃんの家まで行っていたみたいで、無事確認ができたというようなことで、非常に、この防犯メールが、一番役に立った例ではないかなと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員 6番 東村 和往君） それは、町の方から配信する、それをやる計画で今いるということですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課補佐。

○総務企画課補佐（山元 宏一君） これは、もうすでに2年ぐらい前からやっております。多分、担当に聞いたら、3、4回ぐらいは回覧板で回して、登録をお願いしますというようなことで、現在、登録者が町内で98名。これがどんどん普及してくると、子供の通学なんかの防犯にも役立つのではないかなと思うのです。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 県でやっている防犯メール。あれのことですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課補佐。

○総務企画課補佐（山元 宏一君） 県の情報も入ってきます。うちの方にメールで。それを今度

は三股の担当の係長が全員に配信すると。だから、都城市だけではなくて、県内のこういう例えば痴漢が出たとか、自転車に乗っていた高校生が無理やり押し倒されたが、未然に防いだとか、そういう情報は全部入ってきますので、都城市近辺も三股も入ってきます。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 恐らく、出元は県ではないかと思うのですが、県のメールサービスに登録すれば、地域を指定して、私は都城市と三股町を指定しているのですが、それとはまた違うわけですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課補佐。

○総務企画課補佐（山元 宏一君） これは、もともとは去年、おとし、2年前ですか、春日市の方に研修に行きまして、そういうのをやっていたということで、今の係長が自主的に始めたもののなのです。ただ三股にはそういう県の方などの情報が入ってきますので、それを打ち直して送るというような形をとっています。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 分かりました。それは私も回覧板を見逃したのでしょうかけれども、県の方のメールサービスに私は登録して、それこそ今、見てみますと、今日の11時37分、入ってきています。都城市吉尾町の国立都城高専近くのアパート駐輪場において、目指帽を被った男が自転車で帰宅した女子高校生に抱きついた事案が発生したと。被害者が抵抗したところ、男は逃げました。不審者の特徴は、男性で身長が何とかと詳しいことが載っている。このようなサービスが県の方でもやっているわけですが、地域を指定すれば県内全部のが見れるのですが、次から次に送ってくるから三股町と都城市だけしかしていないのですが、三股のも登録してやれば、こういうのが、この近辺町内とか見れるわけですね。分かりました。出元は一緒ですね。分かりました。

そういった意味で、こういうメール配信とか、そういうのを活用すれば、例えば、メールアドレスを登録してもらえば必要がありますけれども、これは簡単です。空メールを送ってもらえばもうそれで登録されるわけですから、そういう方々に、ずっと幅を広げれば、例えば、障がい者の方たち専用の情報の窓口とか、あるいは先ほども話しましたPTAとか、いろいろな人向けのサービスが登録してもらって、その必要な人だけが登録してもらえば、そこにその人たちだけに、またその人たちしか必要ないわけですから、それに配信できるというサービスが展開できるだろうと思うのです。

いろいろ見てみますと、携帯を活用した例が、大阪の方ですが、これは住民票の写しなどをメールで予約して、夕方5時から5時15分以降に受け取れるとか、守衛室か何かに行かなければいけないでしょうけれども、それとか、先ほどの子供がいなくなった事例もありましたけれども、

子供に住基カードを持たせて、これはどこでしたか、大分県の日の出町、人口2万8,000人の町ということですが、三股町と同じぐらいのところですが、住民基本台帳カードを使って児童・生徒の登下校情報を保護者にメールで配信するシステムを導入したと。これは、自治情報センターの全額補助事業であるということのようです。専用のICカードに住基カードを読みリーダーを町立の小・中学校15校に配置して、児童・生徒が携帯している住基カードをリーダーにかざせば、役場に設置されたサーバーから保護者が事前に登録したメールアドレスに登下校時間の情報を配信するということで、希望者がたくさん出ていると。そしてまた希望者には、500円の住基カード手数料を無料にして、広めているというところもあるようです。

また、いろいろな事例が載っていますが、時間がないので、そういったことで、携帯電話を活用した多様な使い方、サービスの仕方があろうと思います。その辺をよくまた検討して、サービスの提供に役立てていただきたいと思います。

では、あと教育関係が残っているのですが、小中一貫教育のことに関しては、もう学校の方で一生懸命やっております。ただ、そのことを住民に広く伝えてもらって、せっかくあいさつ運動で子供たちが道路でやって、大きな声であいさつをしても、返事を全く返さない人は少ないだろうと思うのですが、大人がしれっとしたのでは、子供はせっかくのやる気をそがれたりしますので、あらゆる機会を通じて住民にその辺を周知徹底をしていただければと思います。

また、PTAにつきましては、今、教育長の答弁にあったように、全国的な面から比較すれば、三股町はよくやっているというような現状のようですので、今度ともさらに充実させていってもらえしたいと思います。

中学校の部活動ですが、確かに、指導者の問題やら難しい問題があろうと思うのですが、例えば、今、これは高専あるいは大学クラスのところですが、ロボットコンクールみたいな大会が全国的にあります。世界まで広がっているようですが、ああいうのからすると、ああいうことに興味のある子供があるとすれば、私なんかは学生時代には、アマチュア無線というのが大分あって、アマチュア無線クラブとかいうのもあったりしたのですが、今では、昨日、卒業式に行きましたけれども、黒板に部活動の活動状況を書きこむ黒板がありましたけれども、文化系は吹奏楽部と美術部しかなかったです。学事報告を見ると、ダンス同好会か何かのことも載っていましたが、最初のうちは同好会とか、できてもそのくらいのことではないかと思うのですが、そういった意味で、体育系で先ほどもあったように、部員が多くて、いくら努力してもレギュラーになれない子も多いわけですので、それと部活動に入っていない生徒、この辺のところもあり、また、もともと文化系理工系という人たちも何らかの活動に打ち込めるものがあれば、いいのではないかと思いますので、質問させていただきました。今後検討して、時間がかかるかもしれないけれども、そのような方向で検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中石 高男君） この定例会の質問は、本日をもってすべて終了しました。

しばらく、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午後2時24分休憩

〔全員協議会〕

午後3時16分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後3時17分散会

平成 21 年 第 2 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 6 日)

平成 21 年 3 月 19 日 (木曜日)

議事日程 (第 6 号)

平成 21 年 3 月 19 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑

日程第 3 討論・採決

日程第 4 質疑・討論・採決 (議案第 3 6 号及び第 3 7 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑

日程第 3 討論・採決

日程第 4 質疑・討論・採決 (議案第 3 6 号及び第 3 7 号)

出席議員 (12 名)

1 番 指宿 秋廣君

2 番 財部 一男君

3 番 上西 祐子君

4 番 大久保義直君

5 番 重久 邦仁君

6 番 東村 和往君

7 番 池田 克子君

8 番 原田 重治君

9 番 中石 高男君

10 番 山中 則夫君

11 番 黒木 孝光君

12 番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	桑畑 和男君	副町長	-----	木佐貫辰生君
教育長	-----	田中 久光君			
税務財政課長	-----	原田 順一君	町民保健課長	-----	重信 和人君
福祉課長	-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	-----	溝口 良信君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	下沖 常美君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君
総務企画課補佐	-----	新地 浩君	総務企画課補佐	-----	山元 宏一君

午前 10 時 00 分開議

○議長（中石 高男君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布あるとおりであります。

日程第 1. 常任委員長報告

○議長（中石 高男君） 日程第 1、常任委員長報告をお願いします。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第 76 条の規定に基づき、御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第 2 号、5 号、6 号、7 号、8 号、9 号、11 号、12 号、13 号、14 号、18 号、20 号、21 号、22 号、23 号、24 号、29 号、34 号、35 号の計 19 件でございます。以下案件ごとに御報告いたします。

議案第 2 号「三股中学校施設整備基金条例を廃止する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成 13 年 9 月 21 日条例第 22 号において、設置された基金条例であります。中学校施設整備が平成 20 年度をもって事業完了したことにより、本基金条例を廃止するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」

本案は、町有地の効率的な管理と有効活用を図るため、利用がほとんどなくなった、榎堀第 2、上新、山王原の 3 つの児童遊園を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、町単独事業であります。福祉を重視する町政の中において、福祉後退に繋がる政策を取る必要があるのか、いろいろな意見が出されたところであります。審査の過程においても、わずかな持ち財まで削る必要はないとの問題点が指摘されたところであります。

慎重に審査した結果、全会一致で否決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は第4期介護保険事業計画の策定に伴い、条例を改正するものであります。第4期の介護保険料基準額は介護報酬改定に伴う、介護保険料抑制目的の国からの交付金、及び町の準備基金を投入し、第3期と同枠の4,600円とするものであります。また、低所得者層への配慮先として、これまで第4段階層に基準額の88%軽減層を追加し、保険料の負担を現在の、6段階から7段階とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「三股町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」について説明申し上げます。

本案は、国は平成21年度介護従事者の処遇改善のために、介護報酬を一律3%引き上げることに伴い、介護保険料の上昇分を抑制するために、国が今年度介護報酬引き上げ分の2分の1相当額を町に交付するものであります。そのための、基金造成を国が義務付けているところであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は国の地域介護福祉空間施設整備交付金を活用して、JR三股駅の駅舎を購入し、多世代の交流拠点施設として、また、コミュニティバスくいま〜をはじめとする、公共交通機関の結節点として、現在改修しているところであります。平成21年度からの開設に伴い、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

本案は、実績及び確定により増減補正する予算案であります。歳入歳出予算の総額29億7,920万6,000円に歳入歳出それぞれ1,127万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億9,048万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは国庫資金と県支出金を減額し、療養給付費等交付金及び財産収入を増額補正

するものであります。歳出の主なものは、共同事業拠出金を減額し、保険給付費と保険事業費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

本案は、実績等に基づき増減補正する予算案であります。歳入歳出予算の総額2億1,245万8,000円から歳入歳出それぞれ1,163万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億82万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と繰入金を減額し、国庫支出金を増額補正するものであります。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合会納付金を減額し、総務費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

本案は、実績見込み等による増減補正する予算案でございます。歳入歳出総額16億4,298万3,000円に歳入歳出それぞれ3,611万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億7,909万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは実績に基づき介護保険料を増額し、更に繰入金と基金交付金を増額し、国庫支出金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費、基金積立金及び予備費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、実績見込み等による増減する予算案であります。歳入歳出予算の総額1,420万6,000円から歳入歳出それぞれ187万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,233万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、実績に基づきサービス収入を減額し、繰入金を増額補正するものであります。

歳出については、総務費を減額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「平成20年度三股町国民健康保健病院事業会計補正予算（第1号）」に

ついて御説明申し上げます。本案は、町立病院を戸嶋病院に売却したことにより、その売買代金を病院会計とするための補正予算案であります。

収益的収入及び支出において、まず、収入でありますが医業外収益において、雑収益を468万円補正し、特別利益として、固定資産売却益3,828万7,000円と過年度損益、修正益9,000円を補正計上したものであります。

また、支出において、特別損失固定資産売却損5,741万9,000円を補正計上したものであります。次に、資本的収入において固定資産売却代金として1億68万4,000円を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,213万円とするもので、対前年度比10.4%の減であります。

歳入の主なものは国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金が対前年比減となっています。また、県支出金及び繰入金が対前年比増となったところであります。

歳出の主なものは、保険給付費、老人保険拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金が対前年比減となっています。また、総務費及び後期高齢者支援金等が対前年比増となったところあります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「平成21年度三股町老人保健特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、老人医療の廃止に伴い、平成20年3月以前の請求遅延分を予算計上したものであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,901万4,000円とするもので、対前年比88.2%の減であります。

歳入の主なものは支払基金交付金及び繰入金であります。

支出の主なものは医療諸費となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9,067万6,000円とするもので、対前年比8.0%の減であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び繰入金となっております。

歳出の主なものは総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金となっております。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「平成21年度三股町介護保険特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億7,774万9,000円と定めるもので、対前年比4.8%の増となったものであります。

歳入の主なものは保険料が対前年比17.2%の増、国庫支出金支払基金交付金及び県支出金が対前年比2.6%の増であります。繰入金が対前年比3.9%の増となったところであります。

歳出の主なものは総務費と地域支援事業費が対前年比と減となり、保険給付金が対前年比5.9%の増となったところであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,369万3,000円と定めるもので、対前年比1.9%の減となっております。

歳入の主なものはサービス収入及び繰入金となっております。

歳出の主なものは総務費及びサービス事業費となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「平成21年三股町国民健康保険病院事業会計予算」について説明申し上げます。

本案は、戸嶋病院へ譲渡したことにより起債の繰上げ償還や補助金の返還等を計上した予算であります。

まず、収益的収入及び支出における支出は、人件費をはじめ、公営企業会計システムの保守料、起債償還に伴う利息分など、1,097万8,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出における支出は、2,955万7,000円を計上し、これは企業債の繰り上げ償還金及び補助金の返還金であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「指定管理者の指定について（三股町養護老人ホーム清流園）」について御説明申し上げます。

本案は、平成18年9月1日より社会福祉法人やまびこ会を指定し、管理してもらっているところではありますが、本年度を持って指定の期間が満了することから、平成21年度からの指定について協議したところ、施設の性格や管理実績を踏まえ引き続き同法人を3年間指定しようとするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「指定管理者の指定について（三股町在宅老人デイ・サービスセンター）」について御説明を申し上げます。

本案は、平成18年9月1日より社会福祉法人三股町社会福祉協議会を指定し、管理してもらっているところでありますが、本年度を持って指定の期間が満了することから、平成21年度からの指定について協議したところ、施設の性格や管理実績を踏まえ引き続き同法人を3年間指定しようとするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件についての御報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和往君） おはようございます。それでは、建設文教常任委員会の審査の結果及び経過について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は議案第3号他12件の計13件であります。

まず、初めに審査の結果から御報告いたします。

当委員会といたしましては慎重に審査した結果、13議案すべてについて全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の経過について御報告いたします。すべてについて議案の内容及び特に予算案におきましては予算の総額、主なもの等の金額等は提案理由の説明でも述べられており、重複を避けるため、省略いたします。また、各議案について詳細な説明を受け、各委員から細部にわたって質問が出され、熱心に審査いたしておりますが、報告は問題点・附帯意見・要望等のみとさせていただきます。

それでは、まず議案第3号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第4号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」については報告すべき点はありませんでした。

次に、議案第15号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」議案第16号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第17号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。この3議案は関連しておりますので、一括して御報告いたします。この3議案は料金システムを水道会計の料金システムに統合するためにシステムリプレイスに必要な額、2,146万8,000円の6分の1である240万8,000円を梶山地区と宮村南部地区農業集落排水事業特別会計で4分の1ずつと、公共下水道事業特別会計で残りの2分の1を負担するため、それ

ぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第25号「三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」及び議案第26号「平成21年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」一つ飛びまして、議案第28号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計予算」であります。いずれも例年とほぼ同様の事業予算ということで、附帯意見・要望等はありませんでした。

次に、議案第27号「平成21年度三股町公共事業下水道特別会計予算」につきましては2点の要望がありました。1つは現在の接続率は24.5%であるが、より高めるよう努力されたいということと、2つ目は公道における排水管施設工事の舗装復元については業者によって、仕上がりに差があり平らになっていない箇所も見受けられるので業者への指導の徹底を求めるとの要望であります。

次に議案第30号「平成21年度三股町水道事業会計予算」であります。本案は議案第3号で条例改正を行うように長田地区簡易水道事業を廃止等をする為に、給水量・給水個数及び各関連費目がその分増となっております。以前、当委員会でも要望のあった新たな水源確保については、22年度に9号井を掘る計画であるとのことあります。

次に、議案第31号「町道路線の認定について」及び議案第32号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」であります。いずれも報告すべき点はありませんでした。

最後に議案第33号「指定管理者の指定について」であります。本案は上米公園パークゴルフ場の指定管理者を引き続き、三股町パークゴルフ協会に指定しようとする議案であります。2つの意見を付することになりました。

1つは収支の実態を把握する為に毎年度、収支報告書は議会にも公表して頂きたいということあります。

2つ目です。管理業務委託料は基本協定書で毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払う、となっております。21年度予算には198万6,000円が組まれています。事実上、赤字補填額という形になっております。これでは、収益の多寡に関らず、町が支払う委託料が増減するだけで管理者にとっては、メリットもデメリットもないことになります。管理者の営業努力の有無が結果的に損益に反映できるよう定額にすべきではないかとの意見であります。そうすることによって、管理者が頑張っても入場者が増え収入がその額を上回った時には取り分となり逆に減少すれば、手出しになるので、経営姿勢がより真剣になるとの観点から検討を願うものであります。

以上で、建設文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第78条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第10号、19号の2件でございますが議案第10号につきましては、先議のため、先般報告いたしましたので、19号について御説明いたします。

本案は歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ72億4,000万円で前年度対比8.7%、6億9,000万円の減であります。当委員会では3日間の日程で詳細に説明を受け、質疑等を行いました。また、別冊の予算説明資料において財政状況、歳出性質別財源内訳及び主要な投資的事業等掲載されておりますので、内容は省略致します。歳入について、財源の構成比は自主財源36.2%、依存財源63.8%で、自主財源は前年比2.7%の減となっております。歳入予算の中で24.4%を占める町税については、長引く景気の悪化から歳入見込みについて懸念されるところです。次に歳出予算における性質別状況においても投資的経費が6.3%と前年度より割合が小さくなっています。

次に40ページ、地方債は一般公共事業債、公営住宅建設事業債など各目の通り、で4億4,083万7,000円と予定されております。歳出予算で新規事業及び主なものについて御説明いたします。

総務費ではコミュニティバス施設整備事業、新公会計制度によるバランスシートの作成委託料にかかる経費が主なものです。

民生費では、国民健康保険特別会計などへの繰出金等、高齢者等、多世代交流拠点施設事業の備品購入費等が主なものです。

衛生費では、都城市行政委託事業の清掃工場費、リサイクルプラザ管理費などの負担金が主なものです。なお乳幼児のワクチン接種事業助成金及び妊婦検診助成の充実等を新規事業として計上されています。

農林水産業費は飼料の高騰による資金利子補給、県単かんがい排水整備事業、農地水農村環境保全向上負担金が主なものです。

商工費では、駅前多目的広場整備事業、緊急雇用対策事業等が主なものであります。消防費は常備消防委託料が主なものです。

教育費は長田小学校の屋根防水工事、給食センターの食器洗浄器等が主なものです。新規でパークゴルフ場の指定管理料が計上されています。

以上で予算書についての説明を終わります。

執行部の説明を受けた際に各委員より出された意見や、要望についても、予算執行に当たり配慮されるよう申し添えます。委員会審査まとめの過程で次の2つの事項については、附帯意見として取り扱うことに全会一致決しましたので申し上げます。

まず、款の8土木費で島津紅茶園切寄線改良事業において、測量設計委託料が計上されています。長年にわたり要望してきた改良事業であり、大変喜ばしいところであります。附帯意見はこの路線についてでございます。路線の決定は交通量の調査結果によるものと説明を受けました。現在、片ノ坂商店から墓地公園までは、改良工事も進んでいて、町道としては不足を感じられない、一方、かまど神社側は路幅も狭い上に見通しも悪く、交通量が少ないのは当然の結果であると考えられる。今回の計画路線では、墓地公園から勝岡の新坂までの改良工事が残ることとなる、町単独予算では、多額の事業費が必要となります。かまど神社側を今回の補助事業の計画路線とし、将来的に町単独で片ノ坂商店側を改良する方が、路線延長の事業量や事業費を比較すると得策だと考える。現在の計画について再考されるよう求めるところです。また、この件については、昨日、全協の場において再度説明を受けることとなりましたが、委員会でも多くの意見等がされ、議論されたものです。なぜ、委員会に説明資料を提出して、説明がなかったのか、遺憾に思うと共に、議会軽視であると受け止めたところでございます。

次の意見は、公用車の使用についてでございます。今回総務費の財産管理費の中、備品購入費で公用車購入費を購入費3台分が更新として314万7,000円計上されています。更新される車については、その理由等について資料提出を求めて伺ったところですが、更新される車は8年から15年経過、走行距離4万キロから7万8,000キロで故障や欠陥それぞれ伺いました。町が所有する車全体に対する意見でございます。公用車の取り扱いが粗雑である。自分の車のように、愛車扱いがされていない。慎重さが足りない。などの厳しい意見がありました。公用車の使用については、安全運転を含めて、職員教育を徹底して頂きたいことを申し上げます。

以上、報告を終わります。当委員会では慎重に審査・審議の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

日程第2. 質疑

○議長（中石 高男君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましてはただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は1議題につき、一人3回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） 委員長に対する質疑ということですが、この追加されました、37号については出来ないんですか。

○議会事務局長（岩松 健一君） それはですね、この2号から35号を採決した後に、全体審議でまた行いますので、その時にお願いします。

○議長（中石 高男君） 他に何か質疑はありますか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今も、委員長の方からありました、委員長質疑というよりもですね、町長の決意を聞きたいんですが。委員長の方からも報告がありましたように、島津紅茶園線の問題については、昨日も全協の中でだいぶ議論をされたところでもあります。そういう考えを町長の方にも十分御理解していただいておりますと、議会の方の筋を当然、尊重して対応していただくものと、私は理解しているんですけど。そのあたりについて町長の決意といいますか、そういうのがあればひとつ出していただきたいと。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 昨日の全協でのいろんな議会の貴重な御意見、先程の黒木委員長の意見等を十分議会の意志として踏まえながら、県の方にお話を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町長のそういう気持ちを是非、尊重していただいて、そういう意志の方にしていただきたいと思います。万が一、私達も県と交渉するわけではありませんので、今まで県との交渉の中身についての説明は全協の中であったわけですけど、本来なら委員会の中でちゃんと説明すべき問題であったのにも関わらず、事前に県との交渉は進んでおりますね、そういう中で考えると、なかなか県の方が変更するというようなことが難しくなる可能性を秘めているんじゃないかなと私も思って心配をしておりますので、この際、どうしても県の方が補助事業として対応しないというようなことになった場合、単独でもやるという決意があるかどうかだけ、お聞かせて頂きたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 昨日も全協の場で申しましたが、もし、かまど神社から新坂の路線ですね、もし、駄目の場合はですね、単独で年次的にもやりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑はないので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第2号「三股中学校施設整備基金条例を廃止する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町営住宅設置条件の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

た。

議案第5号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号に対する総務厚生委員長の報告は、否決であります。よって原案について採決します。議案第6号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立なし〕

○議長（中石 高男君） 起立ゼロであります。よって、議案第6号は全会一致で否決されました。

議案第7号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西ですが。今回の措置で80万円以下の人達が介護保険料が下がることは評価するんですが、この金額4万8,500円というのは、年金額で割った時に6%なんですね。私は300万以上収入があって、最高の保険料を払って、8万2,800円なんですが、それで割る時にその割合は2%なんです。やはり、4万8,500円下がるのはいい

いんですが、やはり収入の比率からすると、この6%というのも、負担を感じる保険料じゃないかなと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第7号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」を議題として討論、採決を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成21年度三股町一般会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） その前に、一つお尋ねしますが。先程の心身障害者福祉手当支給条例が否決されたんですけど、その分はこの予算には入っているんですかね。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 入ってますよ。

○議員（3番 上西 祐子君） 入っているんであったら、組み直さないと。さっき否定された。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 補正予算であげます。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。21年度一般会計予算案に対し、反対討論を致します。厳しい雇用情勢や日本経済の急速な落ち込みの中で、国民の暮らしと経済は深刻の度を増しています。国の予算案では、深刻な経済悪化を緊急に食い止める対策もなければ、暮らしと内需の回復に役立つものが少ないのが実情です。小泉内閣以来、庶民に痛みを押し付けてきた社会保障費抑制路線は、そのままで、大企業や大資産家のための優遇税制は、一層拡充されております。その上、国の予算と同時に、衆議院を通過した、21年度税制改正法案には、消費税増税法案を23年度までに成立させる方針が盛り込まれています。本町に国から下りてきた施策でも、町民の切実な要望から組まれた予算ではなく、国からの押し付けや縛りで予算化されていると思います。不況の影響をもろに被る町民の立場に立ち、大型公共工事だけでなく、仕事起こしのための道路維持工事や、住宅の補修などの拡充にも力を入れて欲しいと思います。それが雇用や、地域経済の活性化に役立つのではないかと考えます。

以上、反対討論終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議案19号の43ページの方にある特別職報酬審議会委員報酬につき5万7,000円計上してあります。2月の折に町長から100年に1度の経済危機であるということで、特別報酬の件については、据え置くということで、答えが出ているにも関わらず、当初予算で計上してある、そして私が反対討論するのは、ここに町税が17億7,005万5,000円予算計上してありますが、歳出において人件費、13億5,655万9,000円上げております。これは、定期昇給を含めるというようなことを言われておりますが、全体的に見て、この予算の人件費に関する特別報酬審議会報酬を5万7,000円上げて計上してありますが、何ら100年に1度の経済的危機を訴えてる予算書に関らず、定期昇給を上げておられて何の当初予算に対する町長の考えが反映されておられません。よって、ここに特別報酬審議会委員報酬5万7,000円の案に対して反対するものであります。

以上。

○議長（中石 高男君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第１９号は、一般会計予算・決算委員長報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

議案第２０号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２０号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第２０号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

議案第２１号「平成２１年度三股町老人保健特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２１号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第22号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に議案第23号「平成21年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第23号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されま

した。

議案第24号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成21年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成21年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２６号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

議案第２７号「平成２１年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２７号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

議案第２８号「平成２１年度三股町墓地公園事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２８号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議案第２９号「平成２１年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成21年度三股町水道事業会計予算」を議題として討論、採決を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「町道路線の認定について」を議題として討論、採決を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」を議題として討論、採決を行

います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

議案第33号「指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「指定管理者の指定について（三股町養護老人ホーム清流園）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「指定管理者の指定について（三股町在宅老人デイ・サービスセンター）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで本会議を11時20分まで休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第36号及び第37号）

○議長（中石 高男君） 議案第36号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑、討論、採決を行います。質疑は5回までであります。質疑はありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 議案第36号ですね。対策監のことですが、ちょっとお聞きしますけど、17年度から対策監ということで行政改革推進委員会ということで、改革して課の縮小、いろいろありましたその当時、非常に改革としてはすばらしいものもあったんではないかなと思っております。その中で私はその当時、記憶があるのは専門部会とか、行政部会とかいろいろあって、その中でその対策監というのは20年度で廃止するということで、この議案が前出たときに20年度で見直しということで、可決されたのですが。今後とも行政部会では、廃止ということで、このことは尊重しないで、昨日の一般質問でもありました、専門部会はそのままのこ

とが、選挙管理委員会で通って、そのことは、町民の負担はどんどんして、また20年度までの経過措置として、この時点で見直すと。それはその当時の16年度の行政改革元年とかいって、大々的にやったその意味がいつまでもこういうことでいつまでもずるずると。対策監なんかはその都度本当に必要であれば、条例改正をしてあげればいいわけですがね。何かだしたら、部会では廃止するということはなかったのですか。私は文書は見えてないですけど。その当時記憶はあるんですね。20年度でと。また21年度見直すと、いつまでやるんですか。そこ辺をちょっとお聞きしたいと思います。行政部会、もし資料があれば早急に提供してもらって、それに残っているはずですよ。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 対策監の職名含めてこれをどうするかということで、当時16年度から議論があったところでございます。これにつきまして、対策監を置くということで、その当時この条例改正はあったわけなんです、その時にこれは20年度までの経過措置ですよと、その時点で見直すという附帯決議といいますか、備考欄に条例として残ったわけなんです。その当時の議論としても、対策監として課長を降りた人達の待遇、特別な任務をせよという意味合いでの位置づけでこの対策監というのを運営したわけなんですけれども、20年度現在の状況では、20年4月1日現在は3名ということで、対策監についても非常に縮小してきた経緯がございます。ただ、20年度の経過措置について、20年度中に十分検討すればよかったわけなんですけれども、この年度末になってからの検討という形になったものですから、ちょうど時間が足りないということで、当初補足説明でもありましたように、御詫びを申し上げるところでございます。それで17年度当時、20課の54係ございました。20課の54係あったのを、10課の30係に縮小、整理統合したわけなんですけれども、やはりこの17年度の改革を十分どうだったのか見直したいということでですね、21年度に十分この対策監を含めて、組織機構の見直しをしたいと、ということでこの職員管理審議会での検討をしたところでございます。本当に申し訳ないというふうに思っておるわけなんです、21年度時間を頂ましてこの対策監についての方向性を決めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） これの中に対策監が職務給の中で6級の方に入っておりますが、この職務給の、定数というのは三股町の場合は定数は定めてないんですか。いかがですか。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 定数等は定めておりません。ただ、この人員構成含めてですね、1級から6級までございますけど、その中で運用といいますか、職務の度合いと責任の度合いに応

じて昇給していくという形態でございます。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それは定めないといけないんじゃないですか。というのは、私も資料を持っていますが、法的に地方公務員法というのがあって、この法律の中で第24条ですかね、その中に職員の給料のことがのっていますが、そしてそれに踏まえて一般職の職員給料に関する条例というのが、昭和26年度に制定されてそして、この昇給等の基準ということで、第4条に「昇格させようとする職務の級の定数に欠員があり、それを補充しようとする場合であつてかつ、昇給させようとする職務の級に適すると認められる場合に限る」ということで、完全に定数に欠員があるということ、これは定数は下がってないと完全な条例違反にもなってる。そうでないと、この法律は何のために、それを無制限に1級からずっとですよ。定数が定まってじゃないと、何かおかしいがなあと思ってですね。今まで、職員の給料のことに對して、頑張ってもらえばそれだけのことは。しかし、法に遵守して条例を町民には守ってくれといいながら、自分達は、そういう事がちょっと定めて、昇給等の基準ということで、ちゃんと条例までなっている訳ですから、定めなくていいんですかね。法律に基づいて三股町でやらないといかんということではないのですが。そこへんはどうなんですかね。法にのっとして、一般職の、今までそういうのがなかった。法律を見ると定数を定めて欠員が出た場合は補充することになっているんですけど。そこへんを曖昧にしまうと、行政の組織そのものが、町民には絶対理解されないと思うんですよ。私が知らなかったから今まで何も書いてなかったんですけど。いかがですかね。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 級別の定数条例のことなんですけど、国とか県とか大きい団体については、それなりの器がございますので人がいますので、それなりの対応ができると思いますけど、三股町みたいな今現在183名程度なんですけど、その中での人的配置となりますと、非常に採用時が皆さんが新卒で入ってくるわけじゃなくて、いろんな形での年齢構成がございます。そして、また前歴等含めてどこに位置づけるかということになりますと、1つの級に固まってくるという部分があったりして、やはり人事をうまくやるといいますか、人的配置を十分配慮しながらやっていく中では定数条例というのは、非常に足かせとなっていくんじゃないかなと思います。ただ、今言われたように、そういうのが必要であるならば、そうしなければなりませんけども、他の団体でもそういうところは聞いたところは今のところありません。ですから、定数条例は必ずしなければ違法だというふうには認識していないところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） もう1点だけ、今後検討されると思いますが。民間ではちょっ

とおかしいなというのはですね、いつ法的になったのかはわかりませんが、法的にあるのか、在職の年数によって、段階的に昇給していくという、働いてる一生懸命やっている職員は意欲はどんどん私も若い人達と話しますけど、それじゃですね、民間のそういう感覚も入れていかなといけないという時代でありながら、総合サービス業といいながら、民間のあれを入れていきますよと言いながら、自分たちの組織はいつまでたってもですよ。だから、突出した一生懸命やろうという職員も出てこないで、年功序列型、何年かたてばそのまま上がるというような時代によってはそれで良かったか分かりませんが。こういうことはやっぱり検討するなりして少しは、何かしていかないと。今後も検討の中に含めたらどうですかね。どうでしょうか。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 人事をやる気のある人達がそれなりの仕事ができる環境を作っていくということは非常に大事なことだと思います。そういう意味合いでこの対策監含めて組織のあり方がどうすべきなのか、このまま役職をそのままにしておくと、上の人が辞めない以上は、下の人は上がれない。やはり年功序列でしか上がれないという状況だったら、モチベーションが上がリませんのでやはりそういうやる気といいますか、そういうふうな適材適所を含めた環境が出来るような組織体制を作りたいというので時間をいただきたいという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 副町長が前向きな答弁をしていただきました。職員というのは、町民の指導的な立場と、自分達のグレードをどんどん上げていけば、町民は必ずそれだけの優秀な人材が沢山いますよ。それをあげて、そういう効果を町民の前で示していく。そういう一体感になっていかないと、三股町はこれから独立して本当の意味の自主自立ということは見せかけのことに、ただ頑張ります、頑張りますと掛け声だけの行政じゃいけないと思いますので、ぜひ、何十倍も競争率で入った人達がいっぱいいますがね、そういう人達の能力を引き出すためにも今までの在職、在職の年数だけで自然に上がっていく、これは活性化も何もないと思います。衰退していきますよ。そういうことを含めて一つよろしく御協議頂きたいと思ひます。

終わります。

○議長（中石 高男君） 他に質疑ありませんか。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） ただいまの中で対策監の必要性というのを少し言わせて頂きたいと思ひます。対策監の立場が行政サイドだけでなく、民間主導における意見を持ち合わせている対策監であれば、要するに、対等なものの意見を持っておられる人もいるわけです。その対策監の必要性も私は一言だけ言わせてもらおうとそういう立場の人だったら、民間と行政の間に立った指導、要するに何の権限も与えておられるなら、私はこの対策監という有効な対策監という任

務があるのではないかとということで感じております。一言だけ言わせて頂きました。終わります。

○議長（中石 高男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質問はないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。議案第36号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案の通り可決されました。

次に議案第37号を議題といたしますが、16日の提案理由説明で誤りがあったそうですので、ここで訂正を許可します。それでは、総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（山元 宏一君） 3月16日の定額給付金のことで補足説明を行ったのですが、この中で口座振込の第1回目を4月20日と説明しておりましたが、4月22日に訂正をいたします。理由はですね、3月の17日にJAの担当の方が来られまして全国的に銀行が5・10・15・20日、25日月末、そして1日ですね。これは全国的な引き落とし、振り込み等が定例的に行われていると、これによって、定額給付金の振り込みを行うと、全銀協というのがあるんですけど、全国の銀行組織の中で作っているシステムがパンクする可能性が非常に高いということになったということで、全銀協の方から通知があったということでJAの方からこられましたので、これについては、今言った日にちを除いて行いたいと、それでなければ不可能だということです。これについてはうちの方は4月22日に第1回目の振込を行うということでお願いします。

○議長（中石 高男君） それでは議案第37号「平成20年度三股町一般会計補正予算(第7号)」を議題として質疑、討論、採決を行います。質疑は5回までとあります。質疑はありますか。黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 37号の予算の中でお聞きしたいのが、プレミアム商品券発行をいたすわけですが、前回何年前ですか、同じように商品券の発行をされましたが、その助

成をいたしたわけですが、商工会の方からその助成をした効果、発行した効果というのがどんなものかなということをお聞きしたいことと、県内でも幾つかの自治体がこういった定額給付金の取り組みがあるようでございます。本町の1,000万というのがどうかなと考えておったんですが、今朝の宮日で高原町議会が同じように出ておりました。2,100万という金額で、昨日終わったようでございますが、高原町が置かれている西諸圏域での距離的商業圏というか、とりまく状況と三股町が都城圏域で非常に商戦の激しい圏域で、この1,000万というお金がどの程度効果があるのかな、こういうところだからむしろまだ、倍でも3倍でもいいんじゃないかなということで町民が町内の商工製品を給付金を使って、購入促進するように、今朝、見まして1,000万円の基礎はどうだったのか、前回の効果はどうだったのか、そういうふうに感じたのでお聞きするところでございます。いわゆる商業圏が非常に厳しいこの三股町、都城の中にあるというところから申し上げたところでございます。お聞きしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（溝口 良信君） お答えします。効果については、以前あったということで、商工会の方から町の方に何とかしていただけないでしょうか、という意見もありまして、補助を1,000万というところで組んだところであります。総額は1億1,000万になって商品券がそれぞれ、買っていただくということになるところであります。

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 効果があったというのが数字に示されないからわかりませんが、今回とりあえず、1,000万という補助をして3億9,000万という町内に渡る給付金、それらを含めて、どの程度効果があつたかやはりその状況を把握した上で、議会にも我々にも知らせていただいたらいいかなと思います。で、場合によってまたこういう状況が今後起こった場合に、果たして1,000万円というのが妥当なのかどうなのか、財政上のこともあろうと思いますが、その点も含めて、今後考えていただきたいと思うわけですが、町長私の考えは財政が厳しいのに高原町からすると、1,000万じゃ足りないという意見なんです、方法がわかりませんが向こうも似たようなことだと思うんですけど、どうお考えですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回の定額給付金につきましては、各町村で、いろいろと取り組みをやっているようでございます。10%また、20%。高原の場合は20%だったと思うんですが、うちの場合は1,000万円ということで、内部でもいろいろ検討したわけですが。予算が許せば、財源が許せば、2,000万でも3,000万でもいいと思うんですが、ま一応、内部で1,000万円と結論を出して、このように予算化したわけでございますので、まあ、先程言われましたように、問題は後の効果がどの程度あるのか、その辺を今後実施に当たって、経過を商

工会のほうからその効果について報告するようにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） ひとつ、こういう状況でいろんな産業、本町の畜産も含めてですけど、大変苦境に陥っておりますが、商業者の方もそうだろうし、中小企業の方もそうだと思いますが、いろいろ支援については現状をよく把握して我々もまた報告いただいたりする中で、こういう事態を行政として支援していくということで、ひとつお願いを申し上げて終わります。

○議長（中石 高男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番です。ただいま議題になっております、第37号一般会計補正予算について反対の立場で討論したいと思います。

本案件については評価すべきところも多々ありますが、定額給付金の問題につきましては、最初の出始めは議員の皆さん御存知のように、アメリカ発という形のものです。プライムローンそのものは天災に問題のない優良顧客という形であるわけですが、サブプライムローンという返済能力が分からない人について、銀行が債権を多数販売したことによることによって発生したものであります。景気がいいと、この半年10ヶ月前までは日本は景気がいいんだというふうに言われていました。しかし、本町では景気がいいというのは実感が出来たんだろうかなというふうに思っています。しかし、景気が悪いとなると議題にありますように、すぐこの三股でも景気が悪いんだという形で影響があります。麻生首相はこの定額給付金の議案に対する発表の中で、景気が良くなったら、消費税を上げるんだというふうに公言をしましたし、その案件が出ています。三股町の場合、先程申しましたように、景気が良くなったという実感もないままに消費税だけは上がるということが考えられます。言葉は悪いかもしれませんが、例えば毒饅頭ではないのかな、これ食べたら消費税アップは文句をいわせんよというふうな形に捉えられてもしかたがありません。この景気が悪いのは私達が将来に向かって生活をする、例えば年金の問題であっても不安が一杯あるという形の中で生じていることも多々あるんだろうというふうに思います。この定額給付金を行うことによって、それは借金の返済であったり、将来に対する蓄えであったりということを出てくるんだろうと思っています。私は先程ありましたように、このプレミアムの商品券のように例えばこれが20%のプレミアムがついた商品券でやるとなると約4億ですか

ら、影響額は20億という形になってまいります。それではなくて、ただ金を配るだけ、ということでは、私たちは、私は到底これに納得がいくというふうには思いません。したがって、消費税の将来のアップということを基本理念に置いて本案に反対するものであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 他にありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 第37号の定額給付金の支給が含まれる20年度一般会計補正予算ですが、私たち共産党は、定額給付金については総選挙対策のばら撒きと批判し、消費税増税とセットで施策化が検討された経緯もあり、2兆円は雇用や社会保障などに使うべきであると主張し国会の場では、反対してきました。しかし同時に国会で予算が成立しますと、国民一人一人に定額給付金を受け取る権利が生じます。その権利を行使するかどうかは住民の意思に委ねられるべきものです。住民の権利を奪わず、支給の事務の遂行を妨げない立場から不本意ですが、この補正予算には賛成といたします。

以上、討論終わります。

○議長（中石 高男君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これより採決を行います。

御異議があるようですから、起立により採決します。議案第37号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上ですべての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時48分休憩

〔全員協議会〕

午後12時13分再開

○議長（中石 高男君） 休憩以前に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で平成21年第2回三股町議会定例会を閉会致します。

午後12時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 東村 和往

署名議員 山領 征男

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員